

反地	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	免租地	荒地(免租)
別	町	町	町	町	町	町	町	町	町
價	二〇、七四〇六	三、九二九	四、六九	七、四二二	四、八四二	二、七二四	一、六五	一〇、九一九	
	五、九〇三	三、九二九	二、八三	一、八〇三	五、三	五、三	二、四		

交通

○道路。富來、高濱間を通ずる縣道は堀松村より來りて、大笹、米町、小室、松木、直海の各字内を南北に縫ひ熊野村に去る、その道程一里十町あり、里道の重なるものは、本郡福浦村より鹿島郡七尾町に達するものにして、本村字松木より縣道に別れ、米町を貫き、西土田村字佛木を経て代田に至り、高濱七尾間の縣道に聯絡す、延長一里餘にして、今より十數年前西土田村及上熊野村の道路組合に依りて、縣費の補助を受け、堀松村を迂回して代田に至る四里の長距離を短縮せん爲に開鑿せられたるものなり、其他釋迦堂より熊野村字中山及鹿島郡中島村に、田村より志加浦村字赤住に、長田より福浦村に通ずる道路あり、

○郵便。通信事務は福浦局の配下に屬す、電信線、電話線は縣道に沿ひて架設せらる、

沿革

○藩政時代。本村中米町、小室、直海、釋迦堂、長田、田原、大笹は安永年間に在りては相神組に屬

藩政時代
沿革
郵便

交通
道路

維新以後

町村制施行以後

村長

し、文政以後に至りては土田組となれり、松木は慶長十三年土方雄久の領となりしが、貞享元年沒收せられて公領となれり、元祿二年鳥居忠教に賜ひ、同九年又た公領に歸し、享保七年前田氏に寄田となり、以て幕末に及べり、

○維新以後。戸長役場は最初米町に在りて、米町村外十四ヶ村戸長役場の管轄に屬せしが、後ち梨谷小山、矢田、印内の三村を除き、谷屋村外十一ヶ村戸長役場となり、谷屋に役場を置くこと一年餘なりしが、後また佛木外十一ヶ村戸長役場の管轄となり、以て町村制實施の時に至れり、

○町村制施行以後。明治二十二年四月直海外七區を以て本村を組織し、字直海百三十九番地に役場を置きしが、三十六年七月新築して之に移轉す、當初よりの村長氏名左の如し、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
星野佐兵衛	明治二十二年五月二十一日	明治二十二年十二月十七日
中谷吉松	同二十三年一月二十四日	同二十四年五月二十日
大塚與平	同二十四年六月六日	同二十五年十一月一日
村山須計雄	同二十五年十一月十七日	同二十六年十月二十日
村松脩平	同二十六年十二月六日	同三十三年十二月五日
荒木藤藏	同三十四年一月十一日	同三十八年四月十日
前村十兵衛	同三十八年五月十一日	同四十二年五月十日
中谷秀一	同四十二年五月二十七日	(現在)

職業

○職業。大正四年十二月末日現在本村の職業別戸数左の如し、

農業	工業	商業	自由業	其他	合計
自作 三四	業計	業	業	業	業
自作兼小作 一四九	小作 二三	二〇六	一六	七	一三
					二八
					二七〇

生産物

○生産物。大正四年中本村生産物の年額左の如し、

品目	数量	品目	数量	品目	数量
米	三、五二石	鶏卵	三六、二三四個	藺	三八〇枚
大豆	三四七石	桑葉	三、六〇〇貫	藪製品	三、九八八圓
小豆	一一三石	柿	四、七〇〇貫	瓦	九〇、〇〇〇枚
甘藷	二一石	林産物	一〇、七三五圓	壘	三六〇壘
馬鈴薯	一四、八五〇貫	同副産物	六八五圓	建具類	五四〇圓
大根	二、八九〇貫	麻織物	六、〇〇〇貫		
	一五、〇〇〇貫		一四〇反		

大正二年七月能美郡白峰村の人竹腰清助なるもの、直海丸山と稱する所に、瓦斯發動機を用て製材所を設け、附近の山林を伐採して製材し、多く加賀地方に之を輸出することを始めたり、

製材所

教育

寺子屋

小學校

○寺子屋。藩政時代に於ては、教育機關として特に記するものなく、幕末より明治初年に至る間素都益貞といふもの、村内有志の子弟を自宅に集めて、讀書算を教授せることありき、

○小學校。明治八年十二月二日本村小學校を創立し、小室村大家彦右衛門の宅を假用して、之を小室小學校と稱す、翌九年十月校舍を新築し、切畑小學校と改稱せり、同時に直海、栗山、釋迦堂の三村は分離して、直海村に一校を設立し、直海小學校と名づく、超えて十一年四月切畑小學校は米町村に移轉し、校舍には親井八郎右衛門の宅を假用せしか、翌年四月大笹村の芳野了祐の宅に移され、更に米町に轉じ、高間喜三郎の宅を假用するに至れり、十八年三月法令の改正により直海小學校を廢し、切畑小學校に併合し、校名を米町小學校とし、清水喜六の宅を假用したりしが、同年七月一日その校舍を新築す、二十年四月小學校令の實施により、簡易科米町小學校に指定せられ、通學區域を米町、小室、田原、松木、直海、釋迦堂、大笹、市野谷と定められたるも、二十五年四月小學校令の改正と共に、上熊野尋常小學校と改稱し、現今の各字を以て通學區域とす、明治三十年校舍を小室に移し、三十五年七月現在の地を相して校舍を新築す、明治四十二年兒童數の増加に伴ひ、校舍狹隘を告げしを以て、同年十月二十二坪を増築す、四十五年高等科を併置して上熊野尋常高等小學校と改稱し、大正三年五月更に三十坪を増築す、大正四年十月二十六日天皇陛下の御影を拜戴し、同五年十月二十六日皇后陛下の御影を奉戴せり、

高等科併置

左に學校長の氏名を列記すべし、

校長氏名	就職年月日	退職年月日
菅原英治郎	明治二十五年四月十日	明治二十七年四月一日
荒高敬太郎	同 二十七年四月一日	同 三十年四月一日
南正秀	同 三十年四月七日	同 三十一年四月七日
岩原正介	同 三十一年四月七日	同 三十九年四月五日
岡田信次	同 三十九年四月五日	同 三十九年九月六日
福田喜作	同 三十九年九月六日	同 四十一年四月八日
奥村邦俊	同 四十一年四月八日	同 四十五年三月三十一日
藤田勇吉	同 四十五年三月三十一日	(現在)

補習學校

○補習學校。明治三十九年二月二十五日本村小學校内に上熊野農業補習學校を附設開校し、修業年限三ケ年にして毎年十二月一日より翌年二月末日まで、毎日午後七時より九時に至る間授業をなす、大正四年度よりは卒業生の爲め更に研究科を設けたり、

青年團

○青年團。明治四十四年七月三十日郡告示青年團準則により、上熊野校下青年會を組織し、各字に支部を置く、八月十四日發會式を挙げ、會長、副會長、顧問、幹事、評議員、代表者、支部長等を選出し、十五歳より三十五歳に至る男子を以て通常會員とせり、本會は教育勸語及び戊申詔書の趣旨を奉體し、青年教育の普及發達を計り、會員知徳の向上を謀るを以て目的とせしが、大正五年六月十

四日に至り、同年石川縣告示第七十三號の趣旨により其の組織を變更して、更に羽咋郡上熊野村青年團を編成し、十二歳以上二十歳未満の男子にして、小學校其他の學籍に在らざるものを正團員とし、二十歳より廿五歳に至る者を特別團員とし、名望家及び本會に功勞ありし者を名譽團員とし、小學校長を團長に推薦し、巡回講話會、巡回書庫、夜學會、相撲力持、農産物品評會、善行獎勵等を以て其事業と爲せり、

神社

神社

瀬戸比古神社

○瀬戸比古神社。字直海に在り、素都乃奈美留命を祭る、式内と稱すれども異説あり、社傳によれば、崇神天皇の世に高志國造と定められたる素都乃奈美留命を祭れるものにして、社傍に在る親王塚と稱するもの即ち命の墳墓なる、古より瀬戸比古神社と稱へ、養老二年三月命の後裔、素都初正麻呂益師その祠官となる、これより十二世の間官位叙任あり、元暦元年三月頼朝の執權北條時政神殿を造營し、神領百町を寄進す、是に於て神職は素都の外九十九名、巫は美波の外七名、社僧は洞禪院の外四十七名を附せらる、而して社僧は別に鬼門除神社又は白山神社と唱へ、神官は式内瀬戸彦神社と稱して兩神殿となる、己にして本國守護島山滿則等營殿獻領の事あり、當時規模宏大にして四近郷莊の總社たりしが、後ち漸く荒廢して復た舊時の觀なく、寛永中洞禪院等も退轉して、神職素

都一名を殘すこととなり、寶曆十二年前田氏の命により白山社の號を廢し、専ら式内瀬戸比古神社と稱せしが、明治維新の後、官命により改めて直海白山神社といひ、近歲舊稱瀬戸比古神社に復したり、本社は明治三十九年十二月二十九日本縣告示によりて指定せられ、神饌幣帛料の供進使參向することとなり、

〔諸社根源記〕

直海村鎮座瀬戸比古神社、

〔皇朝百代通略〕

瀬戸比古神社、祀瀬湍津比咩命、羽咋郡直海村、

〔加越能式社考〕

瀬戸比古神社、今在直海村、

〔神社叢錄〕

瀬戸比古神社、直海村に在す、

〔神祇志料〕

瀬戸比古神社、今直海村にあり、

〔能登路記〕

瀬戸比古神社、直海村、

〔加越能式内等舊社記〕

直海白山神社、堀松庄直海村鎮座、今邑民稱白山宮、或云多武之御舊社也、

〔能登名跡志〕

又直海村といふには瀬戸彦神社立給ふ、

若宮社。字小室にあり、村社にして諸岡比古神、大巳貴神を祭る、古より諸岡比古神社と號し、式内社の一なりと稱すれども固より異説あり、應永六年本國守護畠山滿則社殿を造營せりといふ、明治維新の後官命に由りて今の社號に改む、

〔金澤藩式内調書〕

諸岡比古神社、小室村鎮座、

〔神社叢錄〕

諸岡比古神社、小室村に在す、

○日枝社。字米町に在り、村社にして大山咋命、鹽雄神を祀る、

○伊布岐社。字松木に在り、村社にして伊吹男神、須佐之男命、稻田姫命を祀る、

○日枝社。字田原に在り、村社にして大山咋神を祀る、

○日吉神社。字直海に在り、無格社にして大山咋命を祀る、後冷泉天皇の御宇治暦元年三月近江國

の日吉神社を勸請せしものにして、始は高位村の産土神なりしも、天和六年三月前田利常、高位村

を直海村に併合せしを以て、直海村に屬することとなり、

○八幡神社。字釋迦堂にあり、村社にして應神天皇、大穴牟遲命、神功皇后を祭る、

〔能登名跡志〕

第四十四章 上熊野村

若宮社

日枝社

伊布岐社

日枝社

日吉神社

八幡神社

又釋迦堂村の氏宮は御神體丈六の釋迦如來也、則社地は大寺の跡なりしにて、礎等残り有、

見竹社

○見竹社。字長田に在り、村社にして神日本磐余彥命を祀る、

八幡社

○八幡社。字大笹に在り、村社にして應神天皇、神功皇后を祀る、

大杉社

○大杉社。字大笹に在り、無格社にして仁徳天皇を祀る、

寺院

誓傳寺

誓傳寺

○誓傳寺。字直海にあり、真宗大谷派に屬し寺格は別助音地なり、本寺は元福浦村地内ヨシラにありしが、後此地に轉ず、開基當時は眞言宗なりしも、蓮如上人に歸依して眞宗となり、其の後代を重ぬるこゝ十七世に及べり、

願行寺

○願行寺。字大笹にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり元眞言宗なりしも後改宗す、明治二十七年九月二十四日堂宇焼失し、二十八年再建す、

德願寺

○德願寺。字米町にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり、元字直海にありて天台宗なりしも、上杉謙信のために焼拂はれ、後今の地に移る、

德滿寺

○德滿寺。字直海にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地にして、僧了喜の開基にかゝる、元眞言宗なりしも後眞宗に歸依す、享保七年火災のため堂宇文書等悉く焼失して、其由來を詳にするこゝ能はず、

安入寺

○安入寺。字長田にあり、眞宗大谷派に屬し、寺格は助音地なり、初め眞言宗なりしも後眞宗に改む、天正八年僧慶善の開基にして、爾來十七代を經、以て現今に至る、堂宇は今より六十年前の建築にして、庫裏は明治三十一年の建立なり、

名蹟

名蹟

直海

○直海。當村日吉神社社記に依れば、元和六年三月高位村を本村に併せたりと、又釋迦堂氣多八幡神社の社記によるに、往古大釜村といふがありしを、承應三年直海村に合併すといへり、

釋迦堂

○釋迦堂。當村八幡神社社記によれば、曆應元年高位村の一部を分ちて本村を置くといへり、名跡志に當村の氏宮の神體は丈六の釋迦佛なることを記す、村名の由て起る所を知るべし、

大釜

○大釜。今直海の小字に大釜あり、昔は福浦のヨシラ(一名小福浦)と共に、大釜村と稱して一村をなしたるものにして、直海の誓傳寺は當時そのヨシラに在りきといふ、明應年間五里峠を以て分ち、西を福浦村に東を直海村に隸せしめたりといふ、

米町瀧

○米町瀧。字米町にあり、斷巖を蹴つて落つること三丈九尺にして米町川に注ぐ、瀧壺には男女兩性の不動石あり、此處にて漁する八つ目鰻は薬用として其名遠近に著る、河畔に棲息する蟹は其大さき約五分乃至八分のものあり、

多武山

○多武山。字直海村瀬戸比古神社鎮座の地なり、崇神天皇の御宇に當り、一年五穀登らず、農民飢餓に瀕せしかば、惡鬼暴賊時に乘じて群起し、人類將に絶えんこせしかば、朝廷之を鎮撫せんが爲に、孝元天皇の皇子大彥命の御子、素都奈美留王を此處の國造と定めて下し給ひたり、王詔を奉じて此地に向ひ、直海瀬戸比古山に居を定められ、徐々に衆賊を討伐し、妖魔を退治せしかば、疫癘息み田穀登り、災害悉く消滅して安國の功を奏し給ふ、其後幾ばくならずして命薨じ給ひしかば、衆民來集して尊體を瀬戸比古山多武峰字城山に葬り、其鴻恩を傳へんが爲に神靈を奉祀せるなりといふ、

寶塚

○寶塚。一名御荷塚ともいふ、素都奈美留王の墳墓より南方六十間許を距て、命の用ひ給ひし寶器を埋めし所なりと傳ふ、

御手洗池

○御手洗池。素都奈美留王の墳墓を距る南方二十間の所にあり、命の館跡にして、常に用ひ給ひし泉水はこれなりといへり、今尙清水湧出す、

鑛山

○鑛山、本村田原地内に金鑛を發見したりとて、十數年以前試掘せしが、成績惡しかりしを以て中止し、今其跡のみ存せり、米町瀧の上流にも院田と稱する地に銅脈ありとて、前年採掘を試みたるものありしも、これ亦中止せり、米町瀧に對したる所に一箇の洞穴あるも亦た燐鑛試掘の跡なりといふ、

從軍

戰役	兵種官等級	位	氏名	事故
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	尾崎松太郎	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	寺谷八藏	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	木村由太郎	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	野田五左衛門	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	南重左衛門	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	前口十左衛門	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	宮村太市郎	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	高村覺佐	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	小室清一	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	中谷秀兵衛	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	島田四兵衛	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	新村真武	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	新町松太郎	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	高瀬三郎	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	清水喜三郎	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	竹中榮久	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	門善太郎	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	穴田與八郎	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍輻重輸卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒
動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等
橋川	森場	山田	米町	前口	前川	杉本	竹中	水口	池谷	米町	裏間	鳥越	竹中	島中	江下	唐芋	中仁	穴村	新田	谷吉	池高	東精	池永
松	吉	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助	助
療病	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰	戰
兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死	兵死

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍騎兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒
動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等
清水	南波	小波	青山	大磨	新谷	大我	針木	瓦內	谷由	葛口	米町	中坪	谷重	川口	柳橋	星場	穴田	小下	前谷	東川	池高	東精	池永
久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏	久藏
戰死	戰死																						

明治三十七八年役

○高井地蔵。直海と釋迦堂との境界に高井と呼ぶ地あり、此處の地蔵の背に斜に切りたる傷あり、昔謙信釋迦堂の地内なる堂宇を攻めんとて、乗馬のまゝ、高井の藪を通過せしに、其馬忽ち立止まりしかば、謙信怪みて何者か潜むならんとて、兵共に命じて探ねしめしに、藪中より一體の地蔵現れたり、謙信乃ち刀を抜きて之を斬りしに、地蔵の背より血流れ出できといふ、

○へらそ。字大笹地内縣道の傍に地蔵堂あり、名けてへらその地蔵といふ、へらそは地名なり、此地蔵はもと志加浦村字町、安部屋の境界にありたる、が或時海山坊なるもの其處を通りしに、地蔵、海山坊を呼び止めて曰く、汝我を負ひて直海高井に到らば、我汝をして一生安樂ならしめん、然れども若し途中にて人に遭はば、幸福を與ふること能はずと、海山坊依りて之を負ひしに、其の重きこと限りなく、流汗淋漓辛うして大笹のくるしま坂に懸りし時、突然人影現はれしかば、地蔵海山坊に命じて脊より下さしめ、遂に其地に止れり、これ即ちへらその地蔵なりと、

○鐘ヶ淵。字直海中村より別所に通ずる途中に鐘淵あり、その由來を尋ぬるに、或時辨慶、寺の梵鐘を盗みて去りければ、人々驚きて之を追ひしに、辨慶は樺の大木の枝に鐘を吊して逃去りぬ、然るに其枝は鐘の重さに堪えずして折れしかば、鐘は落ちて其所に穴を生じて遂に淵となる、これ即ち鐘ヶ淵にして、此水を汲み替ふれば降雨を見ると云へり、二十年前村民旱魃に苦みし時、鐘淵を浚深せしに未だ其半を終らざるに、大雨沛然として來れりといへり、

第四十五章 熊野村

總説

○位置廣表。本村は郡の北部に位せる一山村なり、地形南北に長くして二里十五町に及び、東西に短くして三十町を數ふ、其面積奇零二一方里とす、東は鹿島郡豊川村、西は本郡福浦村、南は上熊野村、北は富來村稗造村及鈍打村の一部に接し、四面山を以て圍繞せり、

○地勢。本村は四面皆山嶽なりと雖も、概して北に高く南に低きを以て、河流は何れも南流す、日用川は日用、草木及び町居を経て鹿島郡豊川村に入り、草木川は草木より出て豊後名に於て荒屋川に合す、荒屋川は荒屋より發し、谷神、三明、中島を経て豊後名に至り、草木川を容るゝものにして、上熊野村に入り米町川となるものなり、土地は岩石と砂礫とを交へ、豊饒ならずと雖も亦甚しく劣悪ならず、水利亦良好なるを以て能く耕耘に適す、

○區劃。本村は分ちて中山、日下田、町居、豊後名、三明、中島、谷神、草木、荒屋、日用の十區とす、

○戸口。大正四年十二月現在本村の戸口左の如し、

本	籍	戸	數	一、二七七	人	口	一、五九七	現	住	戸	數	二四〇	人	口	一、五一四
---	---	---	---	-------	---	---	-------	---	---	---	---	-----	---	---	-------

○土地。大正四年十二月現在本村の民有土地左の如し、

反地	田	畑	宅地	山	林	原野	雜種地	池	沼	免租地	荒地(免租)
別價	一、九七五 五、五三三	三、九六五 二、三五	三、二二 八、八八	五、七 一、四	七、三 五、四	四、六 七、七	〇、三 五、四	六、七 一、	三、七		

交通

○道路。本村は山間に僻在するを以て、往時は交通甚だ不便にして、僅かに人馬の通行に堪へしのみ、されば通信機關に至りては元より不完全なりしが、明治十年大谷派本願寺法主能登國巡錫の際、高濱以北沿道各信者の努力により、高濱、富來間に一新道を開鑿し、其後明治十八年外浦往來區域なるもの組織せられ、高濱町以北西浦村に至る沿道各村の組合により之を經營せしも、完全なる修理をなす能はざりき、越えて明治三十六年に至り縣費支辨の道路に編入せられ、こゝに初て從來の面目を一新せり、此縣道は高濱より來り豊後名、三明、谷神、荒屋を経て富來に至るものにして、本村内を通過する里程一里あり、又福浦より豊後名、草木、町居を経て、鹿島郡中島に至る往來に至りては、漸く人馬を通ずるに過ぎざりしを以て、明治二十九年福浦村西野孫右衛門、端谷輔仁、都幸之助、本村植村利隆、前田重一、高島林造、鹿島郡豊川村辻口宇右衛門、岡田常藏等極力之が改修に努力し、遂に熊野村、福浦村道路組合を組織し、縣費の補助を得て其の開鑿を企畫せしも、容易

に之を完成せしむるに至らざりしかば、明治四十四年初て縣費支辨道路に編入せられ、爾來繼續改修に努めつゝあり、今後兩三年を経ばこの道路も亦車馬絡繹たるものあるに至るべし、其本村内を通過する距離亦一里とす、

○郵便。明治五年五月富來郵便局を置かるゝや、本村は其管轄に屬し、後ら福浦郵便局の管轄に移り、目下同局の區域にあるも、毎日漸く一回の集配を見るのみ、加之郵便物は常に一旦本村を通過して福浦に送られ、更に翌日に至りて配達せらるゝを以て、其の不便なること頗る甚しとす、

沿革

○藩政時代。本村各字中、豊後名は最も沿革に富めり、此地は元來公私入會の地なりしが、慶長十三年其公領の部分は土方雄久の領となりしが、貞享三年沒收せられて公領となり、元祿二年には鳥居忠救の領となり、同九年再び公領に歸し、享保七年前田氏に寄田となりしが、天明六年に前田領と公領と交換の事ありて、爲に豊後名の中、前田領の部分も亦た公領となり、以て幕末に至れり、而して其他の各字に在りては最初より前田領にして、安永の頃は相神組十村の支配を受け、文政の頃には日用、荒屋、谷神、三明、中島は富來組となり、町居、草木、中山、日下田は熊本組に屬せり、

○維新以後。明治四年前田領は富山縣となり、次で七尾縣となりしが、豊後名は富山縣に屬せり、

五年七月石川縣を置くに及んで、凡て其の管轄に歸す、明治十一年郡區制施行せられ、戸長役場の設けらるゝや、本村中、草木、荒屋、谷神、中山、日下田、町居、日用は現今の富來村なる字高田、七海領家、七海生神、牛下と共に、七海村外十二ヶ村戸長役場の管轄に歸し、字三明、中島、豊後名は別に戸長役場を設け、其管轄に屬したり、明治十七年六月三十日本村全部は今の富來村等と共に、地頭町外十八ヶ村戸長役場の治下となり、同十八年町本江村の地頭町村に合併せらるゝや、地頭町外十七ヶ村戸長役場と改稱せられたり、

○町村制施行以後。明治二十二年四月町村制實施に當り、現今の十字を以て熊野村と稱し、村長、助役、収入役其他必要なる書記附屬員を以て役場を組織し、各字を以て行政區劃とし、每區に區長を置き、而して本村役場は町村制施行の際豊後名に置きしも、村端に位するが故に萬事不便なるを以て、明治三十二年六月之を中央なる草木に移せり、

町村制實施以來の村長氏名左の如し、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
山海星重郎	明治二十二年六月十九日	明治二十三年四月十二日
大瀧利隆	同二十三年四月十五日	同二十四年四月十日
植村利隆	同二十六年四月四日	同三十六年一月五日
大瀧利隆	同三十六年四月七日	同三十八年十二月三十一日

町村制施行以後

村長

高島林造	同三十九年四月二日	大正三年四月十五日
多々良正太郎	大正三年六月十八日	同五年一月六日
古川吉兵衛	同五年四月六日	同五年六月二十七日
中川清太郎	同五年八月五日	(現在)

○巡查駐在所。明治二十五年字豊後名に巡查駐在所を設け、一旦之を廢止したるも、其後再び設置せらる、現今の豊後名駐在所即ち之なり、

産業

○職業。大正四年十二月末日本村の職業別戸數左の如し、

農業	工業	商業	自由業	其他	合計
自作兼小作 小作	八	五	七	九	二四〇
四三					
一四〇					

○生産物。大正四年中に於ける本村生産物の年額左の如し、

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	三、四五三石	粟	二四石	薪炭	一四〇束
大麥	二八三石	菜類	三四、五六〇貫	丸太及角材	八一〇石
小麥	九石	柿	八〇〇貫	竹	八五〇捆
裸麥	一三石	梨	七、五六〇貫	鶏卵	一、四〇〇束
大豆	一七九石	繩	三〇〇貫	酒	一四、二三五個
小豆	四八石		九、九〇束		一一〇石

教育

小學校

○小學校。教育は古來寺子屋を以て唯一の學問所と爲し、も、明治八年小學校の設置せらるゝや、本村字三明に一校を創立して、之を三明小學校と稱し、本村及上熊野村字長田を以て其通學區域とせり、後ち世の進歩と共に、通學の不便は延て學業の進歩を妨ぐべきを悟りし結果、同校を割きて二とし、三明、中島、豊後名、中山、長田を以て校下とする一校を豊後名に設け、之を立生小學校と稱し、荒屋、谷神、草木、町居、日下田、日用を校下とせる一校を、草木、町居交替に教場を設くることとし、之を尙志小學校と稱せり、而して立生小學校は、篤志者植村利左衛門が費用の殆んど全部を寄附せしために、速に校舎を新築することを得たり、尙志小學校も亦交替設置の不利を悟ると同時に、草木に於て一校舎を新築せんことを計りしも、協議の結果町居、日下田を區域とせる分校を町居に設け、荒屋、谷神、草木、日用を區域とする本校を草木に置くこととす、至徳小學校これなり、其後校名に所在地を冠することとなりしを以て、至徳小學校を草木小學校、立生小學校を豊後名小學校と改稱す、明治二十三年町居分校を廢して草木に合併し、豊後名小學校を草木分校とせり、然るに幾何ならずして豊後名分校を獨立せしめしも、明治三十三年草木校の改築を要するに至りし際、兩校の經營は村教育に不利なりとの議出でしも、其議遂に纏まらずして、草木の校舎改築を實行せり、然るに明治四十二年義務教育を六ヶ年に延長せられたるにより、兩校舎共に狹隘を感じたる

高等科併置

際、東宮殿下北陸に行啓あらせらるゝに會しければ、こゝに此光榮を記念せんが爲に兩校合併を斷行し、字草木の南端即ち村の中央に校舎を新築して熊野尋常小學校と改稱せり、其後大正元年三月、富來村外七ヶ村學校組合を解散し、同高等小學校を廢止すると共に、本校に高等科を併置して、熊野尋常高等小學校と改稱することとなり、左に學校長の氏名列記すべし、

校 長	氏 名	就 職 年 月 日	退 職 年 月 日
高 島	林 造	明治二十三年五月一日	明治二十四年八月
島 倉	鐵 三 郎	同 二十四年九月	同 二十五年六月一日
佐 木	千 太 郎	同 二十五年八月二十五日	不 詳
河 島	彦 三 郎	同 二十七年二月十日	明治三十一年三月三十日
野 崎	守 正 郎	同 三十一年三月三十一日	同 三十一年一月二十日
小 關	正 安	同 三十一年九月一日	同 三十三年一月二十日
北 村	重 作	同 三十三年一月二十日	同 三十五年十月二十七日
門 前	正 人	同 三十五年十月三十日	同 四十二年五月八日
石 黒	甚 突	同 四十二年五月八日	同 四十四年三月三十一日
山 田	甚 吉	同 四十四年三月三十一日	大正二年三月三十一日
澤 田	敏 忠	大正二年三月三十一日	同 四年三月三十一日
鍋 岡	嘉 一	同 四年三月三十一日	(現 在)

補習學校

○補習學校。豊後名及草木に農業補習學校あれども、義務教育年限延長のために入學者少くして、

未だ盛況を呈するに至らず、

青年團

○青年團。本村に於ては從來草木青年團(明治三十三年三月創立)中山青年團(同四十年九月)三朋青年團(同四十年九月)谷神青年團(同三十九年八月)荒屋青年團(同四十年八月)町居青年團(同三十五年八月)豊後名青年團(同三十九年九月)の設ありしが、四十四年十一月に至り、之を統一して學校を中心とせる熊野村青年團を組織し、舊來の各字青年團は之を支部とし、冬季三ヶ月間の夜學を初とし、通俗講談、農業改良、風俗改善等を以て其事業と爲し來りしが、大正五年七月に至り、同年石川縣告示第七十三號の趣旨に則り、從來の團體を解散して、更に熊野村青年團を組織す、是に於て從來團員の年齢十五歳より三十五歳までなりしを改めて、十二歳以上二十歳未満とせり、

神社

神社

松尾神社

○松尾神社。字町居に在り、村社にして大山咋命、玉依比賣命を祀り、松尾明神と號す、相傳ふ承和元年八月山城國松尾神社を勸請すと、往古より町居、草木、日下田三村の總社なり、明治四十一年四月四日本縣の指定によりて神饌幣帛料供進使參向することとなり、

〔加越能式内等舊社記〕

松尾神社、熊野郷内町居村鎮座、稱松尾明神、別當所號海松山松尾寺、

熊野神社

○熊野神社。字谷神に在り、村社にして伊弉諾命、速玉男命、事解男命を祀る、治承四年の勸請に係

り、古は熊野一郷の總社にして寺僧數箇寺ありきといふ、今尙五輪塔百餘を存す、

〔加越能式内等舊社記〕

熊野神社、熊野郷谷神村鎮座、舊傳云往昔熊野一郷之惣社、純打山熊野社之本社也、

日枝神社

○日枝神社。字草木に在り、村社にして大山咋命、草野比咩命を祭る、社記に據れば、用明天皇の皇孫田那部王是地に草庵を結びて居り、妃草野姫と偕に土民に文字を教へ職業を授く、既にして二人薨せしかば、王の像を邑の祠に祀り、又妃を合せ祀れり、文龜三年九月町居村を割きて草木村を置

く、其の際大に祠宇を造りて、近江國日吉神社の神靈を勸請し、日枝神社の稱を冒せりといふ、

荒魂神社

○荒魂神社。字荒屋に在り、村社にして宇加御魂命を祀る、仁明天皇嘉祥二年五月山城國稻荷神社を勸請せるなり、

白山神社

○白山神社。字日下田に在り、無格社にして菊理比賣命を祀る、花山天皇寛和二年七月加賀國白山比咩神社を勸請したるなりといふ、

菅原神社

○菅原神社。字中山にあり、村社にして菅原道眞を祀る、後三條天皇の延久四年當村字天神川淵に落雷の奇異あり、よりにて山城國北野社を勸請し、産土神天滿宮と稱せしが、明治七年十月菅原神社と改稱せり、

少彦名神社

○少彦名神社。字日用にあり、村社にして少彦名命を祀る、

大原神社

八幡神社

木船神社

寺院

淨因寺

松尾寺

○大原神社。字中島にあり、村社にして伊弉册命を祀る、

○八幡神社。字豊後名にあり、村社にして應神天皇、神功皇后を祀る、

○木船神社。字三明にあり、村社にして、罔象女命、閻羅神を祀る、

寺院

○淨因寺。字草木に在り、眞宗大谷派に屬す、寺傳に據るに、用明天皇の皇子來目王の子、田那部王來りて村松庄に占居し、聖德太子の作なる阿彌陀佛を奉祀せり、由りて其地を阿彌陀堂といふ、王能く民を化して業を教ゆ、大同三年僧空海の巡化するや、王の後裔之に歸依して名を弘念と改め一寺を創建し、之を淨因寺と稱ふ、後亦た了念といふものあり、明應五年本願寺蓮如に從ひて眞宗となり、文明六年本寺を再建すといふ、

○松尾寺、字町居にありて眞言宗なり、寺傳に據るに推古帝の時田那部王筑紫より來りて、此の地の阿彌陀堂に住居す、大同三年僧空海來る、王の後裔就きて戒を受け、兄弘念は淨因寺を草木に創め、弟智海は承和元年本寺を建て、山城國より松尾大明神を勸請せるを以て、寺號を松尾寺と稱せり、當時規模廣大なりしかども、天正年中兵燹に罹り、その後再興して藩主前田氏の祈願所となるといふ、松尾大明神は町屋、草木、日下田の總社なりしが、維新以後神佛混淆を禁せられしを以て、

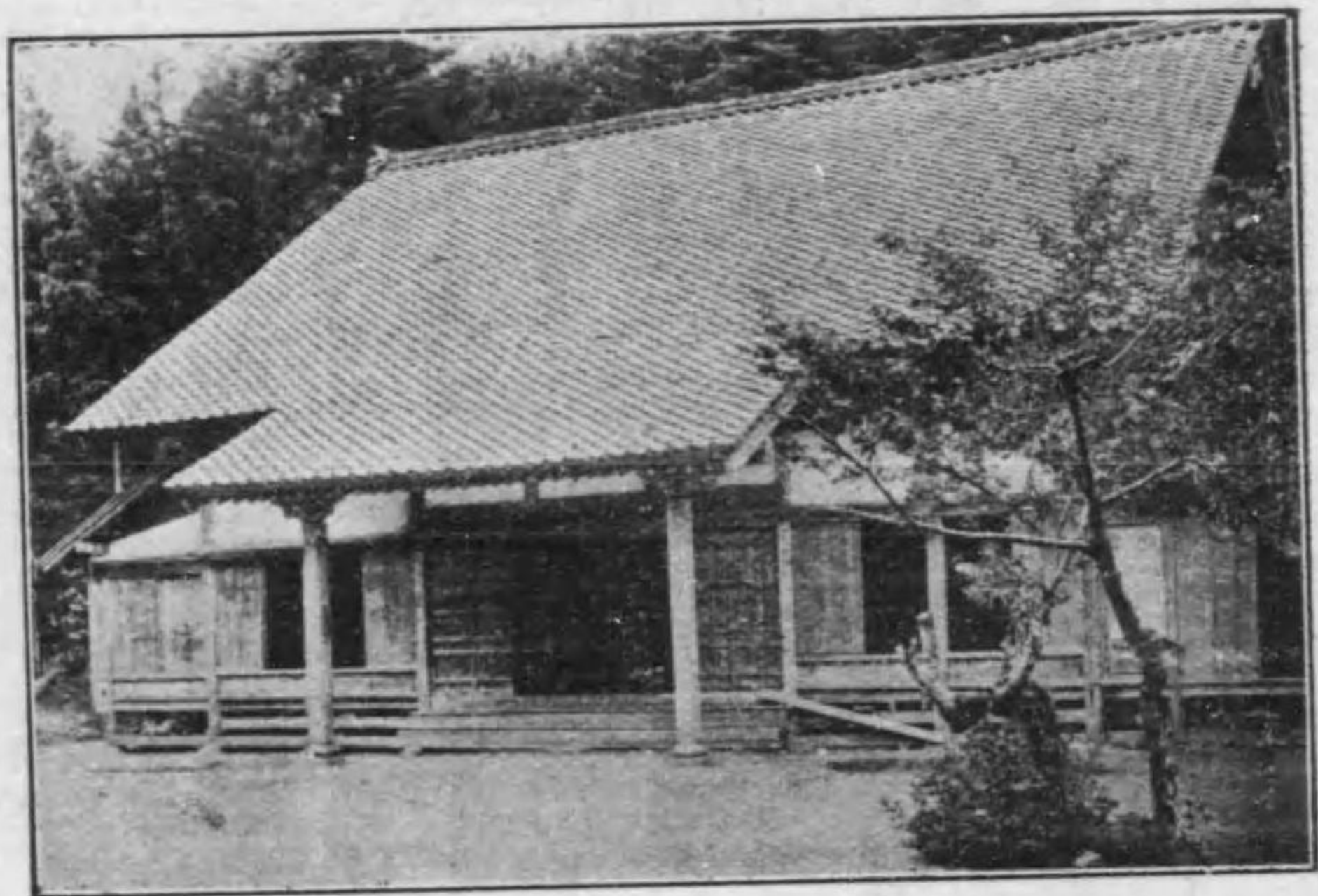
正念寺

妙福寺

名蹟
草木

人物

村松標左衛門



松尾寺

別に松尾神社を置き、本寺は其の奉仕を廢するに至れり、

○正念寺。字中山にあり、眞宗大谷派に屬す、元龜二年開基明祐、本願寺第十二世教如に歸依し、本寺を創立せしなりといふ、

○妙福寺。字三明にあり、眞宗本派に屬す、延徳三年三月僧圓淨の開基にかゝる、圓淨は石川郡木越村の産にして、本願寺蓮如に歸依し、本寺を創建するに至れるなりといふ、

名蹟

○草木。文龜三年九月町居村を分ちて本村を置くと當村日枝神社社記に見えたり、

人物

○村松標左衛門。標左衛門は町居の人なり、初名は

從軍

從軍

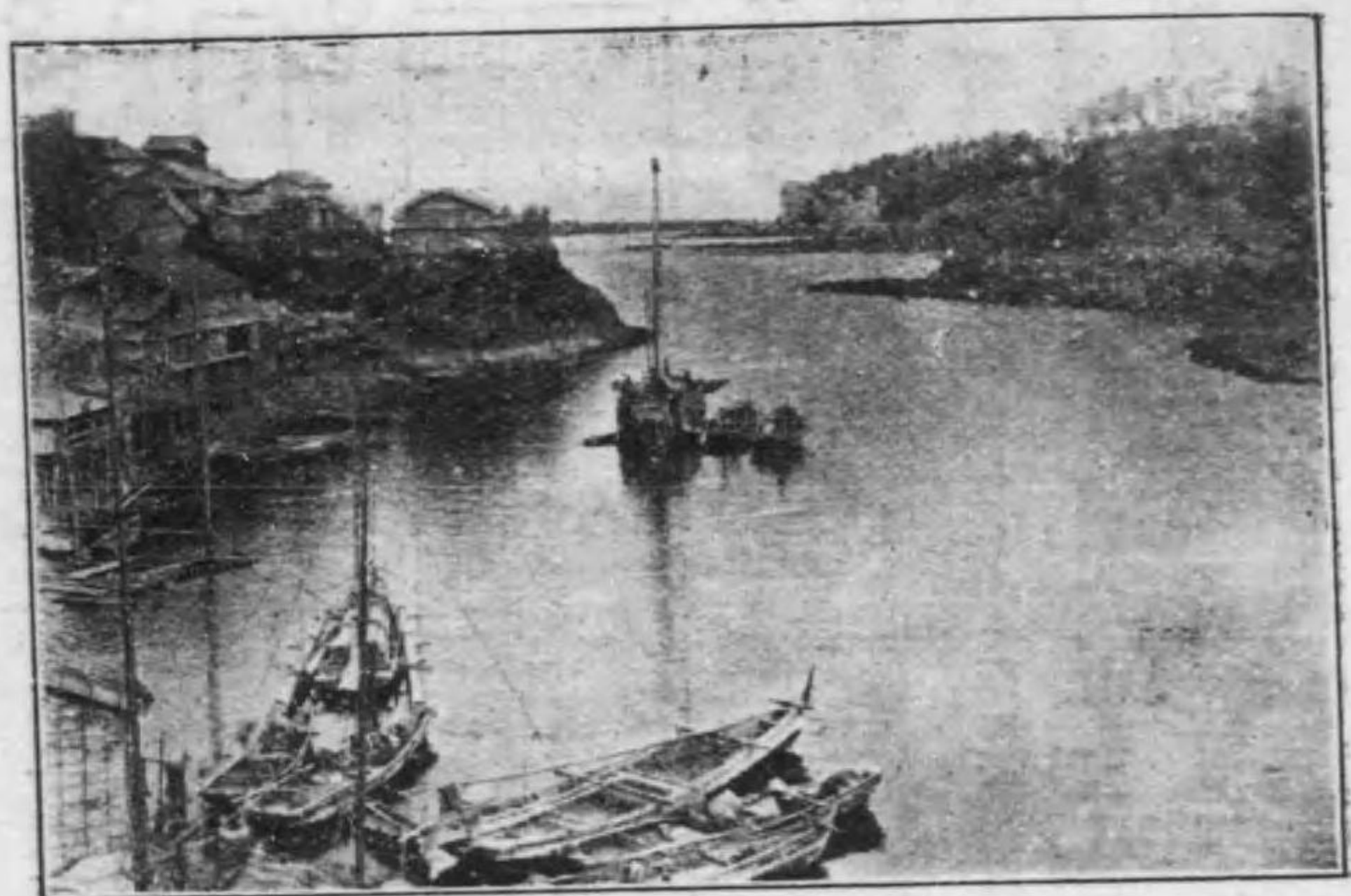
伊兵衛、字は紀風、尙志軒又は樵畊齋と號す、寶曆十二年生る、寛政の頃京師に之きて小野蘭山の門に入り本草學を修め、郷に歸りて兒子を督し、松柏及び竹類を植ゑ、或は深山幽谷に入りて奇草異卉を探り、之を屋後に栽培して以て自ら樂む、文化十三年藩主前田氏、辟して世子の從臣と爲さんごせしも辭して就かず、國老村井氏に仕へ、潤國澤民の法を選述して之を進む、文政四年命を奉じて關東に使い、朝鮮人參の種藝製法を傳ふ、年老いて仕を辭し、郷に歸り讀書倦まず、遂に大和本草大意、救荒本草啓蒙、爾雅啓蒙、花鏡啓蒙、古文孝經參疏、木農精微論、馬療木鐸大全、馬醫本草擇解等數十本を選述せしが、其多くは未だ上梓するに及ばずして、天保十二年歿せり、享年七十九、標左衛門人と爲り朴直にして文飾なく、嚴格にして仁恕、常に躬ら韜晦して售らず、嘗て長崎に至りて甘藷の栽培を驗し、歸りて之を本郡の酒見、在江、及び加賀國河北郡高松、越中國射水郡久保等の諸村に試作して、成績頗る著しく、次で加賀國能美郡澤村の藥園を改良し、繼で大阪に之きて鍊丹の製造法を究め、紀州に遊びて蜂蜜の製法を明かにせりといふ、

戰役	兵種官等級	位	氏名	事	故
明治二十七八年役	二名氏名不詳	勳八等功七級	高藏	乙松	戰死
明治三十七八年役	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	高藏	乙松	戰死

同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	間瀬庄太郎	戰死	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	海本忠吉	戰死	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	山本總十郎	戰死	
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等功七級	大瀧梅松	戰死	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	小谷内吉太郎	病死	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	高島喜太郎		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	齋藤長太郎		
同	陸軍歩兵伍長	勳八等功七級	井高徳次郎		
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	西岡彌三右衛門		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	小瀧龍太郎		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	島田久松		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	米屋藤太郎		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	海木澤次郎		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	宮坂乙松		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	町田常太郎		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	山田平次郎		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	坂本平次郎		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	中谷平次郎		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	小瀧升太郎		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	叶長太郎		
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	堂口左衛門		
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	熊野榮藏		
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等功七級	平橋金藏		

總説
位置廣表

地勢



福浦港

第四十六章 福浦村

○位置廣表。本村は羽昨町を距る北七里に在りて、村内に大澗、水の澗の二澗あり、之を福浦港と稱し、其灣頭北緯三十七度五分、東經百三十六度四十三分に村設燈臺を有す、村の東北は富來村に、東は熊野村、南は上熊野村に、南西は志加浦村に界し、西北は日本海に面す、東西二十一町、南北二十九町、面積奇零五方里に過ぎず。

○地勢。本村は土地一帯に高くして、西方は海に迫り、概ね斷崖絶壁をなし、海岸線の中央部に灣入する所は即ち福浦港なり、村内平地極めて少く、狭長なる溪間を耕地とす、河流には特に記すべきものなく、只僅に神川と稱する小流の、大澗に注ぐものあるのみ、

第四十六章 福浦村

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍騎兵一等卒	陸軍砲兵上等兵	陸軍砲兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒
動八等	動八等功七級	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等
稻垣太郎	小瀧牧太郎	加島久太郎	小林竹次郎	宮本乙三郎	山谷喜三郎	山本藤三郎	岩代榮松	上野與太郎	向口榮太郎	水口八太郎	坂田太郎	坂田太郎	本田藤太郎	坂本榮松	坂本榮松	西岡竹次郎	村島徳太郎	藤見喜三郎

用水は河水の外所々に溜池を造りて之を利用す、

○區劃。本村は一部落を以て成立し、大字別の區劃なし、

○戸口。大正四年十二月現在本村の戸口は左の如し、

本籍一戸數	二四〇人	現住一戸數	一八七人	口	一、〇五七
-------	------	-------	------	---	-------

○土地。大正四年十二月現在本村の民有土地左の如し、

反地別價	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	池沼	免租地	荒地(免租)
	四、七三九町歩	一、〇四七町歩	三、五九四町歩	一、八六〇町歩	二、五三〇町歩	四、三三三町歩	九、四三三町歩	三、九七六町歩	—
	八、九四八町	一、一四九町	五、〇四三町	一、八二二町	三、四〇三町	四、三三三町	九、四三三町	三、九七六町	—

交通

○道路。本村は交通の便悪しく、人車を通じ得べき道路は、本村より高濱町に至る假定縣道あるのみ、其他鹿島郡中島村に至る縣稅支辨道路あるも、現今改修中にして未だ人車を通ずること能はず、又富來村に達する道路は、山路急峻にして人馬の往來頗る困難なり、

○漕運。海岸に港灣あるを以て稍便利なり、近年七尾町大興汽船會社汽船の定期寄港するに及び、一層の便を増すに至れり、

○郵便。福浦郵便局は明治五年六月驛遞局を設けて郵便事務を取扱ひたるを以て始とし、明治二

區劃
戸口
土地
交通
道路
漕運
郵便

十七年一月一日より爲替貯金を取扱ひ、明治三十四年十二月一日より電信事務をも取扱ふこととなり、以て今日に至れり、

沿革

○幕政時代。十村役によりて村治を爲せる頃にありては、安永年間には相神組に屬し、文政以降にありては富來組に屬せり、

○維新以後。明治十一年郡區制を布き、戸長役場を置くに至りて、本村は富來村戸長役場の所轄となれり、

○町村制施行以後。明治二十二年四月町村制を施行するに及び、本村は獨立して一の自治體を編成す、爾來村長となりし者の氏名左の如し、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
藏部松次郎	明治二十二年五月二十一日	明治二十六年五月二十日
藏部松次郎	同 二十六年六月十七日	同 二十六年六月二十日
西野孫右衛門	同 二十六年七月二十四日	同 三十年七月二十三日
西野孫右衛門	同 三十年七月二十七日	同 三十年十二月二十五日
西野孫右衛門	同 三十年十二月二十五日	同 三十四年十二月二十四日
西野孫右衛門	同 三十四年十二月二十四日	同 三十八年十二月二十三日
福田七郎	同 三十九年四月五日	同 四十年八月二十二日

沿革
幕政時代
維新以後
町村制施行以後
村長

福田七郎	同 四十年十一月十三日	同 四十二年六月九日
中出精一	同 四十二年七月二十日	同 四十五年七月二十四日
富澤宗四郎	大正元年十月二十八日	(現在)

○巡查駐在所。明治二十三年四月本村に巡查駐在所を設置せられ、以て今日に至れり、
産 業

○職業。大正四年十二月末日現在本村の職業別戸数左の如し、

農 業	漁 業	工 業	商 業	自 由 業	其 他	合 計
自作	自作兼小作	小 作	計			
二五	六二	四四	一三一	七	七	一三
						四
						二五
						一八七

本村は古來船舶の出入に伴ひ取引盛なりしがため船問屋、旅館等他國人に對する營業多く繁昌し、農業の如きは敢て顧るものなかりしが、時運の進歩に従ひ、日本形船漸次減少し、從來のまゝにては到底生計を立つること難きに至りたるを以て、近時漸く農業に従事するもの多きに至れり、されど農事に關する知識及び趣味は甚だ低く、勞力の如きも一時雇人を使用するもの多き狀況なるのみならず、小作專業は僅に四戸にして、他は漁業、雜業を兼業とし、且つ小作契約の如きも十中の八九は口約を以てし、凶作に際しては刈取前に於て地主の檢分を請ひて、小作米の割引をなさしむるを常とす、明治四十三年產米改良規約を設けて獎勵米を附與するの制を設く、小作米の納期は時日

品 目	數	量	品 目	數	量	品 目	數	量
米		八九九石	雜 穀		四八石	馬 鈴 薯		二、〇〇〇貫
麥		一四一石	甘 藷		一二、六〇〇貫	蕎 麥		八、四〇〇貫

一定せずと雖も、概ね毎年十二月一日より十五日までの間とす、
養蠶は明治二十年頃より之に従事し、粗製の生糸を販賣し來りしが、明治二十八九年頃より時運の發展に伴ひ、蠶種及飼育法の改良を圖り、併せて桑園の擴張を努めたり、然るに明治三十二年五月本村の過半焼失せるを以て、蠶業中絶の狀を呈したりしも、近年村當局者が獎勵の結果再び稍見るべきものあるに至れり、
漁業は往古より村民舉つて之に従事せしが、明治四十二年漁業組合を組織し、斯界の發展刷新を圖り、明治四十四年度に於ては罟刺網の改良を企圖し、年々著しく漁獲物の増加を來せり、又漉海苔の改良を獎勵せんが爲に講師を聘し、當業者より講習生を選抜して其教を受けしめ、爾來大に進歩の域に進み、舊來の面目を一新するに至れり、
商業につきては敢て見るべきものなく、只本村住民の生活上必須なる物品を小賣販賣するもののみ、其他製造工業としては鱈、鮑あるのみ、
○生産物。大正四年中に於ける本村生産物の年額左の如し、

桑	三、二〇貫	海	二九貫	鯉	一、〇七五貫
真	九五、二〇貫	磯	六〇〇貫	製	一四一貫
鯖	八、七一五貫	和	二四〇貫	金	七五〇貫
鯛	二、二七〇貫	海	四五〇貫	屬	一、二七三圓
鮑	二、三〇貫	漬	一、二〇〇貫	林	
鱒	一、六〇〇貫	粕	一三、三五八貫	産	
		油		物	

教育

寺子屋

○寺子屋。藩政時代に於ては民度低く、從て教育の必要を認むること少かりしにより、唯有志者の僧侶等につき讀書算を學ぶものあるに過ぎざりき、

小學校

○小學校。明治五年七月本村禪正寺を借り受け福浦小學校を創立す、同五年十一月本村猿田彦神社の社殿に移轉し、同六年四月神社境内の御旅屋を以て校舎に充てたり、爾來兒童次第に増加し、教場の狹隘を告げたるを以て、本村の有志者は校舎の新築を企て、寄附金を募りて明治九年十月工事に着手し、明治十年十月二十二日を以てその落成式を舉行せり、此の日第八大區長平壽盛、學區取締羽咋郡擔當富永資善、第八大區小二區副戸長葛城理平、副戸長日野孝造、必成小學校教員葛城道榮、中島小學校教員田畑孝正等列席し、頗る盛會を極めたりといふ、

明治十五年一月公立福浦小學校と改稱し、同十八年福浦村立福浦小學校と改稱す、明治二十年四月

高等科併置

一日小學校令の改正により、簡易科福浦小學校(修業年限三ケ年)と改む、明治二十五年四月一日小學校令の改正により福浦小學校(修業年限四ケ年)と稱す、明治四十二年小學校令の一部改正により、義務教育を六ケ年に延長せられたため、校舎に狹隘を來し村公會堂を借用せり、明治四十五年一月四日校舎類焼せしを以て、同月八日より本村禪正寺を借上げ假校舎に充つ、同年四月一日修業年限二ケ年の高等科を併置し、從來の尋常科三學級に高等科一學級を増して四學級に編制し、福浦尋常高等小學校と改稱す、明治四十五年六月二十七日、昨年十一月起工の新築校舎竣工せるを以て、同日落成式を舉げ之に移轉す、

左に學校長の氏名を列記すべし、

校長氏名	就職年月日	退職年月日
森 徑 貞	明治五年七月	明治六年二月
拘 抱 狀 太 郎	同 六年二月	同 七年五月
吉 野 貞 成	同 七年五月	同 八年八月
松 原 良 盛	同 八年八月	不詳
藏 部 要 作	同 十六年	不詳
小 島 乙 三 郎	同 十八年	不詳
野 村 成 宜	同 二十一年	不詳
木 村 賴 久	同 二十三年	不詳
鈴木 文 次 郎	同 二十三年	不詳

北村政茂	同二十四年八月	不詳
上原貞克	同二十五年六月	明治二十六年四月
中野榮喜	同二十六年六月	同二十七年二月
高島林造	同二十七年二月	同二十八年三月
高澤清太郎	同二十八年三月	同二十九年四月
越井外次郎	同三十年五月二十七日	同三十年十一月十日
芝井小三郎	同三十一年一月	同三十年四月五日
高島幸二	同三十一年三月三十一日	同三十九年十二月
須摩虎吉	同三十九年十二月二十二日	同四十二年四月八日
神保昌次郎	同四十二年四月八日	同四十五年三月三十一日
鍋岡嘉一	同四十五年三月三十一日	大正四年三月三十一日
澤田教忠	大正四年三月三十一日	(現在)

補習學校

○補習學校。本村立農業補習學校の創立せられしは、明治三十九年十一月にあり、これより先き夜學校を開きしが、熱誠なる監督官廳の獎勵により其の組織を變更するに至りしなり、本校の修業年限は二ケ年にして、教授の期間は毎年十二月一日より翌年二月末日に至るまでとす、

青年團

○青年團。本村内に於ては從來青年間に紛争纏綿として絶ゆる事なく、町波、日和山、丹過、水の淵の四團に分立して、各其行動を異にせるを以て、福浦村長富澤宗四郎は小學校長鍋岡嘉一等と計り、大正元年十二月二十五日初て統一せる福浦校下青年會の創立を見るに至り、十五歳より四十歳までの男子百三十四名を以て正會員とし、次第に堅實の發達を遂げしに、大正五年縣告示第七十

文庫

三號を以て郡市町村の青年團準則を發布せられたるを以て、本村に於ても之に基き、六月五日福浦村青年團を組織し、福浦尋常高等小學校長を以て團長となし、正團員三十四名、名譽團員二十八名を有するに至れり、
○文庫。大正五年即位大禮記念として、校下青年の智識を増進せしむるの目的を以て、福浦尋常高等小學校内に文庫を設立せり、

神社

猿田彦神社

○猿田彦神社。村社にして猿田彦大神を祀る、清和天皇の御宇貞觀三年二月二日の夜村内の一老翁に神託ありて、「吾は神風の伊勢國五十鈴の川上に座す猿田彦神なり、汝明夜海濱に出で吾を迎へよ、且つ山中岩間の隈路に涌出る風波除鎮眞清水に靈石あり、吾が神魂の長へに住まんと思ふは其地なり」と告給ふ、老翁教に従ひて翌夜海邊に出迎ひしに、不思議にも大海原に燈火照り輝き紅の吹貫を風に翻し、鯛、鱈の二魚に左右を護られて寄せ來る大船あり、よりにて神魂此の眞神に降り給へと祈願して平伏すれば、神船汀近く進み來りて忽ち消え失せぬ、老翁眞神を頭上に頂き大宮地を求め行くに、やがて岩間の隈路に涌出づる眞清水ありて、靈石其中に顯はるゝを見、神告の大宮地は此地なりと定め奉りて、宮柱を作り立て、神魂に靈石を併せて齋き奉る、此の風波除鎮眞石に靈水を注ぎ、其水を海中に打點すれば、猛波逆風も須臾に靜まるべく、又眼を洗ひ、瘡疾或は難産

の際に之を飲めば速に靈驗ありと傳ふ、

本社は式外にして貞觀三年二月二日を以て創立せらる、應永三年六月島山修理大夫滿則神殿を造營せしも、時移り星變るに從ひて廢壞せるを以て、安政四年今の社殿を新築せり、明治三十九年五月十日例祭日を毎年五月十一日及び九月十一日と定む、其秋季祭には神輿渡御の式ありて港内繫泊の船舶之に供奉し、海上平穩風波除難の神符を受くるを常とす、明治三十九年十二月二十九日本縣告示によりて指定せられ、神饌幣帛料の供進使參向することなれり、

祭禮。今本社の秋季祭の概略を記さんに、先づ九月十日、福浦港に入港せる船舶中當社を信仰するものに就き、神籤によりて神輿渡御船を選定す、而してこれに當籤せる船舶は非常の光榮なりと信す、十一日午後三時頃より神輿渡御あり、大淵より神船に乗御し、四五艘の裝飾せる曳船によりて港口より水の淵へ幸す、曳船は旗幟を翻へし、太鼓笛を用ひて囃し、般賑を極む、晚に至れば水の淵よりて大淵に還御上陸し、其より氏子巡りを行ふ、行列には數多の高張り提灯及び奉燈之に從ふを以て、燈光海波に映じ壯觀名狀すべからず、かくして村内を一周し、十二日午前二三時頃神社に還御す、此の日村内の氏子各神饌を携へて神社に參拜す、十二日は所謂丹過祭と稱するものにして、遊廓の藝妓數名、太鼓三味線にて囃し立て神社に參拜す、神船には風波除の爲めに神號を書附たる紅吹貫幡、並に挑燈等を授與せらる、その添書左の如し、

當社發田彦大神例祭自_ニ往古_一爲_ニ神傳_一入船_ニ内任_ニ神慮_一神船撰定、大淵_ニ水_一淵_ニ被_レ爲_ニ有_ニ神幸_一依_ニ其功_一大玉串神符、並神船紅吹貫、挑燈船内安穩爲_ニ風波除鎮_一授_レ之者也、年月日能登國羽咋郡福浦村發田彦神社神官何某、何國何郡何村何某何丸船長何某尙十一日神社より神輿の出發する際、及び其他數ヶ所に於て駕輿丁一同聲を合せて船歌を唱ふる古例あり、往時は此の歌十二節ありしも、今は廢れて次の六節のみ残り、

(一)、神社出發の際及諸所にて歌ふもの

エー正月の一夜二日の初夢に、エー如月山の楠を船に造りて今下す、エー白金橋押し立て、エー黄金のせぶを含まして、御繩手繩は琴の糸、エー綾や錦を帆に持たて、エー寶の島へ乗り込んで、數の寶を積み取りて、エーこなたの土藏へこ納めおく、エー嬉しや、

離、ヤラヤラガンメレタノ、マタノ、エンヨイホイ、ホンガワーカアエーダーモイヨイヨイ、エツサラサラ、コノイヘサカエール、ヨイヨイ、ヨホンガハンモ、ヤハンガハンシ、ヤハンガハンモンシゲルエー

(此離は何れの唄にも添へらるゝものなり)

(二)、觀音堂の前、水の淵濱に於て歌ふもの

エー正月の十や一日祝ひ日や、倉の建ち初め屋敷をならし、エー桃栗三年柿八年と申すれど、殊に若木の事なれば、花も見事によく咲いて、エー神靈に大和の御所垣の、エー嬉しや、

(三)、觀音堂御立の時及其他諸所に招待の時歌ふもの

エー山伏の肩に掛絡袈裟、手には珠數、腰には揚杖や法螺の貝、エー袂に戀のちわや文、やろか暇の去子狀かや、エーうれしや、

(四)、觀音堂下より船を引出す時の歌

エーあら玉の年のはじめの御船受け、エーよろづの寶を積み納め、エーさて又世をながむれば、蓬萊山も砂子山、エー黄金の花が櫻木や、エー鶯初音をあげて見ドせば、エー洲濱に遊ぶ鶴や雛、千代に千載とエー實りて聲を上げしやんで、松にこま

し雛鶴も、エー豊かにつさめをなくさかや、エー嬉しや、

(五)、藻の崎(しやうこの崎)を廻る時の歌

エー國々の大名大名は多けれど、エー中にもとりわけ伊勢の長月と申すれば、エー數多の船敷したれしが、エー大高小高波くゞる、エー元久丸さばこれぞかや、エーエー船のかよりを見給へば、くりから不動の鯨先にある如くに見給へば、エーさものかよりを見給へば、櫓は三重にあげしやんせ、雨戸廻りはさんかまで、エー屋形に聲の歌づくし、エー天より雲が棚引いて、さても目出たや此船は、潮乗高う夕潮に、土佐の國見て長守、肥前三しょや鰐が濱しも、平戸や五島島、壹岐や對馬に船ぞるへ、早く着いたか草崎や、エー嬉しや、

(六)、神船の歌

エー實にや異國の皇帝の、身をば諫めん其の爲めに、巧に船を造らるゝ、聞けばじぜんの長主神、櫓は十ぜん船張りは、勢至菩薩の變化なり、筒は十二の願なれば、櫓かいは花の蓮華なり、櫓は天の逆矛の、いやこのいやこの責、樂雅上の風吹かば、中に大黒日に惠比壽、軸に住吉見ざりけり、エーうれしや、

金刀比羅神社

○金刀比羅神社。無格社にして大物主命、崇神天皇を祀る、讚岐國金刀比羅神社を勸請せるものなりといへども、其年月詳ならず、

寺院

寺院

福専寺

○福専寺。眞宗大谷派にして、寺格は別助音四等席とす、當寺の創立は天文十二年宗慶といふもの本願寺蓮如に歸依し、明應四年開闢せりといふ、明治三十二年五月十三日當地大火災の際本堂及庫裏全部類焼せしを以て、庫裏は間もなく建築し、本堂は大正三年に建立す、

禪正寺

○禪正寺。眞宗本派に屬し寺格は本座一等なり、本寺は文化十年二月火災に罹りしを以て舊記を失へりといへども、寛政二年僧淨善の開基せる所なりといふ、明治三十二年五月十三日大火の際類焼に罹り、明治三十三年十一月本堂庫裏共に之を再建す、

名蹟

名蹟

福浦

○福浦。福浦は初め福良と書せり、古より北海の要津たるを以て、越前國敦賀と共に其名夙に著る、國史に福良津と見ゆるは即ち是なり、續日本紀に光仁天皇寶龜三年九月戊戌送渤海客使武生島守等解纜入海忽遭暴風漂着能登國客主僅得免死便於福良津安置と見え、翌四年二月乙丑渤海副使正四位上慕昌拜卒遣使弔之贈從三位賜物如令とあり、又、日本後紀及類聚國史に、延暦二十三年六月庚午勅、比年渤海國使來着多在能登國停宿之處不可疎陋宜早造客院とあり、又三代實錄に、元慶七年冬十月廿九日壬戌勅令能登國禁伐損羽咋郡福良泊山木、渤海客著北陸道岸之時、必造還船於此山、住民伐採或煩無材、故豫禁伐大木、勿妨民業とあり、思ふに北陸道諸國の沿海は、彼の高麗渤海の諸蕃國海路の便ありしに由り、朝聘使も北陸を其海路と爲し、而して本國外浦にての船津は、古より獨り此福良津ありしのみ、由りて是地住民が妄に樹木を伐採するを禁遏し、以て渤海客使が歸船の船材を此地に要むるの用に供せしめ、渤海國使

が此地に來着するに當り、其停宿に便せんが爲に客館を造營し、其供給を鄰重ならしめたるなり、惜むらくは今其客館の遺跡を詳にせず、

福浦港にあそひて

松本源祐

舟人の心もいつかうかれ女のくちのり入る能登の福浦津

〔北海邊要考〕

寶龜三年の客使は出羽の賊地に著岸せしを常陸へ移され、夫より入京すれば、歸郷も常陸より發船せしを、暴風の爲め北海へ漂流して、能登の外浦へ漂著せり、故に羽咋郡福良津に安置し、船舶造立の爲め此津に滞在中、副使臺昌拜病卒せしと聞ゆ、福良津は越前敦賀に次ぎたる湊にて、北海にての要津なり、

〔北海邊要考〕

桓武天皇延暦二十三年に勅命ありて、能登國に渤海使の客院を造らしめ、來著の都度此客館にて供給ありたるへし、是より先き光仁天皇の御世寶龜四年能登國へ來著の時、渤海使取此道來朝者承前禁斷、自今以後宜依舊例從筑紫道來朝と續日本紀に見ゆたれど、北海は船舶の便なりけむ、其後とも尙北海へ著岸せり、故に江家次第卷四除目の條にも、文章生勞轉任之三人、多任北陸道、若北道無闕者任山陰道、或又任東海道、故源相府被仰云、件三道唐人並渤海道異國來著之方也、仍其國置習文法之輩、賦ありて、三道中にも北陸道を第一に載せたるにても、そのかみ渤海客使、つゝ來著せし故なるへし、さてその客館を造り置たる遺蹟今詳ならずといへども、外浦にての船津は福良津のみなり、されば右客館も福良津に造營ありたるならん、

編者云右北海邊要考引用する所の江家次第の文に東海道とあるは慶長所寫の駿府文庫本に據れば西海道とありて、其是なるや勿論なり、

〔大日本地名辭書〕

今福浦村と云、熊野の西なる海岸にして、高濱と富米との間にあたり、小澳深く灣入し、形狀特異なり、往昔渤海人の來航の日、此

を以て船舶修造の所と定められしも宜なり、

〔羽咋郡郷考〕

福良は港澳狭少甚く、亦地勢懸絶して海陸に孤立す、畢竟一時の假泊修船所の港たるへきも商船出入の津頭にはあらず、

〔能登名跡志〕

又福浦村は川尻より三里あり、間に百浦村松戸村亦住とて在、船の懸り間などあり、福浦村は北國の間所、夏中數百艘の船不絶、家數百軒有て船間屋狹窄昌なり、大間の外に水の間とて有、何れも間の縁に家居してあり、一向宗の坊二ヶ寺あり、又間の上崎に篝火堂あり、此邊面白き所なり、又水の間とて有、是は不見の間と書く由、あらはに見ゆ故也、高に盗人穴とて有、又少し行は鷹巢山とて有、岨しき小島也、磯に流あり、鷹巢の不動とて靈像あり、此所は昔目納左衛門とて郷士住し跡ありしに、岸崩れて名のみ残り、此濱を錦の濱とて小貝など交りて美しき砂あり、壁などに塗てよし、

○巖門。又雁門に作る、福浦の海中に在り、巨巖海中に突出し、下に大なる洞穴の貫通して門を爲すものあり、其長さ三十間許、小艇を以て之を過ぐ可し、其狀恰も函谷の雁門に似たるが故に名くこいふ、岩上平坦にして遊歩に適す、近傍海岸の風景を眺望するに最も佳なり、

○鷹巢巖。鷹巢巖は巖上鋭尖、屹として福浦の海中に立ち、一株の老松鶴翅を張りて觀望甚だ美なり、相傳ふ、往古鷹隼此に巢ふ、巖名はこれより起ると、又曰く、郷士日納左衛門嘗て此に住めり、然れども今は巖角崩落して、其の名のみ残り、面積約五百歩、周圍八十間、高さ九十尺、古來未だ曾て其頂上に攀登せるものなしといふ、

巖門

鷹巢巖

富澤宗四郎

百尺波瀾上 松嶺不壁巖 古來人未攀 奇景鷹巢巖

第四十六章 福浦村

碁盤島

○碁盤島。福浦村の海岸より約十町の沖合にあり、全島岩盤にして面積約千二百歩、周圍二百三十間、高さ海面より四十尺あり、内に小池ありて清冽なる淡水を湛へ、旱天にも涸渴せることなし、其水中に四尺に五尺の石あり、之を碁盤石といふ。

宮の森

○宮の森。村社猿田彦神社の社地に槻、榎、椎、椿等の古木鬱蒼として森林をなすものあり、之を宮の森と稱す、其中槻と榎とは最も古くして各一本あり、槻は目廻り十三尺九寸、榎は目廻り十四尺三寸あり、三代實録に曰く勅令能登國、禁伐損羽咋郡福良泊山木、渤海客著北陸道岸之時、必造還船於此山、住民伐採或煩無材、故豫禁伐大木、勿妨民業と、之に因りて之を推測すれば、右の二樹は蓋し其頃の殘木ならん、樹齡に比して大木とならざるは、上層の土少くして下層は一面岩石なるのみならず、強風常に海上より吹き來りて猛威を振り、草木をして成長すると能はざらしむるに因るといふ。

波濤除鎮靈水

○波濤除鎮靈水。猿田彦神社の境内にこの靈池あり、又其の池中に在りしといふ波濤除鎮靈石は現今同社の本殿に藏すといふ。

人物

人物

○日野吉三郎。日野氏は祖先長兵衛以來福浦港を出入する船舶の利便を計り、毎夜篝火を焚きたるも尙その不便尠からざりしかば、吉三郎は西洋式に則りたる燈明臺を建設せんが爲に東奔西走

し、明治九年其筋の許可を得て遂に之を建設するに至れり、明治十一年明治天皇北陸御巡幸の際左の褒賞を賜はれり、

石川縣平民

日野吉三郎

其方十一代の祖、長兵衛以來、能登國羽咋郡福浦村に於て、諸船隻出入の便利の爲毎夜篝火を焚き、尋て明治九年中同所に燈明臺を建設して之に替へ、且其の費金一時支辨する等盡力候段奇特の儀に被恩召、羽二重一疋下賜候事

明治十一年十月五日

岩倉右大臣

従軍

戦役	兵種官等級	位勳	氏名	事故
明治二十七八年役	陸軍歩兵上等兵	勳八等	松下忠吉	
同	陸軍歩兵一等卒		唐津太郎	
同	海軍四等水兵	勳七等	松崎忠吉	
明治三十七八年役	陸軍歩兵上等兵		唐津太郎	
同	陸軍歩兵一等卒		港崎太郎	
同	海軍一等兵曹	勳七等功七級	吉川幸吉	
同	海軍三等兵曹	勳七等	吉川幸吉	
同	海軍一等水兵	勳八等	吉川幸吉	
同	海軍一等機關兵	勳八等	吉川幸吉	
同	海軍二等水兵	勳八等	開部乙松	

り法事を営む者に對して料理の材料等を贈り、淨齋の饗應に與かるを常とす、

報恩講

○報恩講。寺院に報恩講の法會ある時は、門徒の若年なる婦女子は其の有する最上の美服を著飾りて參詣し、又御通夜の晩には門徒中の青年男女より御花代と稱して醜金し、其の金額と姓名とを紙片に記して揭示す、

孟蘭盆

○孟蘭盆。中流以上の家に於ては檀那寺の僧を聘して墓前に讀經せしむ、

餅搗

○餅搗。正月の餅搗は一月二十頃より始り、家庭によりては數人の雇人をして之を搗かしむ、其量比較的多く、所謂ヒツバリ餅なるものを當地の名産とす、

遊廓

○遊廓。福浦は船舶出入の地なるを以て、貸座敷を業とするもの多く、且つ其位置村内に散在し、爲に村民の風儀を害ふこと甚しかりしを以て、明治三十二年より免許地を定めて區域を制限せり、而して船舶の入港少くして遊客多からざる時は、藝妓等沖石崎にある石地藏を湯巻にて蔽ふの奇習ありき、これ地藏尊をして憤怒せしむる時は、海上の風波荒れて碇泊船の多からんことを期待せしなりといふ、

第四十七章 富來村

總説

位置廣袤

○位置廣袤。本村は郡の北部なる富來郷の中央富來川の流域松ヶ下灣に臨み、羽咋郡役所々在地を距る八里二十三町にして、東西の廣さ一里八町、南北十八町、面積奇零六二七方里あり、東は山林を隔て、熊野、稗造、鉦打の三村に連り、南は福浦、熊野二村に接し、北は田崎砂原によりて東増穂村に界す、而して西方一帯は日本海に面し、西海村海士崎との間に松ヶ下灣一名富來灣を擁す、

地勢

○地勢。地形南北に長く東西に短し、南方七海、生神、牛下の三字及地頭町背部の地は、能登の中央脊梁山脈より分派して、小皺條より成れる能州特有の丘陵性を現出しつゝ西部海岸に逼り、奇岩怪石到る處に峙ち、加ふるに青松巖上を掩ひ、數條の懸河玉簾を欺き、以て荒木、機具岩、猪の鼻、岩門等の勝景をなす、東北稗造村字切留山中より西南流せる富來川は、稗造村を貫流して本村東北隅に入り、迂餘曲折して字地頭町、高田、領家町の市街部を通じ、南に折れて松ヶ下灣に注ぐ、稗造村及本村の重要農産地たる富來谷は、皆本流の恩澤によらざるはなし、本川以北一圓の地は、海風により茫漠たる砂原を爲し、所々に砂丘を起して、北方東増穂村より西増穂村に至る、其間凡そ一里、東北には高爪の高峰を望み、西北海士崎の翠黛を白砂青松の中に隱見して、南方荒木の男性美と相對

照す、

用水。富來川の一部分を利用するの外、古來溜池を築きて灌漑に供す、其主なるものは字地頭町の大堤、唐竹谷内、鳥の宮、字高田の大堤等なり、大正四年字高田の高地に耕地整理をなし、水利の便一般に良好となれり、

土質。土地一般に肥沃なり、特に字高田の畑地は深厚にして高燥肥沃、最も野菜の栽培に適す、字領家町の畑は砂地なれども、壤質の増加を計りて稍良好の成績を示し、字地頭町、字七海等の山畑は土地淺薄、且つ粘質砂礫質にして荒瘦の地多し、

氣候。土地海岸に面せるを以て、氣候概ね温和、降雪亦他村に比して少く、多き時も尙積雪二尺に至らず、されど雨量多く、農作物に多少の影響を來すことあり、

區劃。本村は分ちて地頭町、領家町、高田、七海、領家七海、生神、牛下の七區とす、
 〇戸口。大正四年十二月現在本村の戸口左の如し、

土地。大正四年十二月現在の民有土地左の如し、

本籍	戸數	五三三人	口	二、八四六					
現住	戸數	五〇〇人	口	二、六六五					
田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	池沼	免租地	荒地(免租)	荒地(免租)

反別	高田	六町	八、五九七	四、八〇六	五、三〇三	七、三〇三	六、六元	四、四四	一、五〇一	七、七
地價	三、四、三三	八、〇九	三、九八	三、二六	七、	三、	一、四四	一、五〇一	七、七	

交通

道路

〇道路。本村は富來郷の中心にして、商業の旺盛、物貨の集散等地方に比肩するものなく、商客の往來常に絶ゆることなしと雖も、東南二方山を負ひ、西は日本の洋々に面し、僅に北方のみ展開せり、然れども北の一方に通ずる道路は、西増穂村字大福寺に至りて坂路となり、西浦村に至る道路は、同村字酒見にて嵯峨たる峻坂となり、特に東は七海坂に至りて、崎嶇峻の一大難關となり、交通運送の不便を感ずること頗る大なり、

羽咋、高濱を通じて鳳至郡輪島に至る縣道富來往來は、東南熊野村より七海坂の險を越え、本村字地頭町に入りて兩分す、即ち一は北進して富來川を渡り、本村字領家町を過ぎ、東増穂、西増穂の兩村を経て鳳至郡に達する所謂劔地往來にして、一は東進して本村字高田を過ぎ、稗造、鉦打の兩村を經、鹿島郡に通ずる中島往來なり、其の熊野村界より地頭町に至る距離一里、地頭町より東増穂村界に至るまで八町、又地頭町より稗造村界に至るまで七町とす、何れも車道にして、天然の障壁を繞らせる當地方に於ける二大脈管なり、更に高濱より海岸に沿ひ、福浦港を経て本村に通ずる外

浦街道あれども、福浦以北は殊に道路峻険にして車馬を通せず、近時生神七海關に新道を開鑿し、輕便軌道を敷設したるも、富來鑛山の専用道路たるに過ぎず、

○漕運。本村には風波を凌ぐべき港灣なく、僅に七海澗あるも、風波の際は如何とも成す能はず、加之大船を泊する能はざるにより、往時より定期航路の船舶なく、貨物の輸出入を計るものは雇船をなすか、又は便船に托するかの二途ありしのみ、尋で明治十九年加賀國金石町に加能汽船株式會社の創立せらるゝや、この地の有志者は本村に定期航海せしむべき條件を以て之に加入したりしも當時乗客貨物の出入小額なりしたため、一兩年間にして寄港を廢するに至れり、其後大正二年能登内浦より外浦沿岸を通じ、加賀方面に到る航路を開きしも亦た程なく中止し、大正三年四月三度び外浦航路汽船會社開設せられ、其後越中汽船會社と合同し、大正四年九月能越汽船株式會社となり、之に依て定期航路を開きたるも、纔に春夏の候のみに限られ、冬季は風波荒きを以て航海を繼續すること能はず、其他富來川及び七海川あれども僅に筏を通ずるのみ、

○馬車。上記の如く本村に於ては道路稍開け、車馬の來往に甚しき不便なしと雖も、土地は本郡の北端に位し、旅客の交通往來に時間を要すること大なり、先年地方有志者間に富來、中島間及び富來、高濱間に乗合自働車營業開始の議ありしも未だ實行の運びに至らず、現今は富來、中島間に乗合馬車の便あり、一日二回の往復をなすに過ぎず、

○郵便。明治五年五月一日字地頭町に始めて郵便局を置き、通信事務を開始せられしが、未だ電信事務を執らざりしを以て、諸國との取引、其他急用等の場合には、七尾町或は羽咋町に出でざれば用を辨する能はず、其不便不利尠少ならざりし爲め、明治二十七年有志者相計り架設工費寄附の條件を以て、電信局設置を其筋に願せしに、同年却下せられ、官費を以て架設することとなり、同二十八年三月一日電信事務を開始せられ、富來郵便電信局と改稱せられたり、今や長距離電話も亦開通し、郵便物は一日二回の集配を爲せり、

沿革

○藩政時代。明治維新以前には羽咋、鹿島の二郡を口郡と稱し、郡奉行一人を置き、其役所は初金丸村にありしが、後羽咋驛に移せり、郡奉行の下に十村役を置く、而して本村即ち地頭町村、領家町村、町本江村、高田村、七海村、領家七海村、生神村、牛下村は安永の頃は相神組に屬し、後三階組十村役の治下に屬せしも、文政四年七月三階組を富來組と改稱し、富來組十村役の治下に屬せり、即ち初め鹿島郡三階村の人北村吉左衛門、本村地頭町に居宅を構へて御用所となし、十村役を勤めしを以て、其管轄を三階組と稱せしを、此時富來組と改稱せるなり、後羽咋村の人加藤義左衛門十村役として來り、御用所を高田村の郷士上島彌八郎方に置けり、

維新以後

一〇一六

○維新以後。明治五年正月郡内を分ちて五區となし、本村は第五區に屬す、同年三月郡を四大區とするや、本村は第四區に屬す、同年七月大小の區名を改め、第七區の所屬となり、區會所を地頭町村本光寺内に置き、宇波菊太郎其區長となる、同年九月二十七日七尾縣を廢し、石川縣の管轄となる、同九年十一月第八大區(羽咋郡)小二區に屬し、同十一年十二月羽咋郡役所の下に戸長役場を置くに方り、地頭町村、町本江村は地頭町村戸長役場に、領家町村は貝田村外二十四ヶ村戸長役場に屬し、高田村、七海村、領家七海村、生神村、牛下村の五ヶ村は七海村外十二ヶ村戸長役場に屬せり、明治十七年六月三十日現在の七大字は地頭町村外十八ヶ村戸長役場の治下となり、同廿年五月町本江村を地頭町村に併合し、地頭町村外十七ヶ村戸長役場となれり、

町村制施行以後

○町村制施行以後。明治二十二年四月町村制實施に方り、地頭町、領家町、高田、七海、領家七海、生神、牛下の七ヶ村を合併して富來村と稱し、舊七ヶ村を大字とし、村役場を領家町に置けり、其の村長左の如し、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
田島道生	明治二十二年六月	明治四十四年五月二十五日
和泉左一郎	明治四十四年七月三日	明治四十四年十一月九日
葛城忠寸計	明治四十四年十一月二十九日	(現在)

警察署

○警察署。明治初年頃遷卒屯所を地頭町村に置きしが、後羽咋警察署地頭町分署と改稱し、明治十七年八月十五日羽咋警察署富來分署と改め、同じく字地頭町を置かれ、其管轄區域を富來郷一圓、及志賀郷の一部とせり、

裁判所

○裁判所。始め金澤始審裁判所及七尾治安裁判所の所轄下に屬せしが、後金澤地方裁判所七尾支部高濱區裁判所の管轄となり、明治三十五年十二月七尾區裁判所の所轄となれり、

登記所

不動産の登記は、明治初年頃より戸長役場に於て戸長その公證を爲したるが、明治二十年不動産登記法實施に當り、七尾治安裁判所地頭町登記所を地頭町村外十七ヶ村戸長役場に設け、富來郷内一圓の登記事務を行へり、明治二十四年高濱區裁判所富來出張所を置かれ、同三十五年又た七尾區裁判所富來出張所と改稱す、

戸籍事務

戸籍事務は從來戸長に於て取扱ひたるが、明治三十一年戸籍法の實施に當り、戸籍役場を村役場内に設け、戸籍吏(村長兼務)之を取扱ひ、高濱區裁判所の所屬たりしが、明治三十五年十二月以降七尾區裁判所の管轄となれり、

産業

産業

職業

○職業。本村は富來郷の中央に位し、六十餘部落の首邑にして、富來郷内物産集散の地なり、され

ば住民の營業一定せずと雖も、尙其の三分の二は農を主とし、商工業之に亞ぐ、之を各字に區分すれば字地頭町は戸數最も多く且稠密にして、本村の首腦地をなし、學校、役場、郵便局、登記所、警察分署等此處にあり、縣道に面せる地は主として商業を營み、傍農業に従事するものあり、裏通りの地は殆んど農業者なり、又指網鱒の漁獲期(毎年四五月頃)には同漁業を兼業するもの二三あり、字領家町は戸數及人家稠密の度地頭町に次げり、然れども民有土地少く、耕地多くは乾燥し、砂質にして大部分は桑園に使用せられ、養蠶業盛に行はる、田地は僅かに七段餘歩に過ぎず、故に専業として經營するもの殆んどなし、商業は大通に面せる兩側に拾數戸あるのみ、而して土地海岸に瀕するが故に、漁業に従事するもの少からず、字高田は戸數領家町に次げども五十戸に過ぎず、土地肥沃深厚なること村内第一にして、住民は専ら農業に従事し穀類、野菜等の産出多し、字七海、領家七海は、後に山を負ひ前に海を抱くを以て、農業と漁業とを兼ね、家禽の飼養亦盛なり、生神、牛下は地勢七海及七領家七海に同じく、職業も殆んど相等し、生神には明治三十九年金鑛の發見せらるゝものあり、今や斯界の注目を惹くに至れり、今左に大正四年十二月末日現在の本村職業別戸數を擧ぐ、

自作	農	自作兼小作	小作	計	漁業	鑛業	工業	商業	自由業	其他	合計
四四	六七	三八	一四九	四	一五	七八	八八	四〇	一二六	五〇〇	

○生産物。大正四年中本村生産物の年額左の如し、

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	一、一五八石	大豆	一石	胡瓜	二四〇貫
麥	六九二石	甘藷	七五、〇〇〇貫	瓜	五〇〇貫
粟	七石	馬鈴薯	一二、〇〇〇貫	瓜	四五〇貫
蕎麥	四石	青芋	四五〇貫	瓜	三〇〇貫
蕎麥	二〇石	漬菜	一、五〇〇貫	瓜	四五〇貫
大豆	五四石	蘿蔔	八、〇〇〇貫	瓜	一、〇〇〇貫
小豆	一四石	蘿蔔	六〇〇貫	瓜	四四貫一四五
蠶	五石	蘿蔔	四〇〇貫	瓜	七三貫七一八
	七石	蘿蔔	二〇〇貫	瓜	九一貫

教育

寺子屋

○寺子屋。往時は寺子屋と稱する簡易なる學塾ありて、習字を主とし、傍ら讀書珠算等の初歩を教授せり、若し進で學習せんには、僧侶又は特殊の學識ある人につきて、更に漢籍、算術等を修めざるべからず、故に中流以下の者は普通の文字すら解するもの殆んどなく、中流以上のものと雖も同様なりき、寺子屋の主なるものは、字地頭町河原嘉平、字領家町大鍛冶善右衛門、字地頭町富地重内、字領家町小川清太郎の四家なりき、

小學校

○小學校。明治十四年二月本郡聯合會を羽咋村に開き、郡内に四個の高等小學校を設くべき件を

議決し、金貳百圓を支出して、同年六月までに設置する校の數に配當し、補助することに決議せり、是を以て地頭町外六十八ヶ村は協議して、高等小學校を地頭町村に設置し、官舎の無代拂下を受け、四月二十六日聯合村會は經費八百十二圓支出を決議し、尙通學兒童里程一里以上の生徒に、金貳圓宛を支出補助することとし、同月本郡長野村彦四郎は之に開陽小學校の名を命せり、即ち必成小學校の教師中西精一(月俸十二圓)を聘し、四月二十九日地頭町本光寺に於て開校式を擧げ、五月二日假に同字進藤太平の宅を借用して授業を始め、時に生徒六名なりき、同年六月一日愛知縣師範學校卒業生内藤正木(月俸十七圓)を聘す、十五年一月生徒二十二名となり、十六年一月二十四名となる、同年二月一日校舎新築落成につき移轉す、同四月二十八日學區會を開き、經費五百七十圓四十二錢と決議し、生徒給與金は一人五拾錢に減す、十八年二月十八日開陽小學校(高等科)及び必成小學校(尋常科)を廢し、更に高等科、中等科、初等科の學校に指定せられ、富來小學校を設立す、明治二十年四月富來小學校高等科廢止せられ、富來郷各村は大念寺新小學校の通學村百二十七ヶ村中に加はり、同時に高等科高濱小學校富來分教室を設けしが、同二十二年富來分教室を閉鎖し、明治二十五年六月富來村外七ヶ村(熊野、福浦、稗造、東増穂、西増穂、西海、西浦)組合にて字地頭町に富來村外七ヶ村組合立富來高等小學校を設置し、修業年限を四ヶ年とす、明治二十六年十一月十日兩陛下御影を奉戴し、二十八年八月十七日改築校舎に移る、四十年新小學校令發布により、義務教育年

限延長せられ、尋常科六ヶ年高等科二ヶ年乃至三ヶ年となる、是に於て本校は三ヶ年の修業年限を採り、經費負擔の方法は、人口七分、地價三分の外富來村は特別負擔として年額八十圓を支出せしが、四十五年三月三十一日學校組合を解散し、四月一日富來尋常高等小學校となれり、明治五年五月七尾縣廳の命により字地頭町本光寺を借上げ、富來區學校を創立す、此時通學區域は富來、熊野、稗造、福浦、鉦打、東増穂、西増穂、西海、西浦の九ヶ村なりしも、入學生徒は僅々二十有餘名の壯年者のみにて、單に國史略、古文眞寶、四書、五經等漢籍の講讀を授くるに過ぎず、教師には岐阜縣平民沼僧順を聘用せり、六年五月生徒數稍増加して五十餘名となり、教科も讀書作文習字算術の數科に改正す、同七月地頭町小學校と改稱し、同時に野村精一學區取締に任せられ、通學區域を一村に限定せり、八年五月地頭町以覺寺に移轉し、同九月同字本隆寺に移轉す、當時校下有志は大に奔走盡力して寄附金を募集し、同月二十六日地頭町八百九十一番地に校舎の新築に着手し、縦十四間、横三間半の平屋造一棟を建築して生徒を收容せり、此時在籍百五名に達し、稍々隆盛に向へり、明治十年五月必成小學校と改稱し、校下を地頭町、領家町、高田、七海、領家七海、生神、牛下とす、此の月始めて洋書の科目を加ふ、同八月本校に於て富來郷組合各校の學術獎勵會を開催す、十四年村民稍々自由教育の放任に狎れて、生徒の缺席するもの日に多く、之に加るに十五年八月十八日校舎暴風の爲に破壊せられ、當事者の苦心頗る大なるものありき、十六年三月校下生神、牛下二

字に巡回授業所を設け、雇教員吉見信之を以て兩所の教授を擔當せしむ、六月校舍益々破損し、且つ教室狹隘なるを以て校下父兄を勧誘し、地頭町七ノ九十一番地に校舍を改築して之に移轉す、同十二月開陽小學校長内藤正木本校長に兼任す、十八年二月本縣第十八號達を以て、本校及開陽高等小學校を合併し、富來小學校と改稱せり、十九年一月文部省より金石標本一組を下賜せらる、二十年高等科を廢止し、尋常科簡易科富來小學校と改稱す、二十五年四月一日富來尋常小學校と改稱し此月校舍を増築す、同六月二十六日夜本校後方の民家より出火し、數時間にして地頭町の過半は烏有に歸せしも、本校は幸に類焼を免れたり、二十六年十一月本校に於て富來郷各尋常小學校聯合獎勵會を開催す、三十三年三月本校及富來高等小學校に於て本郡尋常小學校獎勵會を開催す、三十六年五月、本校舎は二十數年以前の建築にかゝり、通風採光共に宜しきを得ざるのみならず、教授及管理上不便を感ずること大なるを以て、本村會は新築の決議をなし、設計書類を具して縣知事の認可を得しも、其未だ工事に着手せざるに、端なくも露國と開戦の止むなきに至りしかば、其筋より工事を延期すべきの命に接せり、明治三十九年三月本村會に於て校舍新築を可決し、同年五月工事に着手す、同八月十四日工事の都合により、舊校舍半棟を取毀ち、三十一日假分教室を本隆寺本堂に置く、十二月二十日略々落成せしを以て、本隆寺なる假教室を撤す、同二十六日舊校舍半棟を取拂ふ、是に於て新築全く落成せり、同四十一年四月義務教育年限延長と共に、更に校舍の狹隘を告

げしを以て、兒童控所を教室に假用せり、四十三年五月十二日曾て本校増築を稟請せしに認可となり、同年七月十二日起工、九月二十六日工事落成せり、四十五年三月三十一日組合立高等小學校解散せしを以て、翌四月一日高等科を併置し、富來尋常高等小學校と稱す、

富來尋常高等小學校の通學區域は本村各字全部にして、外に稗造村高等科兒童の委託教育をなし、修業年限は尋常科六箇年、高等科二箇年とす、而して高等科併置の結果教室の不足を告げしを以て、大正二年七月増築の議起り、長さ十間幅五間の平屋一棟を竣成し、大正三年四月一日より兒童を收容せり、之より先本校創立の際明治天皇昭憲皇后の御影を富來高等小學校より轉戴せしが、大正四年十二月二十六日更に今上天皇陛下の御影、大正五年十月二十五日皇后陛下の御影を奉戴せり、左に創立以來の學校長の氏名を列記すべし、

校長氏名	就職年月日	退職年月日
内藤正木	明治十六年十二月	明治二十年四月
西崎命正	同二十年四月	同二十四年一月
輪田宗太郎	同二十四年三月	同二十五年三月
玉川修治	同二十五年五月	同二十六年六月
松本修軌	同二十六年九月	同二十七年六月
井上藤太郎	同二十七年七月	同三十年四月二十七日
玉川悌治	同三十年四月二十七日	同三十一年四月四日

富來尋常高等小學校

校長

青年團

末松卓郎	明治三十一年四月十三日	明治三十一年八月二十九日
石黒突	同 三十一年八月二十日	同 三十二年四月二十五日
本莊道規	同 三十二年四月二十五日	同 三十二年七月十七日
南次太郎	同 三十三年四月	同 三十五年四月四日
小橋一盛	同 三十五年四月五日	同 四十三年九月十日
館愚	同 四十三年九月十日	大正二年五月九日
松本三郎	大正二年九月三十日	同 五年四月十一日
疋島忠太郎	同 五年六月一日	(現在)

○青年團。往時は基礎確立せる青年團體の存在することなく、單に各字又は各部落毎に年齢十五歳又は十七歳より三十五歳又は三十七歳までの男子、若連中と稱して相集り、秋季大祭の際、各團體毎に其行動を一にするに過ぎざりき、而して此等若連中の下に、小若連中あり、八九歳より十五歳までの少年相集り、若連中に従ひたり、然るに時勢の進歩は是等團體の上にも及び、明治三十年頃より名稱を青年團と改稱し、團長以下夫々役員を定め、諸規約を設け、稍々改善の域に進みたり、猶ほ名實相伴はずして事業の見るべきなく、舊來の慣習を墨守し、各部落意志の疎通を缺き、祭禮等に際し確執を生ずること少なからず、明治四十四年一月本郡の内訓を以て校下青年會準則の發布せらるゝや、時の小學校長及職員協議の上、本會の組織を必要とし、村長及高等小學校長の賛同を得て、字地頭町、領家町、高田、七海等の團體に交渉し、從來各部落に獨立せるものを合同

夜學會

して、富來村青年會となさんことを謀りしに衆議一決し、本村小學校長館愚氏を會長に推薦せり、斯くて同年七月十四日日本村小學校に於て發會式を兼ね第一回總會を開けり、爾後漸次隆盛の域に赴き事業亦見るべきものあり、尋で明治四十五年七月九日字領家町林庄吉を會長に推選し、會務益々發展して舊態を一新するに至りしが、大正五年七月更に同年二月石川縣告示第七十三號に基き、從來の組織を變じて富來村青年團を編成し、村長を以て團長に推戴せり、
○夜學會。舊時は各地に三々五々同志相寄り復習的夜學を開きたるに過ぎざりき、然るに明治四十年頃より富來尋常小學校教師を聘し、各字に於て稍規律ある夜學會を開き、毎年十一月より翌年二月に至る四箇月間、讀書、作文、習字、算術の四科を教授す、明治四十四年富來青年會の組織と共に、富來青年夜學會を富來高等小學校内に開設するに至れり、

神社

建部神社

○建部神社。字地頭町に在り、郷社にして日本武尊を祭る、社傳によるに、古此地の一女夢に神語を受けしかば、之を其父に語り、日本武尊を奉祀して鳥の宮と稱す、是より郷名を鳥來といひ、後に富來に改むといへり、明治三十九年十二月二十九日日本縣告示によりて指定せられ、神饌幣帛料供進使の參向することゝなれり、

外個濱稻荷社

○外個濱稻荷社。字地頭町に在り、無格社にして大宮姫命、稻倉魂神を祀る、

住吉社

○住吉社。字領家町にあり、村社にして表筒男神、中筒男神、底筒男神を祭る、初め荒木浦に勧請し、後今の地に遷座す、古より毎月晦の夜富木八幡神社の神輿本社に渡御の儀式ありき、明治三十九年十二月二十九日本縣の指定によりて、神饌幣帛料供進使參向すること、なれり、

生神社

○生神社。字生神に在り、村社にして豊玉姫命及び栲幡千千姫命を祭る、又産神宮とも兒安明神とも稱す、明治四十年四月無格社機具社を合祀せり、

〔加越能式内等舊社記〕

産神社、熊野郷生神村鎮座、祭神豊玉比咩命、今稱「兒安明神」、舊社也

日枝社

○日枝社。字七海にあり、村社にして大山祇命を祀る、

貴布禰社

○貴布禰社。字領家七海にあり、村社にして罔象女命、鬮鬮命を祀る、

美多氣社

○美多氣社。字高田に在り、村社にして事代主命を祭る、社傳に據るに、天正八年福富行清神託を夢みて、社殿を新にし、田二百歩を寄附して、之を祈願所となせりといふ、神饌幣帛料供進使の參向すること、なれるは明治四十一年四月八日のことなり、

罔象女社

○罔象女神社。字牛下にあり、村社にして罔象女命、句々廻知命、彦火々出見命を祀る、明治四十年四月二十四日無格社和布刈社、同大多比社を合祀す、

寺院

寺院

惠光寺

○惠光寺。字領家町に在り、眞宗大谷派に屬す、寺傳に據れば延曆年中僧空海の弟子淨曜、本寺を鳳至郡仁岸郷劔地村の山中に建て、後本郡小室に移る、初め眞言宗なりしが、嘉慶元年住僧成圓の時眞宗に轉じ、明應元年此地に徙れりといふ、親鸞の作なる小阿彌陀像を藏す、

本光寺

○本光寺。字地頭町にあり、眞宗大谷派に屬し寺格は准由緒地にして、泰澄大師の開基なり、是より先地頭町は東方山中一里なる古屋と稱する地にありしが、村人と共に今の地に移轉し、當寺をも瀧の坂といふ所に遷し、小字寺地出全部を境内として前面の田を佛具田とす、今佛具田の地名あり、南北朝の頃山城國山科城主進藤周防守なるもの、新田義貞の麾下に屬したりしが、主將戰歿後薙髮して當寺に入り、本願寺第三世覺如に歸依して眞宗に轉宗す、周防守は僧名を釋遊玄と稱す、時に觀應三年なり、其際上人より紺地金泥の名號を受けたるもの今尙之を藏す、其他小野篁の作と稱する地藏尊一軀、西行法師筆と稱する笹塔婆一基あり、共に傳來不詳なり、

本隆寺

○本隆寺。字地頭町に在りて眞宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり、貞和二年本郡木尾嶽城主井上俊清之を勸建す、俊清剃髮して宗清と號し、初め眞言宗なりしも、天正十二年寺僧源忠の時眞宗に轉せりといふ、

德照寺

○德照寺。字領家町にあり、真宗大谷派にして寺格は助音地なり、文明年間僧慶秀の開基せるものなり、

以覺寺

○以覺寺。字地頭町にあり、真宗大谷派に屬し寺格は内陣地なり、明應二年僧空誓の開基にかゝる、

明光寺

○明光寺。字地頭町にあり、真宗大谷派に屬し寺格は飛檐地なり、延寶五年三月僧南地の開基にかゝり、前記本光寺の分地として、亦た進藤氏を冒せり、

西光寺

○西光寺、字領家町にあり、淨土宗に屬し文明二年爰譽和尚の開基なり、七尾西光寺の隠居所にして、惠光寺本光寺兩住職の斡旋により瀧の坂に建立し、後住吉社の移轉と共に現地に移る、

名蹟

名蹟

○富來。富來郷唯一の名邑なり、市街は富來川を挟みて地頭町領家町に分たる、元は二者を合せて富來驛と稱へ、又富來町村ともいへり、且つ古は郷名の時は富木と書し、驛名の時は富來と書せしに、何れの頃よりか來字をのみ用る事となり、而して地頭領家の名は頼朝の頃の遺名なりといふ、居民は商賣多く、近郷の産物概ね此の地に集散す、

〔能登名跡志〕

富木。神代川尻より四里廿五町、本馬百六十七文、輕尻百四文、人足五十二文、一と五との日には市場立つなり、富木とは惣名にて此邊の郷名也、町中に富木川とて流る、川の東は地頭町村、西は領家町村也、其外町七海浦町本郷村などにて入交り、家數五百

軒許あり、不殘商家にて八兵衛膏藥仙貝などあり、繁昌成所也、御收納藏諸士の藏宿等あり、林氏十村役也、

〔能登名跡志〕

富木より二里の間(編者云北方へなり)八百比丘尼の植して植原あり、通る所に花の咲くなれば、「ぼつくと八千代をかけて咲く椿」案するに若狭の白比丘尼の舊跡所々にあり、是は伊勢國白子の驛の産なるにより、白比丘尼ともいひ、又八百比丘尼ともいひ、又越中黒部の庄玉椿といふ所の産ともいへり、如何にも長生しり、又越中黒部の庄玉椿といふ所の産ともいへり、如何にも長生して八百年の事を知れり、何れにも廻國して、常に若狭の國白椿山にありしとて、今に繪像あり、手に椿の枝を持ってあり、其外縁起等あり、出生地ならず、又たしかならざる事あれども、所にいひ傳るる爰にしるす也、昔越中黒部の湊に玉椿の里とて、今に幽なる所あり、其頃は玉椿の千軒とて繁昌なる湊也、此所の長なる人或時上京せしに、獨りの士と連れ立ちぬ、不思議有て又戻りにも連れ立ち、往來の宿の名染も重り、別に成て彼侍のいへるは、我は越後の明光山の麓に住む、三越左衛門といふ千年経る狐也、今よりは其許へ参り語るへしと約諾して別れ、又其後は三越度々來る、暗く語りけるに、後には心安き友達一兩人も寄りて咄合ぬ、或時三越いふやう、民家は物騒しければ、我等眷屬にいひ付、此家の後に一亭を建て語りべしとて、程なう亭を成就せしふるまひとて、三越山海の珍味、



富來村

しらへ友にふるまひけるに、其中にござかしき友、眷族の料理物を覗き見れば人の形也、此こま外の友に告げれば各々この肉を食せず、三越出て分けて此肉を食し給へと進むるによつて、密に懐中して歸るさに捨てぬ、一人酒に酔て此肉を忘れて歸りけるに、一人の姫ありて土産と思ひ喰ひけり、三越其後來ていふ様は、人間は短命なれば、共に長生して語らんと思ひ、日外人魚を出せしに喰給はず、人間は疑深きものにて其後再び來らず、此人魚を喰ひし姫長生して八百比丘尼といひし由、又能登國風至郡繩又村の産さといへり、是も玉椿村と同じ説也、いかにや、

富來御厨

○富來御厨。神鳳抄に載するところの能登國に於る御厨は都て三處ありて、本郡の富來御厨亦其一に居る、但し御厨奉獻者の名は今詳ならず、

〔羽咋郡郷考〕

能登御厨の詳細を知らなくせんとするには、先づ伊勢内外宮の禰宜にして能登國御厨の口入職なるものあり、此等の口入職は今日となり訪ぬる縁なし、されど村岡良弼の葛西御厨職域考に、葛西御厨の起源は、永萬年間葛西氏が伊勢内外宮の神威を敬ひ畏みて奉獻せし者にて、代々此口入職なりし、檜垣氏文書に詳なり云々あり、今其古文書にて想察するに、我能州御厨に於ても、葛西清重の如き、皇太神宮の神威を畏みて奉獻せし勤王家の、其名を逸することは實に慷慨の極みなり、而して能登島御厨東方内野崎村康永二年僧圓心が文書に、能登島田七十町外宮野崎村とあれば、僧圓心之が本願主たるべきか、又富來御厨の條に上分布百段とあるは神税にして、口入五十段は乃ち之が口入職に納貢するものならん、

領家町

○領家町。口碑に據れば古は五百戸以上の村なりしも、天正五年上杉謙信本國に攻め入り、富木城を陥落せしめし際(今の城ヶ根尾ならんか)全村兵燹に罹り全部荒廢すと、今尙文五町(東増穂村との界)權五郎(縣道を通じて西方里本江村小釜界に到る一帯の地)の名あり、惟ふに文五、及び權五郎なるもの、居所なりしならむ、又同地所々に陶器類破片、古錢、鐵器類等の破片を地中より出し、

七海

或は地下一二尺の處に庭の如き處あり、又橋梁の杭等殘存せるなど皆此時の遺物ならんといへり、一説には別莊嶽の噴火(年代不詳)によりて荒廢したるが、其後次第に住民來集して今の如き村を形成せしなりと、

○七海。七海シツミとは支村の意なりといふ、此地往古は領家七海に對して地頭七海といひ、地頭町より分村せるものなるが、何れの頃よりか單に七海と稱するに至れり、村の印物に地頭七海と記せるものありといふ、案するに加賀河北郡に内日角外日角ヒズミの村名あり、ヒズミとシツミと同意義の語なるべし、

七海

松本源祐

七海の坂路をいそくなつのため汲みし清水は忘れさりけり

領家七海

○領家七海。領家の支村にして、昔太郎左衛門外四名に山林及田畑を分與して分村とせしものなりといふ、さればにや七海を距て、領家町の地籍中に入りたる本字の田數段歩あり、此地文治元年源頼朝地頭を置かれたる時の遺名なりといふものあり、蓋し領家町を誤れるならんか、

高田

○高田。往昔は七戸にして今大高田と稱する一部落なりき、地頭町と接する箇所は後に出でたるものなり、

生神

○生神。生神ウツカミは古書に産神と記せり、其文字を改めたる事は詳ならず、村に産神宮産神池あり、傳

て曰く源義經の妻嘗て此地を過りて難産しければ、末代まで産婦を守護すべしとの起誓を爲したるが故に、其後此地の妊婦は岩田帯を施さず、自ら出産の事を行ひ、翌日直に業務に従ふといへり、一説にいふ、近村のものにして常に難産の癖あるもの、若くは産に悩める者、此池の水を乞ひ受くるに安産すべき時には水清く澄み、早魃の日と雖も水量多く、是に反し難産にて生命覺束なき時は濁渾するか、或は蜘蛛等の如き小蟲之に混じ、甚だしきに至りては池水涸渇して汲む能はずと、

〔能登名跡志〕

又少し行は産神村とあり、此村に産神の宮産神の池と有、昔此所にて源九郎義經の妻の難産有りしに、行末産婦を守らんと誓ひ有しより、此一村産婦腹帯せず、産するに昔より危き事なし、本地不動明王也、前なる川にて石を拾ひ、池へ代りに入、池の石を取揚懐中あれば、産に向危なし、「祈りつゝめぐみぞあふく産神の守の石をひらふ人々」、此村の肝煎久右衛門といふ者、氣質清直にして親に至孝の者にて、安永年中御總に達、三人扶持下され、永代諸役御免にて、近郷の者はを見習ふべしとて御觸あり、かゝる邊土なれ共かやう成志者帯代成事也、

〔三州紀聞〕

生神村の婦人臨産のせつ、穩婆不入して自身産み、翌日より農業等勤る、懐妊の内に帯もせず、一向に産一通にて損じなく、此村の宮に井有り、此水を汲飲せ候へば産軽く仕る、又は石にても砂にても取寄、何方に而産産の者はを我所の水に浸し飲せても産軽き事妙也、

〔加越能舊跡緒〕

生神村一在所の女産仕候節穩婆不入申候、自身産申候、翌日より野仕事仕候、此所の水を産人に爲給候へば産軽く候、

木尾嶽城址

○木尾嶽城址。貞和二年三月井上俊清等能登國に亂入し、木尾嶽城に立籠りしに、吉見掃部助越中

より攻め來りて五月四日城遂に陥れりといふ、但この城址は富木院内にありといへども明ならず、今假りにこゝに載録す、

荒木

○荒木。地頭町の海岸に在り、此地山姿水態絶妙を極め、奇巖怪石海中に矗立して、風光人をして應接に違あらざらしむ、斷崖絶壁の下に一棧道を通じ、以て行旅に便せり、されば風吹き波起る時若し一步を誤れば輒ち海に溺る、其の險難、風至珠洲の郡界なる飛浪木と並べ稱し、越後の親不知に譲らすといはれしが、明治十年二個の隘道を穿ちて途を通じたるにより始て安全なることを得るに至れり、義經嘗て此地を過ぎり、「義經が身の錆刀とぎに來て荒木の鞘に入るぞ悲しき」と狂歌を詠せりといふ、蓋し後人の假託なり、

〔能登名跡志〕

富木の上の入口に七海の荒木とて、山岨へて海へさし出たる所有、此風景山のかたち海邊の岩組砂川の淺瀬岩間を滑る有さま、怪石靈石自然のながめ言葉にも盡し難し、絶景也、去に依て露地を作るには、此所の風景を移すといへり、寶水の頃淺香何某此所に「今更に心もなきぬなみ風もあらしの浦の名はたすして、久敬」、され共此所浪あらし時には往來成難き、こも有、上の山へ上り四五町も廻る也、又加州金石より宮腰往來にある龜石は此所にありしと云傳ふ、其石の雌石也とて鰐形の石あり、さながら也、又昔此所を義經通り給ひし時狂歌ありしとて所にいひ傳ふ「義經が身はさび刀とぎに來てあらしのさやに入るそかなしき」

〔加越能水路大經〕

富木の南近く山下に荒木と云所有、風荒く浪高き時は四五町の間往來成難し、上の山へ廻る、此所の北に松ヶ下といふ所あり、北風には小船を懸てよし、西風には悪し、

機具巖

○機具巖。傾家七海の海中に在り、其狀の似たるを以て名く、古歌に織姫の立てしや磯の機具岩あや織りかくる波のかすく、とあり、傳へいふ、往古淳名木入比咩命、今の鹿島郡能登部の地方に淹留して、機杼の業を衆庶に授け給ひしが、其後自ら取る所の機杼を此に投入れしに、巨巖忽然として海中より現出せしもの、即ちこれなりといふ、

〔能登名跡志〕

又牛下村もつゞき也、磯に機具岩とて先其かたちながら織機具に似たり、わさく石工の作共是程にはあるべからず、其上浪の寄るありさま、此あたり言語にも断したる所也、「織姫の立しや磯のはた、岩綾おりかくる浪のかすく」

吹上瀧

○吹上瀧。吹上瀧は牛下の海岸に在り、海風急なれば即ち水を噴上し、塗沫飛散して雨の如く、亦た一奇観なり、

鬼界島

○鬼界島。三州志に曰く鬼界島と云ふは、帝都の鬼門に當る島なれば能登國を指す、今の富來邊が古の鬼界島に當れりと、能登の人遺跡を證して言傳ふと、

人物

人物

○久右衛門。久右衛門は生神の農なり、純孝忠愛を以て郡國に彰はる、父善兵衛は里正たり、資性敦厚能く稼穡に従ひ、日々田野を巡視し、己を勤め人を勵まし、耕種時に後れず、是を以て人足り食給し、その貢稅常に他邑より先んず、元文五年命あり、善兵衛に廩米を賜ひて之を褒賞し、伍長及

久右衛門

平民十一戸も同く賞賜を獲たり、久右衛門父老いて職に堪へざるに至り代りて里正と爲る、其家を出づるや、凡そ聞見する所必ず歸りて之を父に告ぐ、家事巨細亦必ず父に咨稟して之を行ふ、夜は輒ち父母の臥室を掃き、戸外に出で席を敲き塵を拂ひ、以て父母を安臥せしむ、隣人毎夜之を聞くを以て夜業を終はるの限と爲す、善兵衛痰喘あり、動もすれば輒ち發作す、久右衛門常に之を憂ふ、嘗て同郡富來村の僧來り宿し語りて曰く、草薺は能く痰を治す、吾邑に産するところのもの特に奇驗あり、但し方今雪深くして以て得べからずを憾むと、言未だ畢らざるに久右衛門出て、富來に至り草薺を携へて來る、衆皆其孝行を驚嘆す、久右衛門資性篤實苟も人を欺かず、その富來の市に如きて物を沽ふや、未だ嘗て價を減するを求めず、人亦久右衛門なるを知りて其價を貳にせず、久右衛門の家善兵衛の時より馬を市ふ、久右衛門寡慾にして人を愛し、妄に利を貪ることなく、問々其價を拂はざる者ありと雖ども、其人の窮するを察すれば、則ち亦敢て之を責めず、人或は寧此業を廢せんことを勸むるも、父の緒業遽に措くに忍びずと爲して聽かず、邑民の種食なき者には之に賑貸し、流亡して歸るところなき者には之に資を予へて饑餓を免れしむ、冬月雨雪の候に方り、往來の行人困苦する者あれば之を留めて勞を慰むること屢々なり、明和三年二月、攝州神戸の船商孫三郎の船能登海を航し颶に遭ふ、船人十餘輩皆赤身にして溺を免れ、生神邑に就きて憐を乞ふ、久右衛門乃ち先づ之に衣を與へ、又壯夫に命じ、海に入りて搜索せしめ、載するところの金五十兩錢五

千を拾ひ得て之を舟人に授く、其人の爲に忠愛なること此の如し、邑人亦倣ひて醇朴の風を成し、其俗大に他に異なるものあり、客あり、嘗て生神邑に就きて草鞋を買はんとす、曰く、たゞ之を與へんのみと、乃ち多く貯ふるところを出して擇び取らしむ、己にして其足に適はざるを見、趨りて其隣家より得て之を與へ、且つ謂て曰く、間ころ猛獸人に逼る、今日暮れて途遠し、獨り行くべからず、宜く留まりて宿すべしと、客謝して去らんとす、依りて壯夫數人に命じ、各々挺を執り從ひて之を送らしめたりと云ふ、凡そ生神邑の田を力むるや、耕種耘鋤一に久右衛門の爲すところに遵ひ、先後するものなし、久右衛門職務を以て都下に赴くや、邑人遠く郊外に送り、歸れば則ち出で之を迎ふ、其愛慕せらるること此の如し、安永三年公命あり、久右衛門に俸米を賜ひ丁錢を出すの外諸の戸役を除き、牛下七海の里正及び伍長にも、亦米錢を賜ふ、天明五年十一月再び命あり、久右衛門の食俸と班次とは、皆十村並たらしむ、蓋し其至性忠良なるを褒せしなりといふ、

葛城理吉

○葛城理吉。地頭町の人、後に相神に居る、天保二年を以て生る、人ご爲り温厚篤實善く公事に盡瘁せり、藩政の頃は富來洞改役及び地頭町村の肝煎に歴任し、維新以後には戸長村長縣會議員郡會議員等多く公職に従事せり、就中安政四年地頭町村等の肝煎たりし時に濟貧恤窮に盡力したること、明治七年本郡河内村と鳳至郡劔地村の境界を争ひし時、理吉が其鎮靜に努め輯睦和協せしめたことは、最も偉大の功績にして、其他荒蕪の開拓、道路の修築、製鹽業の挽回、養蠶造産の奨勵、教育

從軍

の普及に力を致せしかば、明治二十八年賞勳局は藍綬褒賞を賜ひて之を表彰せり、三十年五月病て歿す、享年六十八、

戰役	兵種官等級	位勳	氏名	事故
明治十年役	不詳		西村 佐助	
同	不詳		石黒 三郎	
同	不詳		屋敷 彌太郎	傷死
同	海軍一等兵曹		畑本 久太郎	傷死
同	陸軍歩兵上等兵		山本 永吉	病死
同	陸軍歩兵二等卒		小川 傳次郎	病死
同	陸軍 役夫		小室 豊吉	病死
同	海軍 火夫		山岸 嘉太郎	病死
同	陸軍歩兵曹長	勳八等	坂野 嘉久	
同	陸軍歩兵一等軍曹	勳八等	高谷 勇松	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	金谷 礪吉	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	上野 菊太郎	
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	大銀 治三郎	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	坂本 由太郎	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	新出 松太郎	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	稻垣 三太郎	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍歩兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒
勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳七等功七級	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等
赤坂伊太三郎	小川庄太郎	新出松太郎	稻垣三太郎	小泉義三郎	濱野三郎	三谷三郎	高谷三郎	坂野三郎	寺岡三郎	木坂三郎	上野三郎	干野三郎	角谷三郎	葛城三郎	舟元三郎	畑中三郎	河原三郎	石谷三郎	中田三郎	勢谷三郎
戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍歩兵一等卒	陸軍上等機關兵曹	陸軍一等主計	陸軍騎兵上等兵	陸軍歩兵軍曹	陸軍歩兵軍曹	陸軍歩兵軍曹	陸軍歩兵軍曹	陸軍歩兵軍曹	陸軍歩兵軍曹	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍一等計手	陸軍歩兵軍曹
勳八等	勳七等功七級	勳七等功七級	勳七等功七級	勳七等功七級	勳七等功七級	勳七等功七級	勳七等功七級	勳七等功七級	勳七等功七級	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等
木内作太郎	小杉乙吉	橋爪太夫	新谷初太郎	中野嘉平	坂野嘉平	小野嘉平	田淵右衛門	池端真吉	小川真吉	津田仁太郎	富田仁太郎	山森富太郎	林下富太郎	松本龍太郎	飛田龍太郎	飛田龍太郎	大野龍太郎	淺野龍太郎	屋敷龍太郎	柏女熊太郎	橋爪太夫	小馬孝治
戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	海軍上等機關兵曹
勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	正七位勳六等
高堂周太郎	林野清太郎	高濱庄太郎	松本久太郎	木內作太	高澤清	森由太	向善	山本久太郎	高橋太	葛城豐	坂本太	横濱太	宮本直太郎	屋敷助	大村佐	木內久	橋本久	高田久	小杉乙次郎

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒			
勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等	勳八等			
綿村久太郎	出村久太郎	綿村久太郎	大久保直吉	池端保直吉	葛城周藏	林野之助	藤澤富造	進藤與三	坂口與三	不口與三	大銀治	新出重藏	上彌與三	葛城喜三	長野安太郎	鍛冶太	清水榮太	葛城勝太	石田幸太	橋本太	上島太	山本久右衛門

療兵

○祭禮。地方一般に敬神の念深く、春秋二季の例祭及び八朔大祭には、餅及赤飯等を親族知己に贈り、尙彼等を招きて宴を張り、一家一人以上必ず神社に参拜す、

八朔は陰曆を一ヶ月遅れとす、此日東増穂村字八幡に鎮座せる郷社富木八幡神社の神輿渡御式を行ふ、此祭典に参加する神社は、本村字地頭町、領家町、高田、七海、領家七海、稗造村字東小室、廣地、大西、和田、田中、貝田、東増穂村字給分、里本江、中濱、相神の各社なり、而して之れが祭典の概況を記さんに、八月三十一日はお旅と稱して、午後七時頃より参加各字の老若、太鼓、高張、大小の燈明（おあしと稱す）を携へて、富木八幡神社の境内に参集し奉迎す、午後八時過ぎ渡御の始まるや、奉迎の各字は例年の規定により、神輿の先供後供の事に従ひ、字領家町に至り住吉神社に入興し、こゝに神事を執行して一夜の駐輿をなす、翌九月一日は御立と稱し、午後二時頃住吉神社を發興し、地頭町、高田に渡御し、それより此日参加せる各字は太鼓、大小の赤旗及神輿十三四體を以て奉迎す、近郷の男女來觀するもの多く、地方年中行事の最大盛儀なりとす、此の日より六日間、地頭町大通りに於て市を開く、各地の商人來集して店舗を列ね、郷内各村の人民一年間の日用品の大部分を買ひ調ふるを常とす、此外演劇相撲等の催あり、

○盆踊。以前は甚だ盛なりしも、十數年前より殆んど廢絶の状態なりしが、近年漸次再興の姿を呈せり、

○婚儀。結婚の翌年一月十五日には、嫁祝と稱して、未明より店頭に串柿又は菓子を積み盛ね、家族の一人羽織袴を着て、之を村内の兒童に分與す、兒童は早朝より「嫁祝ひ下さい」と言ひて、昨年婚姻せし家々を馳せ廻るなり、

○葬儀。葬禮の前夜に、十一時頃より死人の沐浴をなさしむ、來會せる親族の壯年輩は、各自提灯を點して外出し、家の四隅に立ち、沐浴を了して入棺せしむるまで監視する慣例あり、

○虫送。毎年夏の土用三郎に字地頭町高田の稲田に虫送を施行す、當日同字青年會員は午後休業をなして松明を作り、之を耕地の道路に一定の間隔に配置し、午後九時頃より點火して、太鼓鉦及横笛を以て囃し、「虫行け、浮塵子行け」と叫びつゝ、字内の稲田を練り廻る、而して一周し了れば、定まりたる場所に燃え残りたる松明を山積す、其の壯觀名狀すべからず、

○穴神様。生神の郊端なる坂路の中央に、穴神様と稱して、古木鬱蒼として晝尙暗き處あり、海岸より一見すれば直に古代の墳墓なることを思はしむ、土人は之を源義經の妻の墳墓なりといひ、或は同字の祭神豊多摩姫命の墳墓なりと傳ふ、同所には石を疊み、洞を造りて堂宇とせるものあり、春秋二季の祭日には、神職こゝに神事を行ふ、口碑によれば、此處の樹木を伐り、若くは椿、藤等の花一輪たりとも之を採るものあらば、必ず神罰を受くべしといへり、

第四十八章 鉦打村

總說

位置廣表

○位置廣表。本村は郡の北部に位し、鹿島、鳳至の二郡に境して、東西約一里、南北約二里餘、面積一奇零二方里あり、東南は鹿島郡豊川、熊木、西岸の三村に隣し、西北は本郡稗造村、北は鳳至郡穴水町、西南は本郡熊野村に接す、

地勢

○地勢。山多く平地少し、唯縣道富來往來に沿ひて、僅に狭長の田野あるのみ、羽咋、鹿島、鳳至三郡の境界なる別所岳北に聳え、南には虫ヶ峰高く、其餘脈村内に連亘す、此間河内川蜿蜒迂回して鹿島郡に流る、

區劃

○區劃。本村は分ちて西谷内、河内、藤瀬、北免田、上島、町屋、鳥越、大平、古江の九區とす、

戸口

○戸口。大正四年十二月現在の本村戸口左の如し、

本籍	一戸	數	一四一九人	口	二、四四四
現住	一戸	數	三八九人	口	二、一五三

土地

○土地。大正四年十二月現在本村の民有土地左の如し、

反別	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	池	沼	免租地	荒地(免租)
價	二町、六三〇九	四町、七二七	六、九三	六五、八〇三	一九、八〇三	三、二一五	七〇三	二町、九〇四		
	八五、七六九	五、三三四	一六、五〇	一、六六九	一九六	三四	一			

交通

道路

○道路。縣道富來往來は本村を貫きて、鹿島郡中島より本郡富來に至る、其間約四里にして、本村を通ずる距離は一里十一町とす、馬車、人車の便あり、荷馬車の往來亦多し、里道は未だ完全ならず、石多くして歩行困難なり、

郵便

○郵便。鹿島郡中島局にて之を管すれども、配達は毎日一回の便あるのみ、電報配達も亦本村の一部のみ市内の取扱を受くるに止り、其他は不便尠からず、

沿革

沿革

藩政時代

○藩政時代。天正以後本村九字は凡て鉦打郷と稱せり、村治は安永の頃に在りては、鹿島郡中島組十村役の管轄に屬し、文政以後に於ては、字大平は本郡富來組に、其他の八字は鹿島郡熊木組に屬せり、而して鹿島郡の諸村と相混する所以は、羽咋鹿島二村は之を併せて口郡といひ、共に一郡奉行の配下に在りしを以てなり、

維新以後

○維新以後。明治四年七尾縣を置かれしとき、縣内を二十四區に分ち、本村は第七區に屬す、明治十一年郡區制を施行せらるゝに當り、鉦打全郷と熊野方郷の日用村とを併せて戸長を置き、鳥越村に役場を設く、尋で日用村を除き、稗造莊の切留、地保、鶴野屋、入釜、楚和、阿川、尊保及び富木院の今田、和田、大西、江添、田中、東小室、廣地を併せて西谷内村に役場を置きたり、明治十六年免田を改めて北免田とす、これ北大海村免田と區別せんが爲めなり、

○町村制實施以後。明治二十二年町村制を施行せらるゝや、鉦打郷九ヶ村を併せて鉦打村と復稱し、從來の村名を大字となす、村役場は西谷内に在り、初め民家を以て之に當てしが、明治二十四年十一月今の役場を建築するに至れり、町村制實施以來の村長氏名左の如し、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
小島 豊直	明治二十三年	明治二十三年五月
岡田 伊吉	同二十三年五月	同三十一年一月
前田 清康	同三十一年一月	同三十一年十一月
井田 典松	同三十二年七月	同四十四年十一月
馬場 久次郎	同四十四年十二月	大正四年十二月
猪俣 徳松	大正五年四月	同五年五月
赤坂 七太郎	同五年五月	(現在)

所查駐在

○巡查駐在所。字藤瀬に置かれ、鉦打村一圓を管轄せり、

村長

町村制施行以後

産業

職業

○職業。大正四年十二月末日現在本村の職業別戸數左の如し、

農業	工業	商業	自由業	其他	合計
自作 一四	一	六	六	一〇	三八九
自作兼小作 二三五					
小作 一八					
計 三六七					

生産物

○生産物。大正四年中に於ける本村生産物の年額左の如し、

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	五、一五七石	小豆	一八〇石	材	一〇、二八八圓
麥	五九二石	甘藷	一、八八〇貫	炭	二二、五〇〇貫
大豆	三五二石	馬鈴薯	一、二〇〇貫	製品	五、四一〇圓

教育

寺子屋

○寺子屋。當地方には從來數個の寺院と一神職とありしにより、農民中文字に志あるものは、何れも此等につきて、所謂寺子屋教育を受けたりき、

○小學校。明治五年學制の頒布ありしと雖も、向學の思想尙幼稚なりしを以て、純然たる學校教育は未だ行はれずして、僅に従前の寺子屋教育を繼續せしのみなりしが、明治七年五月に至り、始めて民家を借り上げて、鳥越小學校を創設せり、同十二年八月精練小學校と改稱し、同十九年十一月縣令

小學校

高等科併置

により、二十一年四月より尋常科簡易科鳥越小學校と改稱す、同二十三年十月簡易科を廢し、鉦打村立鳥越小學校と稱す、同二十五年六月補習科を置きしも、翌年四月之を廢し、高等科を併置し、鉦打尋常高等小學校と改稱す、同三十二年校舎を増築す、同四十一年四月より尋常科の修業年限を六ヶ年に延長せられ、校舎狹隘を告げしを以て、四十二年四月字鳥越に假教室を設けたり、明治四十四年に至り校舎腐朽して使用に堪へず、即ち新に工を起し、大正二年六月二十日その竣成を告ぐ、本村字河内なる須久保は山間に介在せる一小部落にして、古來文化に霑はず、六戸二十八人中一人として文字を解するものなく、兒童の如きも鉦打尋常高等小學校を距る二里にして、而かも冬季の積雪甚しきがため、通學するによしなかりしが、大正五年三月本縣及び本郡より、特別教育獎勵金を受くるに至り、一民家を借りて校舎に充て、校具教具を設備し、鉦打尋常高等小學校特別教授所と名稱し、遂に同年四月開所式を挙げ、山田五左衛門任命せられて同所に勤務のこととなり、始めて其の兒童を教育するの途を開けり、

左に學校長の氏名を列記すべし、

村長	特別教授所
校長 氏名	就職年月日
室端 篤	明治二十六年五月
加藤 悌次郎	同 二十八年二月四日
	退職年月日
	明治二十八年二月四日
	同 二十八年六月四日

青年團

山田 庄松	同 二十八年六月四日	同 三十年三月四日
増田 長之	同 三十年四月四日	同 三十一年三月三十一日
林 爲治	同 三十一年三月三十一日	同 三十三年九月十九日
竹中 芳郎	同 三十三年九月十九日	同 三十四年七月十二日
永澤 安次	同 三十四年七月十二日	大正二年三月三十一日
城村 義	大正二年三月三十一日	同 三年十二月十九日
西村 三吉	同 四年一月十八日	(現在)

○青年團。本村には從來、大平青年團、鳥越青年團、古江青年團、西谷内青年團、河内壯年心合會、藤瀬青年團、北免田青年團、上島青年團、町屋青年團の組織あり、何れも明治四十四年以前の創立にかゝれども、其年月詳ならず、大正五年六月二十日に至り、同年石川縣告示第七十三號の趣旨に基き、此等諸團體を解散し、新に鉦打村青年團を編成し、小學校長を以て團長とせり、團員は十二歳以上二十歳までの男兒にして、小學校其他に學籍を有せざるものとし、當時その數百三十六名にして、名譽團員九名を有し、智徳の涵養、體力膽力の鍛練、立憲自治思想の養成、産業の發展、公益の獎勵、娛樂の改善等を以て其事業とせり、

○夜學會。鉦打小學校を借用して、高等科卒業生、半途退學生等之に出席し、智徳の増進を計るを目的とし、例年十二月中旬より翌年二月末日までを開催期間とす、而して會場より遠隔の地にありては、各字毎に之を開き、何れも修身、國語、算術、農業の諸科につき修業するものとす、

夜學會



藤津比古神社

神社

○藤津比古神社。字藤瀬に在り、郷社にして級津比古命、岩衝別命を祭り、式内社なり、社傳に據るに、本社は景行帝の時の勸請にして、上古藤津比古神此土の諸妖を伐ち夷らげ、民をして刀劍を帯びて以て自ら守らしめしに、人民之を桝具に代用せり、鉦打の郷名之に起因すと、本社之朔幣式は國土の平穩を祈り、大宮祭は農桑の祖祭にして神輿の渡御あり、又本社之本殿は正和四年の改築に係り、其扉等の彫刻精巧にして、實に南北朝時代の遺物なりといふ、其他天文三年西谷城主國分備前守の寄進に係る獅子頭ありて、國寶に准すべき貴重品なりといふ、古文書亦若干を藏す、

諸々の荒振ともを平けて
根さじかためし藤津みやしろ
松本源祐

〔加越能式内等舊社記〕

藤津比古神社在藤瀬村、

〔神社叢録〕

藤津比古神社藤瀬村に在座す、

〔能登路記〕

藤瀬村には藤津比古神社立給ふ、式内なり、

○服狹雄神社。字西谷内にあり、村社にして素戔鳴尊を祀る、其地西ヶ谷城跡に接す、或は云ふ、西谷城主が藤津比古神社の遙拜所なりしと、享保の頃は妙見堂と云ひしを、後に服狹雄神社と改む、例年秋季祭には神輿の渡御を行ふ、

○古江社。字古江にあり、村社にして天照大神を祭る、もと神明宮と稱せしを、明治七年本縣より今の社名に改めしめられたり、

○八幡神社。字大平にあり、村社にして應神天皇、神功皇后、仲哀天皇を合祀す、もと八幡社と稱せしを、明治三十五年七月今の名に改む、

○日枝神社。字鳥越に在り、村社にして大山祇命を祀る、元山王宮と稱せしが、後に日枝社と改め、明治三十五年八月今の名に改む、

○白山神社。字町屋にあり、村社にして菊理姫命を祀る、元と虫ヶ峰山上にありて、内外兩浦の海

を瞰下し、風景絶佳なりしも、後現今の地に移れり、もと白山権現と稱し、當國二十四番の札所なりしを以て、今尙こゝに巡禮するものあり、三十五年七月今の社名に改む、

諏訪神社

○諏訪神社。字上島にあり、村社にして武御名方命を祀る、明治三十五年七月今の社名に改めしが、其より以前は單に諏訪社と稱せしなり、

二柱神社

○二柱神社。字北免田にあり、村社にして武甕槌命、天照大神、豊受大神を祀る、もと大將軍社と稱せしが、明治七年七月縣より免田社と改稱せられ、尋で三十五年七月免田神社と改稱し、明治四十二年四月同字度會社を合併して今の社名に改む、

菅原神社

○菅原神社。字河内にあり、村社にして菅原道真、少彦名命、大巳貴命、伊弉諾命を祀る、もと天満宮と稱し、堂坂に鎮座せしを、弘化三年八月今の地に轉ず、社號は初め菅原社と稱せしも、明治七年十月縣布告を以て今の名に改む、社地高燥にして風景亦佳なり、祭神中大巳貴命は同字國造神社より、伊弉諾命は羽黒神社より、少彦名命は少彦名神社より合祀せしものとす、本社へ神饌幣帛料供進使の參向すること、なれるは明治四十三年三月三十一日のことなり、而して上記各神社皆其秋季祭に神輿渡御式を行ふを例とす、

寺院

寺院

託因寺

○託因寺。字河内にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地とす、當寺は往昔真言宗にして妙香山

蓮光寺

大鳳寺と稱せしが、文安の頃弘映といふもの、本願寺蓮如に歸依し、妙香山託因寺と改稱せり、
○蓮光寺。字鳥越に在り、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地とす、往昔西谷内村の農民專藏と云へるもの、家に、空海の宿泊したりし時、自作の阿彌陀如來一軀を與へしかば、專藏乃ち真言宗に歸依し、一字を建立して專念寺と號せり、此木像は空海の入唐せし時、長崎の渡頭に於て、海上安全壽命長久を祈願せんが爲に刻せし木像なりと傳ふ、專念寺は後ち真宗に轉じて蓮光寺といひ、所謂空海自作の阿彌陀如來は、今尙當寺に存すといふ、

正覺寺

○正覺寺。字上島にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は准由緒地とす、當寺は元と真言宗にして泰澄大師の草創にかゝり、見佛寺と號して、虫ヶ峰の山上にありき、行基菩薩嘗て見佛寺に詣て、觀音と聖德太子の兩木像を刻す、而して觀音像は虫ヶ峰山上に安置し、太子像は垂跡の意を顯さんが爲めに、之を鳥越の里に奉安せり、現に當寺に傳來するところの太子像之なり、寛政二年住僧了慶の時真宗に歸依し、萬治四年上島に移る、而して虫ヶ峰及び鳥越には今尙古の遺跡を存す、

安泉寺

○安泉寺。字古江にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地とす、本郡西谷城主國分慶胤の末裔知房といふもの、僧となりて慶恩と號し、文安二年本寺を建立せりといふ、

覺永寺

○覺永寺。字西谷内にありて、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり、

名蹟

鉤打村

○鉤打村。承久三年注進の能登國公田々數目錄に、鉤打村六町五段貳と載せたり、村岡氏の同田數目錄解に正字通に鉤俗鉤字、説文に鉤短矛也と、これをナタと訓るは薙斷の義なるべし、日本紀に鉤字をよみ、延喜式には鉤、太神宮儀式帳には那太と書けり、字彙に鉤、平木器と見ゆ、全浙兵制録には小斧と譯せりといへり、

鉤打山

○鉤打山。一に虫ヶ峰ともいふ、其の山麓を通ずる道路を鉤打峠と稱し、本郡より鹿島郡に達する要路とす。

〔能登名跡志〕

鉤打山とて近郷の高山あり、昔俊寛僧都康賴成經三人の配所此邊にて、俊寛此山に三十三所の觀音を建、順禮ありし觀音の堂あり、今も無志ヶ峰とて當國廿四番の札所也、元は那谷内山と書し也、則僧都那智山と谷波寺をかたとり付けられし由、加州那谷寺觀音は此所の本尊なりしを、利常公移し玉ふと所にいへり、又熊野方の郷に熊野權現の大神あり、近郷の惣社にて神主尾崎氏也、是は昔平判官康賴丹波少將成經兩人の歸洛所の爲、三熊野權現を勸請して日參ありし也、其頃の宮跡は谷内神社とて有、其御神體を移し奉りしといへり、其外三人の配所の舊跡地名など残りあり、何も山中に有村也、鉤打山は羽喰鹿島風至三郡の境山にて絶頂に大石ありて境とす、高山にして風景たぐひなし、内浦は曾福村より近し、岩角に打つ波も恐しく山彦して、「嶺岨なる山の姿や雉子の聲」

〔射水郡關野神社記〕

俊寛及び丹波少將成經平判官康賴三人配所の舊跡は、熊野方鉤打村といふ所にあり、成經康賴歸洛の祈をなし、熊野權現の大神も山麓にあり、三人酒を酌し所を酒見といひ、三人相迎へし所を相坂といひ、三人住みし所を三名村といひ、有王童子來て俊寛に逢ひし所を相見村といふ、

西谷堡跡

○西谷堡跡。西谷堡跡は西谷内にあり、熊本より富木に越ゆる山路の傍に、壘濠の遺形猶纒に存す、本丸は縦四十八間許、横四十間許、二郭は縦五十間許、横五十三間許、三郭は縦六十間許、横五十間許、間の山堡にして、初め畠山家繼此に居り、後天正中中、長綱連の臣國分五郎兵衛居れりといふ、

町屋堡跡

○町屋堡跡。町屋堡跡は町屋に在り、里人は之を城山といへり、國分左兵衛嘗て此に居り、西谷の支堡と爲せり、里人の口碑には岡部某此に居れりといへり、

弘法井

○弘法井。字藤瀬なる川村氏の邸前に、石洞二個を積みたる上より、滾々として溢れ出る清水あり、傳へて曰ふ、昔弘法大師巡教の際、土民の飲料水なきに苦むを憐みて、此清泉を興へたるものなりと、三伏の夏日他の井水涸渴するときと雖も、尙水量を減することなしといふ、

河内

○河内。往昔弘法大師巡錫の際、河内なる弘灰氏の家に宿し、其厚遇を謝して、萬病に効ある妙藥の調劑書と衡器とを興へたりと、同家にては今に至るまで代々之を調劑し、弘灰藥の名を以て廣く之を世に行へり、

從軍

戰役	兵種官等級	位	勳	氏名	事	故
明治二十七年役 明治三十七八年役	從軍者五名氏名不詳 陸軍歩兵伍長	勳七等功七級		播磨吉左衛門	戰死	

同																					
陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒						
勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級						
藤森甚左衛門	高野松太郎	赤坂源左衛門	山崎作藏	水元太郎	福野松太郎	代上松太郎	竹田京太郎	館松太郎	松隆太郎	石井榮太郎	木挽與四右衛門	松田三郎左衛門	津田榮吉	前田力松	中川長松	本谷清藏	畑野新助	高野梅松	細川正久	山中松	南白則

同																									
陸軍歩兵上等兵	陸軍歩兵上等兵	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒										
勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級										
田中宇左衛門	小坂八藏	山野伊之助	上野藤藏	長谷與松	上田善松	谷口善助	竹山新吉	青木乙吉	井田彌左衛門	堂下三吉	堂保彌三	谷保彌三	水橋吉太郎	水橋吉太郎	山岸彦之丞	山崎文左衛門	川窪永次郎	横山勇吉	中野吉太郎	橋爪久次郎	青木左衛門	小山下榮助	山力太郎	作山松	
戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	戰死	病死	病死	病死	病死	病死	病死	病死	病死	病死	病死

明治三十七八年役

同	陸軍輜重兵軍曹	動七等	田畑松太郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	丸山次郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	木下熊次郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	石塚榮左衛門
同	陸軍輜重輸卒	動八等	松岡若松
同	陸軍輜重輸卒	動八等	廣幡松次郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	辻森豊藏
同	陸軍輜重輸卒	動八等	田中源次郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	漆原升三郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	畑中三郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	石田久松
同	陸軍輜重輸卒	動八等	澤木愛次郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	松畑松左衛門
同	陸軍輜重輸卒	動八等	橋爪升太郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	坂柿升右衛門
同	陸軍輜重輸卒	動八等	高木長九郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	森本喜八郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	小嶋山長松
同	陸軍輜重輸卒	動八等	前田安太郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	幸地松太郎
同	陸軍輜重輸卒	動八等	横山松助
同	陸軍一等水兵	動八等	石原清太郎
同	陸軍二等水兵	動八等	長谷長太郎

一〇五八

同

海軍二等水兵

戸澤榮松

雜記

○祭禮。各字何れの祭禮も春は單に宮參りに止め、秋祭には長さ三四丈幅亦之に適へる赤羅紗の梓幟を擔ぎて神社に参集し、神輿渡御の行事をなす、大なる梓幟に群りて遼り行く若者、夕日にきらめく神輿、美々しく着飾れる婦女子等、山里としては此上なき美觀を呈す、而して所々に神輿を奉迎する家ありて、供奉のものに酒肴を饗應す、

○盆踊。適當の場所なきを以て、神社の廣前に集ひ、圓陣を作りて舞踊す、されど到底昔日の盛況を見ること能はず、

○田植。小部落毎に日を定めて互に助力し、若年の婦人赤禱をかけて田植をなす、此日豆粉を散せる飯を、朴の葉に包みたるを食す、

雜記

盆踊

田植

第四十九章 稗造村

總說

○位置廣表。本村は郡の北部に位し、東西凡二里三十町、南北三十五町、面積約三方里にして、東は鉦打村に接し、北は高爪、桑塚の諸山脈を隔て、鳳至郡穴水町及び劔地村に境し、西は東増穂村に、南は熊野村に續き、西南は富來村を挟みて日本海に面せり、

○地勢。東南北の三方は山岳に圍繞せられ、東より西南に延びて瓢形の一小平野をなし、其北方に尊保の地を抱き、南方に廣地の溪谷を控えたり、富來川は源を切留の山中に發し、南流して鶴野屋、地保、入釜の細流を合せ、尊保川を誘ひ、今田、和田、田中、貝田を貫流し、東小室に至り瀬木川を合せて漸く水勢を増し、富來村に至りて海に注ぐ、本村は丘陵蜿蜒として概ね山地なりと雖も、其高きものも僅に海拔千五百尺を出でざるを以て、溪間の往來は傾斜緩にして、車馬の通行稍便なり、土質は山岳の方面は概ね粘土にして、稀に礫土を交へ、中層以下には岩石ありて石材及礦物を産し、小谿に下れば腐蝕質粘土を交ふること多し、耕地は東北高丘の續く所は總て粘質壤土なれども、漸く傾下して西南の平野に出づるに従ひ砂質壤土に變ず、本村の地勢及地質は概ね斯くの如くなるを以て、農業、林業に併せて牧畜養蠶を營まば、將來發展の餘地なきにあらず、

總說

位置廣表

氣候

區劃

戶口

土地

交通

○氣候。東北の山麓に連なる切留、地保、鶴野屋、入釜等は、冬季降雪の量多くして寒氣強く、三月下旬にも尙降雪を見、夏季も亦た暑氣薄く、盛夏と雖も蚊帳を用ひざるの地あり、

○區劃。本村は分ちて廣地、東小室、貝田、田中、大西、江添、和田、今田、尊保、阿川、灯、楚和、入釜、鶴野屋、地保、切留の十六區とす、

○戶口。大正四年十二月現在本村の戶口左の如し、

本籍	戶數	三九五	人口	二、五五四	現住	戶數	三六一	人口	二、四〇三
----	----	-----	----	-------	----	----	-----	----	-------

○土地。大正四年十二月現在本村の民有土地左の如し、

反別	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	池沼	免租地	荒地(免租)
價	三七四、〇五元 七、九三三	七五、四四八 六、三三三	五九、五四四 一五、三九六	一四八、七三六 四、四四八	三、三三七 一四八	三〇、三〇九 三	四〇、三〇九 一	一、八二六 一	

交通

○道路。本村の重なる道路は、穴水往來、中島往來、劔地往來等なり、穴水往來は實に本村唯一の縣稅支辨道路にして、鳳至郡穴水町の縣道より分れ、本村字鶴野屋を経て、東小室の縣道に達し、人車を通ずることを得べし、其里程六里八町の内三里三町は本村に屬す、中島往來は富來より本村字東小室、廣地等を経て中島に通ずる假定縣道にして、里程三里九町の内本村に屬する里程は二里

釧路往來

八町とし、車馬の交通自在なり、釧路往來は鳳至郡釧路村假定縣道より岐れ、本村字今田を経て、鉦打村の假定縣道に接す、然れども本線は未だ改修せられざるを以て荷車を通すること能はず、其他西方に一の里道ありて今田、和田、田中、貝田の各字を通じ、富來村字領家町の縣道に達せり、

郵便

○郵便。通信機關は富來郵便局によりて行はるれども甚だ不便を感ず、されど他日釧路往來改修の曉は、本村字今田が其十字路に當るを以て、隨つて驛遞施設の要を見るなるべし、

沿革

沿革

○藩政時代。本村十六部落中東北に位する尊保、阿川、楚和、灯、入釜、鶴野屋、切留は天正以後に於ける稗造莊にして、殘餘の今田、和田、大西、江添、田中、貝田、東小室、廣地は富木院の一部なりき、此等は初め悉く前田氏の領なりしが、天明六年に至り當時は公領なりし千路村外七ヶ村と、私領稗造莊とを交換の事ありて、尊保以下七ヶ村は前田氏の手を離るることとなり、前田領の村治は安永年間に於ては十六部落共に相神組十村役の管轄に屬し、文政以後に在りては今田外七部落は富來組十村役の支配を受けたり、

維新以後

○維新以後。明治二年金澤藩の設置ありて、本村は其治下に配せられ、同三年十村役を廢して郷長を置き、次で里正と改めらる、明治十一年十二月郡區制を布かれ、爾來この十六箇村は貝田村外數

町村制施行以後

ヶ村戸長役場の所轄となり、本村人戸坂藤與茂これが戸長たり、後分れて貝田村は相神村外數箇村戸長役場に屬し、東小室外十五箇村は西谷内村外二十三箇村戸長役場の所轄となる、

○町村制施行以後。明治二十二年四月町村制實施に際し、東小室、貝田、今田、江添、大西、和田、中、廣地、尊保、阿川、灯、入釜、地保、楚和、鶴野屋、切留の十六箇村を合して稗造村と稱す、現今の區域即ち是なり、同年六月三十日村役場の位置を大字今田に定め、同日開廳事務を執り、而して其の廳舎は一時專明寺の一部を假用して事務を執りたるも、不便尠からざりしを以て、數年の後同字リ百番地に移りて新に役場を建築し、次で大正三年入釜小學校の改築せらるゝや、其材料を利用して更に改築せしもの即ち今の役場なり、

左に村長の氏名を列記すべし、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
富澤宗四郎	明治二十二年六月十七日	明治四十二年八月四日
木坂喜右衛門	同四十二年八月二十六日	(現在)

○巡查駐在所。字今田ロノ九十五番地にあり、

産業

○職業。全村農を以て主業とし、殖林牧畜工業(炭焼、藁藁、製織)を以て副業とす、今大正四年十二

月末日現在の職業別戸数を擧れば左の如し、

農業	自作	自作兼小作	小作	業計	工業	商業	自由業	其他	合計
九五	二二二	四二	三四八	一	五	七	一	三六一	

農業に在りては、地勢東南北の三方山岳圍繞すと雖も、富來川村の中央を貫流し、土地肥沃にして灌漑の便に富むを以て、農事専ら行はれ、其作付段別田二百七十四町歩、畑七十四町歩、一戸平均田八段弱、畑二段強の割合に當り、米、麥、大豆等の産出一ヶ年約六万五千圓に及び、就中産米は村内の需要を充して、尙一千五百石を賣出し得べく、軌近學理の進歩と共に、農事上幾多改良の方法を講じつゝあれば、其産額逐年増加しつゝあり、

林業は富來川の上流に一大谿谷ありて、其間幾多の丘陵は數多の小谿谷を爲し、淺きものも十數町、深きものは里餘に達し、山林原野の面積千五百十八町歩にして、全面積の八割五分を占むるを以て、若し適當に森林を整理經營せば、一大富源たるを失はざるなり、然るに一時急劇に濫伐せしかば、林地年と共に荒廢し、現今の産額年一萬圓を越えざるに至れり、是に於て時運の趨勢と當局者の督勵とは、相俟ちて村民の覺醒を促し、夙に林業組合、造林競技會等を起し、著々殖林に努めつゝあれば、將來多大の産額を見ること、蓋し遠きにあらざるべし、

畜産業

畜産業は地勢上原野多く、飼料の得易きと、農業自給肥料等の關係より、古來多く行はれ、軌近産

林業

農業

工業

生産物

馬の奨勵と共に品種を改良し、現今の飼育數、馬三百一頭、牛百九十頭にして、一戸平均一頭五分に當れり、

工業は冬季農業の閑散と、其原料の自給し得ることにより、二十年來毎年十二月より翌年二月に至る間、農家一般に製荏業に従事す、現今之に従ふもの二百三十戸、職工三百十七人、冬季に於ける副業として益望を囑せらる、近年同業組合を設け、製品に檢印を施し且つ等級を附し、以て粗製濫造の弊を防ぎ、市價の向上に努めつゝあり、炭燒業は本村雜木林に富むを以て夙に開け、現今之に従事するもの、專業として十七人、副業として三十人を算し、將來副業として最も有望なり、

○生産物。今大正四年中に於ける本村生産物の年額を擧ぐれば左の如し、

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	五、〇七七石	蘿蔔	九、四五〇貫	丸及角材	一、〇〇〇石
麥	一、二五四石	蘿蔔	二、三〇貫	薪炭	二、五〇〇櫛
大豆	一、四三石	蘿蔔	一、二〇貫	竹	八〇〇束
小豆	一一八石	蘿蔔	四四〇貫	產牛	八九頭
粟	二二石	蘿蔔	九五〇貫	木	三、二〇〇束
甘藷	二二、五〇〇貫	蘿蔔	三〇〇貫	炭	一一五、〇〇〇貫
馬鈴薯	一七、六〇〇貫	蘿蔔	五〇〇貫		

教育

寺子屋

○寺子屋。舊幕時代の教育に就ては文獻の徴すべきものなしと雖も、口碑によれば寺院の僧侶及肝煎等につきて名頭、村名、商賣往來、消息往來等を學習したるもの、如く、而も其業を受くる者は村内二三の豪農及び篤志家に限られ、一般住民は殆んど無教育の有様なりき、

小學校

○小學校。明治新政に方りて學制の頒布せらるゝや、本村は地理上の關係より二小學校を創設す、江添小學校、阿川小學校即ち之なり、爾來兩校共に時勢の進運、法令の改廢に伴ひ幾多の變遷を経て遂に現今に及べり、

明治九年石川縣の命により大西、江添、和田、貝田、田中、廣地、今田の八ヶ村聯合して江添小學校を創立し、江添村福誓寺を借り上げて教室に充て、その開校式を舉行せしが、入學生僅々四名に過ぎざりき、然るに當局者が百方苦心勸誘せし結果、數月にして十七歳以下の男女百餘名の入學あるに至りしも、爾來教員の更迭甚だ多く、加之人民は自由教育の放任なるに忤れ、學事益々退歩の姿を呈し、出席生僅に二十餘名を數ふるに至れり、十三年大西村橋谷孫平外各村有志は金員を醸出して新に校舎を建設し、名を有終小學校と改む、時に出席生徒七八十名に達し學事稍盛なり、十六年三月廣地、今田の兩所に巡回教授所を設く、十八年三月兩巡回所を廢して本校に併す、此時校名を復舊して江添小學校と改稱し、同二十年四月簡易科江添小學校と改稱、同二十五年四月には江添尋常小學校と改稱す、四十一年四月小學校令改正の結果、義務年限延長せられしを以て、尋常科第

校長

五學年を置き、翌年第六學年を置く、是に於て校舎益々狹隘を告げ、四十二年四月改築の工を起し、翌四十三年五月落成式を舉ぐ、現今の校舎即ち是なり、左に學校長の氏名を列記すべし、

校長氏名	就職年月日	退職年月日
玉川 悌治	明治二十八年六月	明治三十年四月
松本 佐八	同三十年四月	同三十一年四月
高澤 清太郎	同三十一年五月三十日	(現在)

明治七年四月創めて阿川村に一民家を假用して阿川小學校を創設せしも、通學の不便尠からざりしを以て、翌八年一月入釜村に移り、亦民家を借上げて授業を開始し、入釜小學校と改稱せしに、爾來出席者日に加はり、校舎狹隘を告げたるを以て、各村有志者の醸金により、新に校舎を建設して育成小學校と稱す、明治十八年四月學區改正により、校名を入釜小學校と復舊す、此時切留、尊保の兩所に巡回授業所を設く、明治二十年三月小學校令改正せられ、簡易科入釜小學校と稱す、同二十五年四月再び小學校令改正の結果入釜尋常小學校と改稱し、二學級に編制せしが、翌二十六年四月村經濟の關係上單級組織となす、四十一年三月更に小學校令改正せられて二學級を編制せし爲め校舎狹隘を告げしを以て、四十五年改築の工を起し、翌大正二年三月その落成式を舉ぐ、現今の校

舎即ち是なり、學校長の氏名左の如し、

校長氏名	就職年月日	退職年月日
織田原亮弘	明治二十四年十月十四日	(現在)

補習學校。本村には貝田農業補習學校、入釜林業補習學校の二校あり、共に明治四十年の開校にして、尋常小學校を卒業せし農家子弟のために、冬季四ヶ月間夜間補習教育を施し、以て實業知識の涵養に資するを目的とす、

青年團。本村には江添校下青年會及び入釜青年會の二團體あり、共に明治四十四年七月の創立にかゝる、各々小學校長之が團長となりて指導發展に孜め、健全に活動しつゝあり、從來本村各部落には、遠く舊藩時代より若連中と稱する一の青年團體ありしも、盆踊、氏神祭禮等の斡旋をなすが如き娛樂的團體に過ぎず、其内容更に見るべきものあらざりき、然るに日清戰役以後に至りては、時運の趨勢に伴ひて青年の責務を自覺し、殊に戰役記念として實質の改善を唱導するもの多きを加へ、或は風紀矯正に、或は補習教育に、或は勤勞貯蓄に、漸次其面目を改めたり、然れども尙各一小部落に割據し、依然舊慣を墨守して甲乙相反目し、相互の親睦を缺くの狀態に陥るの傾ありき、是を以て當局者常に其指導に努め、調和に苦心すること茲に年あり、明治四十四年二月郡長の青年團設立に付きて訓示する所あるや、村長及校長熱議の上、同年二月七日村内各部落若連中の幹部

を役場に召集し、各部落の若連中を統一したる青年團體を組織し、以て内容の改善を計り、國運の發展に資せんことを提議せり、後審議數回を重ね、同年二月十五日遂に校下を一團とする、二個の青年團體を組織し、次いで總會を開き會則を制定し、從來の部落に支部を置きて互に氣脈を通じ、或は夜學會を設けて補習教育に努め、通俗講談會を開きて實業思想の養成に資し、風紀の改善を計りて青年の品性を高め、篤行を表彰して道德の鼓吹に務め、農事改良を企て、農民を指導する等、著々内容の改善に努力しつゝあり、次で大正五年六月十六日、同年二月石川縣告示第七十三號の趣旨により、改めて稗造村青年團を組織し、村長を團長とし、江添、入釜兩小學校長を副團長に推戴せり、○夜學會。本村には青年會の事業に係る貝田、東小室、和田、入釜、鶴野屋の各夜學會あり、殊に貝田夜學會は其創設遠く明治二十五年にありて、本縣知事より表彰せられたることあり、

夜學會

神社

諸岡比古神社

○諸岡比古神社。字東小室に在り、村社にして大己貴命を祀る、傳へて式内社とす、社地を諸岡山と稱し山麓を流る、川を諸岡川といふ、社號は初め諸岡比古神社にして、中頃尾室神社といひしが、近頃また舊號に復せり、本社は明治四十三年三月三十一日本縣告示によりて指定せられ、神饌幣帛料の供進使參向することゝなれり、

白山神社

○白山神社。字廣地にあり、伊弉諾命、伊弉册命、菊理姬命を祀る、古來白山宮と稱せしを、明治維

新の際白山社と改め、三十五年六月白山神社と改稱す、

日詰彦神社

○日詰彦神社、字貝田にあり、村社にして宇地加伊多古命を祀る、舊記によれば往昔千惠なるものあり、夫某と共に朝に仕ふ、偶々蘇我物部兩氏の相争ふありしかば、千惠は皇子を奉じて諸國を巡り、此地に來り留まること久しかりき、然るに七月二十九日皇子終に薨せしを以て、千惠慟哭悲痛し、遂に二十九日祠を建て、之を祀れりと、千惠毎日布片或は木葉に飯を包みて諸國を巡る、現今地方農民の晝飯を包む莫塵にウチガヒといふものあるは此より始まりしなりと、又曰く七月二十九日皇子薨す、千惠その乳齒を奉じて此地に來り祠を建つ、二十九日祠即ち之なり、千惠の子をヒヅメといへり、現今字内に日爪氏を冒すものありと、

諏訪神社

○諏訪神社。字田中にあり、村社にして伊弉諾命、菊理姫命、武御名方命を祀る、古來白山社と稱せしを、明治三十五年四月白山神社と改め、同四十年六月二十日同字村社諏訪神社と改稱せり、境内老椎鬮蒼として日光を遮れり、

大田神社

○大田社、字大西にあり、村社にして猿田彦命を祀る、明治三十五年七月大田社を大田神社と改稱す、老松蒼然として天に聳え、盛夏尙暑を忘る、

菅原神社

○菅原神社。字和田にあり、村社にして菅原道真を祀る、古來天神社或は天満宮と稱せしが、明治七年十月菅原神社と改稱せり、本社に神饌幣帛料供進使の參向することゝなれるは明治四十三年

少彦名神社

三月三十一日のことなり、

○少彦名神社。字今田にあり、村社にして少彦名命を祀る、古來少彦名社と稱せしを明治三十五年五月現今の名に改む、

大山祇神社

○大山祇神社。字尊保にあり、村社にして大山祇命を祀る、古來大山祇社と稱せしを、明治三十五年七月現今の名に改む、

三像神社

○三像神社。字阿川にあり、村社にして少彦名命、武甕槌命を祀る、古來少彦名社と稱せしが、明治二十五年五月少彦名神社と改稱し、四十二年三月同村字楚和村社春日神社、字灯村社少彦名神社を合祀して三像神社と改稱す、

稻倉神社

○稻倉神社。字鶴野屋にあり、村社にして大宮姫命、稻倉魂神、猿田彦命を祀る、明治三十五年六月稻倉社を現今の名に改む、

白髭神社

○白髭神社。字地保にあり、村社にして猿田彦命を祀る、明治卅五年白髭社を白髭神社と改稱す、

日吉神社

○日吉神社。字切留にあり、村社にして大山祇命を祀る、古來大山祇社と稱せしを、明治三十五年七月大山祇神社と改稱す、明治四十年十月無格社日枝神社を當社に合併して現今の名に改む、

度會神社

○度會神社。字入釜にあり、村社にして天照皇大神、豐受大神を祀る、明治三十五年六月度會社を現今の名に改む、

白山神社 ○白山神社。字鶴野屋にあり、村社にして菊理比女命を祀る、明治三十五年五月白山社を現今の名に改む、

寺院

福誓寺

○福誓寺、字江添にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり、當寺は元真言宗なりしが、開基慶善、本願寺蓮如の北國を巡化せしとき、其徳風に歸依改宗せしかば、蓮如より自畫の本尊並に六字名號を賜はり、遂に江添村に一字を創立す、寛永七年九月九日三代住職淨圓の時に至り、木佛、寺號及び蓮如の影像を與へらる、

淨法寺

○淨法寺。字田中にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は内陣地とす、元真言宗たりしも、大永元年本願寺蓮如に歸依改宗し、寺號を淨法寺と改めたり、

專明寺

○專明寺。字今田にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり、開基正誓は元真言宗專無寺の住僧なりしが、文明年間本願寺蓮如に歸依改宗し、阿彌陀佛の畫像一幅を賜はり、寺號を改めて專明寺とせりといふ、

本照寺

○本照寺。字阿川にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり、當時は元真言宗にして、其遺地今に存せり、長享年間開基明善、本願寺蓮如の徳風に歸依して真宗に改宗し、尊坊藏立村にて一字

を創立したるが、其後阿川村に移轉したるものなりといふ、

安成寺

○安成寺。字鶴野屋にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地とす、往昔真言宗なりしが、文明五年僧慶玄、蓮如に歸依して真宗に改宗せり、延寶元年今の鶴野屋村に移轉し一字を建設す、慶應元年十二月京都府上京眞盛園子本光院宮より祈願所を仰付らる、

蓮敬寺

○蓮敬寺。字地保にあり、真宗大谷派に屬し、寺格は内陣地とす、往昔真言宗をりしが、享祿二年僧慶西本願寺蓮如に歸依し、阿彌陀佛の畫像一幅を賜る、此即ち現在の本尊なりと傳ふ、

名蹟

○城ヶ根山。本村の東南に走れる山脈の蹙まれる所にして、北は平野を隔て、高爪山と相對し、西南は遠く富來灣を控え、南は斷巖絶壁の溪谷にして、東一方は僅に大西山脈と連れり、海拔凡二百五十尺にして、其面積は十町に亘れり、天正年間溫井筑前守景隆及び福富平左衛門行清の城地たり、天正四年上杉謙信の能登を侵すや兵火に罹り、今は僅に其址を止むるのみ、城廓は山巔約二町歩餘、三層の地より成りて、俗稱本丸及び殿様池は山頂に、二の丸及び馬跡場、御靈石等は山腹にあり、山背の下流には紀尾瀨あり、

(三州志)

城根尾、一名尾室城跡と云、在富木院員田村領、延可十五間、表可七十間、據山、乙亥邑長上書に、此故迹小室村續きゆふ、尾室

城跡とも呼ぶ、小室を古へは尾室と書し故と云、天正中温井備前岩を作りしと云、又西谷城の支堡ともいふ、

人物

吉塚了雄

○吉塚了雄。本村字阿川の僧なり、人となり温良篤實、能く父と繼母とに事へて孝養を盡し、又能く弟妹を愛撫せり、明治二十七年本縣之を賞して木盃一個を下し、本山亦之を嘉して金入輪袈裟一領を贈る、了雄又本局用掛視察組長、財務整理用掛、臨時改正事務用掛等の職を奉じ、恪勤精勵にして賞を受くること數回、常に躬行實踐を以て範を垂る、を以て、郷黨の之を愛慕すること甚だ厚く、爲に風教を助くる頗る多かりきといふ、明治二十七年十一月本縣知事三間正弘より表彰せらる、

從軍

從軍

戰役	兵種官等級	位	氏名	事故
西南役	陸軍歩兵一等卒	勳八等	高橋八左衛門	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	橋谷留吉	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	干場眞松	
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	石島淨法	
同	陸軍歩兵一等卒		橋谷七太郎	
同	陸軍歩兵一等卒		萬事徳太郎	
同	陸軍歩兵一等卒		高山徳岩	
同	陸軍歩兵上等兵		原谷實	

戰役	兵種官等級	位	氏名	事故
同	陸軍近衛歩兵二等卒		山藏	
同	陸軍歩兵一等卒		松藏	
同	陸軍歩兵一等卒		三谷藏	
同	陸軍近衛歩兵二等卒		千場藏	
同	陸軍歩兵一等卒		山藏	
同	陸軍歩兵一等卒		松藏	
同	陸軍歩兵一等卒		霜谷藏	
同	陸軍歩兵一等卒		三谷藏	
同	陸軍近衛歩兵一等卒		織原藏	
同	陸軍二等軍醫	正八位勳六等	岡田周藏	
同	陸軍歩兵特務曹長	勳七等	篠田隆藏	
同	陸軍輜重兵曹長	勳七等	中田清太郎	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	堀口清太郎	
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	椎橋菊松	
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	山藏	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	鋪木榮太	
同	陸軍近衛歩兵上等兵	勳八等	荒卷榮太郎	
同	陸軍騎兵一等卒	勳八等	中平榮太郎	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	上田松次郎	
同	陸軍輜重輪卒	勳八等	橋下徳次郎	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	山藏	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	安田松七	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	
陸軍步兵曹長	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	陸軍步兵一等卒	
動七等功七級	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	
織田原一	猪下太郎	木野三太郎	平安三太郎	坂與三太郎	中谷公平	泉谷榮平	墓毛甚太郎	犬毛甚太郎	志賀口林太郎	日爪三太郎	河原三太郎	坂本長太郎	墓內乙太郎	大島由太郎	上野石太郎	谷孫太郎	矢五太郎	向田五太郎	池田五太郎	西六太郎	水六太郎	山口六太郎	源六太郎	源六太郎	
戰死																									

明治三十七八年役

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	
陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	陸軍步兵二等卒	
陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	陸軍看護卒	
動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	動八等	
山形彌一	山本増太郎	美山忠太郎	富山石太郎	橋谷新太郎	島田秀太郎	水口皆太郎	貝崎松太郎	宮下乙松太郎	山添甚松太郎	角畑永三太郎	林義三太郎	貝崎重三太郎	丸山末久太郎	腰舞長次郎	畑間文升藏	中角文升藏	堂角文升藏	小谷内菊太郎	山本伊吉太郎	竹田虎松太郎	高嶺清太郎	新田次六郎	新田次六郎	新田次六郎	新田次六郎	新田次六郎	新田次六郎	新田次六郎	
負傷	負傷																												

明治三十七八年役	陸軍歩兵軍曹	勳七等功七級	藤森昇	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	舖村仁三	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	井下勇松	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	瀬川賢匠	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	坂本淺次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	角畑福松	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	東末松	戰死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	新谷新十郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	高橋寅松	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	志賀口榮次郎	戰死
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	高井力太郎	戰死
同	陸軍砲兵二等卒	勳八等	赤田宗左衛門	戰死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	永田半左衛門	戰死

雜記

孟蘭盆

○孟蘭盆。八月十三日各戸佛壇を掃除し、草花を捧げ、夕に至れば團子等を供へ、家族は寺に詣り、墓前に額づきて佛を迎ふ、十四日より十六日までの三日間は人々衣紋を整へ、累代の墳墓に香華を捧げ、或は檀那寺に參詣して報本反始の誠意を表す、この前後には村内の男女老若相混じて、寺院の廣庭等に盆踊を催し、爲に夜を徹することありしが、十數年前より風儀衛生の見地より一時中絶

の姿なりしに、近時また復活するに至れり、其種類はヤンサコノ、カチバシヨ、青田モドキ、モジリ、福浦モジリ、蹶出シ、鈴木水等にして左の如き唄を歌ふ、

有るかいやま問ふたら、有れど茨で拾はれぬ、
おやれかたされからばしよの若衆、お日も七つになりました、
青田もどき習ひたけりや御座いせ、酒の四五升も買つて提げて、

第五十章 東増穂村

總説

位置廣表

○位置廣表。本村は郡の北部富來郷の中央に位し、東南は富來村に、東は稗造村に接し、西北は西増穂村に續き、北は高爪山脈を隔て、鳳至郡劔地村に接し、西南は日本海に面す、東西約一里、南北二里十五町、面積奇零五八方里あり、

地勢

○地勢。本村は北方高爪山脈の蜿蜒起伏して、八百五十尺の高所より漸く南方に傾下し、其平坦となるや、一帯の田地となり、遂に砂漠となりて海に瀕す、土質は山地の間は總て粘土にして、稀に礫土を加へ、中層以下岩石の所尠からず、砂漠は面積凡二十萬坪にして、丘陵所々に起伏し、恰も飛石を置きたる如き觀あり、而して其沙漠は北方一帯の丘陵に至りて盡き、自ら耕地との分界をなせり、海岸は凡て平地にして巖石なく、漁撈に適し、其延長三十一町十二間なり、村内河川に乏しく僅に一條の新川あるのみ、大鳥居、給分、里本江の山中に酸化滿俺を藏せりと雖も、未だ採掘の運びに至らず、溪谷は腐植質壤土を交ふること多く、耕地は山地に續くところ概ね粘質壤土なるも、漸く傾下して平野に出づるに従ひ、砂質壤土に變じ、終に沙漠となる、此地は中古増穂の沙漠と稱へ、今尙當局者の大に苦心する所なり、往昔は雜木林なりしが、製鹽用となす爲に濫伐せし結果、暴

用水

風砂塵を吹き寄せ、遂に荒廢を視るに至りしものにして、其の襲沙の状態恰も緩漫なる海嘯の如し、依りて本縣は曩に之を保安林に編入し、時々樹苗を交附し、又は吏員を派して大に警告したる結果、こゝに村民等の覺醒を促し、字中濱の如き率先して砂防植林の範を示し、村役場亦銳意之が計劃をなしつゝあれば、其の一般に亘りて樹毛を見るは蓋し遠きにあらざるべし、

○用水。灌漑用水は多く溜池に依るを以て、旱天の打續く時は用水に不足を告ぐるごとあり、池には持坂、こぶら、くにぎ、野田の谷、甘池、淺田、新堤等あり、新川は源を八幡の山中に發し、長さ僅に一里十町、下流は酒見川に合して松ヶ下灣に注ぐ、

○區劃。本村は分ちて八幡、八幡座主、中泉、給分、相坂、里本江、中濱、草江、相神、大鳥居、飯室の十一區とす、

○戸口。大正四年十二月現在本村の戸口左の如し、

本籍戸數	三七一人	口	二、三〇七	現在	戸數	三三二人	口	一、九四三
------	------	---	-------	----	----	------	---	-------

○土地。大正四年十二月現在本村の民有土地左の如し、

反地別價	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	池沼	免租地	荒地(免租)
	一九、三二二町歩 六八、二四二町歩	一三、八三三町歩 二二、六六三町歩	五五、一〇四町歩 二五、四四六町歩	五〇七、〇六三町歩 一、四六六町歩	一一、〇三三町歩 七〇町歩	五、六七三町歩 一五、四四三町歩	三、四六六町歩 三、四六六町歩	五、三三七三町歩	

交通

○道路。村内の主なる道路は其南北を貫ける外浦往來（一名輪島街道）と、本村の中央に於て輪島街道に合する縣稅補助の里道たる西浦往來の二條あるのみにして、外浦往來が本村を通ずる距離は二十三町とす、西増穂村に通ずる葦山道並に海岸往來及栢木道、稗造村に達する化物坂、鳳至郡に至る劔地道は、何れも里道にして、牛馬を通ずることを得るも、完全なる車道にはあらず、其他各字に通ずる多くの小里道は概して車を行ふこと難し、

○漕運。松ヶ下灣は船舶の避難所として有名なれども、其他の沿岸は海淺く波荒きを以て船の發著尠く、風波の穩なる日に限り、些少の薪炭、瓦、蕚の類を積出すを得るのみ、

○郵便。本村は東方十九町を距つる富來郵便局の管下に屬し、僅に相神、八幡の二ヶ所に郵便函あるのみにして、通信甚だ不便なり、

沿革

藩政時代

維新以後

○藩政時代。安永の頃に於ては相神組十村役の支配に屬し、文政以後に於ては富來組に屬せり、
○維新以後。明治十一年十二月郡區制の布かるゝや、酒見村外數ヶ村戸長役場の所轄となり、次で相神村外數ヶ村戸長役場の所轄となれり、

町村制施行以後

村役場

村長

巡查駐在所

産業

職業

○町村制施行以後。明治二十二年四月町村制實施に際し、八幡、八幡座主、中泉、飯室、里本江、給分、相坂、中濱、相神、草江、大鳥居の各村を合して東増穂村と稱し、舊村名は之を字とせり、同年六月三十日村役場の位置を字相神に定めて同日開廳す、村名は古より此海岸一帯の地を増穂浦と稱したるによる、
町村制施行後に於ける村長の氏名左表の如し、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
葛城理吉	明治二十二年六月八日	明治三十年四月三十日
葛城忠寸	同三十年五月三日	同四十四年十一月五日
堀金松	同四十四年十二月二十七日	大正元年八月二十一日
堀則一	大正元年九月十八日	同五年九月十七日
橋田益五郎	同五年十月二日	(現在)

○巡查駐在所。明治二十二年より同二十四年に至る三ヶ年間、字給分百六十九番地に駐在せしも、其後設置せられしことなし、

産業

○職業。大正四年十二月末日現在本村の職業別戸數左の如し、

生産物

○生産物。大正四年中調本村收穫物の年産額左表の如し、

農		業		工業		商業		自由業		其他		合計	
自作	自作兼小作	小作	計										
七九	一四八	五五	二八二	一〇	一五	五	一〇	三二二					

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	三、七一四石	繭	五六石	水産物	五二頭
麥	一、一九四石	林産主産物	二、二四〇圓	水産物	一、二四〇圓
蔬菜類	四四、三二〇圓	林産副産物	一九〇圓	製物品	二、〇一〇圓
梅	三〇〇圓	木炭	三、〇〇〇貫	瓦及煉瓦	八、一六〇枚

教育

寺子屋

○寺子屋。藩政時代の教育状態は今記録の存するものなく、其詳細を知る能はざれども、古老の談によれば字八幡神職曾原豊後守、及び字相神なる康順寺住職の家に各十数名の子弟集りて、讀書算の教授を受けたりといふ、

小學校

○小學校。學制頒布の當時は富來郷内に地頭町小學校あるのみなりしが、本村内より該校に通學者もの僅に三人なりき、明治十一年二月一日里本江、八幡、八幡座主、飯室、中泉、給分、相坂の七ヶ村は協議の上、學校設立の事を決し、里本江の廣覺寺を借り上げて教場となし、之を増補小學校

校長

校長氏名	就職年月日	退職年月日
増田 幾五郎	明治十一年二月	明治十一年十月
宮方 菊麿	同 十二年二月	不詳
原 信一	同 十七年四月	明治十七年八月
篠田 羊吉	同 二十年四月	同 二十年七月
須摩 虎吉	同 二十一年六月	同 二十五年四月
小橋 一盛	同 二十五年四月	同 二十九年四月十一日
荒高 敬太郎	同 二十九年四月十一日	同 三十一年三月九日

と稱せるが、明治十二年九月里本江に校舎を新築し、増穂小學校と改稱す、十六年四月羽咋郡四番學區に編入せられ、十八年二月富來小學校里本江分校となり、二十年四月羽咋郡第六番學區に編入せられ、簡易科里本江小學校となる、明治十五年四月東増穂尋常小學校と改稱し、從來の區域を擴め、本村全部を以て校下とし、同時に校舎を建築して三學級を編成す、三十五年四月四學級とし、三十七年六月更に三學級に變更す、三十八年三月二十二日校舎類焼の災厄に罹る、同月三十日字相神に假校舎を設く、同年五月校舎新築の議を決し、八月起工し、三十九年二月工を竣る、同年九月再び四學級を編成し、四十一年四月五學級に、翌年六學級に編成し四十五年四月高等科を併置し、東増穂尋常高等小學校と改稱して七學級を編成せり、左に學校長の氏名列記すべし、

青年團

○青年團。は元各字に於て組織せしも其進歩遅々たるものなりき、依りて之を統一し發展の途を開かんがため、明治四十四年八月六日各字青年會を聯合して東増穂村青年會を組織し、風俗矯正、夜學會、通俗講談等を以て其事業とせしが、大正五年七月、同年石川縣告示第七十三號の趣旨により、更に改めて東増穂村青年團を組織するに至れり、

補習學校

○補習學校。夜學會は部落に於て寺子屋的に行はれたるを、明治三十四年十二月より學校職員及役場吏員の指導により、八幡、里本江、相神の三ヶ所に夜學會を開催せしが、四十四年合同の青年會成るに及び夜學も亦、統一の必要を生じ、大正二年十二月村立農業補習學校を設くるに至れり、

神社

富來八幡神社

○富來八幡神社。字八幡に在り、郷社にして譽田別命、仲哀天皇、息長帶姫命、足申彦命を祭る、元と岩船神社と號し、高爪神社の末社にして、天平勝寶二年の創立にかゝり、貞觀三年八月朔日正二位宣下あり、後ら八幡宮鎮座の勅宣を大福寺村なる蓮華光院大福寺に賜ふ、是に於て總社八幡宮と號し、富來郷の總社となる、其の別當に不動院あり、社僧に圓滿坊淨地坊玄台坊善淨坊を置きて神

相見神社

事を司らしめ、社殿の規模宏壯にして神領亦多かりしが、後ち漸く衰頽せり、今八幡の民家に坊名あるものは皆社僧等の後裔なりといふ、其の神輿渡御は古來最も有名なり、本社は明治四十三年三月三十一日日本縣告示によりて指定せられ、神饌幣帛料供進使の參向することゝなれり、

〔加越能式内等舊社記〕
富來八幡神社、富來郷八幡鎮座、一郷之總社也。

○相見神社。字相神に在り、村社にして伊弉諾命及び譽田天皇を祭る、社傳に伊弉諾命を祀り式内社なりと稱すれども、式内相見神社は末森村麥生にあるものを正すとすべし、本社は元と若宮社といへるものなり、本社に神饌幣帛料供進使の參向することゝなれるは明治四十一年四月八日のことなり、

鹽竈社

草野姫社

若宮八幡社

大鳥社

寺院

○鹽竈社。字中濱に在り、村社にして鹽土翁命を祭る、
○草野姫社。字草江に在り、村社にして草野姫命を祭る。
○若宮八幡社。字給分に在り、村社にして仁徳天皇及び大己貴命を祭る、明治四十年四月相坂なる國造社を本社に合祀せり、
○大鳥社。字大鳥居に在り、村社にして日本武尊を祭る、

寺院

法誓寺

○法誓寺。字八幡に在り、真宗大谷派にして寺格は院家地なり、開基を順誓と稱す、本寺は元と真言宗法大院と號せしを、延寶元年蓮如に歸依して真宗に改めしなり、

因宗寺

○因宗寺。字里本江に在り、真宗大谷派にして、寺格は内陣地なり、永正三年の創建とす、

廣覺寺

○廣覺寺。字里本江に在り、真宗大谷派に屬し、寺格は院家地にして、永正元年の創立に係る、

正久寺

○正久寺。字里本江に在り、真宗大谷派に屬し、寺格は内陣地なり、

西岸寺

○西岸寺。字相神に在り、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地にして、天文三年僧淨玄の開基にかゝる、當時は給分村にありしも、寛永六年相神村信徒の懇請により現在の地に移轉せしなり、

康順寺

○康順寺。字相神に在りて真宗大谷派に屬す、本寺の開基は享祿四年本願寺澄如に歸依して之を創立し、同年七月今の寺號を許可せられたるなりといふ、

通行寺

○通行寺。字草江に在り、真宗大谷派に屬し、寺格は助音地なり、天文三年僧宗榮本願寺蓮如に歸依して本寺を創建せりといふ、

名蹟

名蹟

大鳥居

○大鳥居。給分村より分村せるものなりとの傳説あるも年代詳ならず、往時大福寺村に大福寺といへる真言宗の寺院あり、六社權現を祀り富來院の總社たりしが、本村は當時其の鳥居のありし所なりといふ、

相阪

○相阪。元相神村より分村せしものなりと古老の口碑あれども、其年代詳かならず、

給分

○給分、里本江。此の二村は往古一村なりきと古老の傳説あり、分村の年代詳ならざるも、地籍今も入交り、頗る錯雜して分明ならず、給分は文治元年源賴朝諸國に守護地頭を置きし頃の遺名なり

といふ、

(羽咋郡邑知郷誌)

鎌倉の家人をして所司地頭の職を命し、其下に給主、給人の事務員を置きたれば、給分の地名に蓋し給主の扶持の幾分を給人に分ち、其地に事務を扱はしむる故の名なるべし、

飯室

○飯室。大字なれども名のみありて戸口皆無なるのみならず、其土地は舉て他字村民の所有に移り、僅に社址及び邸跡の存するものありて、往古部落たりしを證するに足るのみ、飯室は草高七十

三石餘の一村にして、其の四方は八幡、里本江、給分等の山林に圍まると雖も、優に十家の生活を爲し得べきに、何が故に此の如く亡滅したるや詳ならず、或はいふ古へ此地稻田濕惡なりしが上に課税重かりしかば、村民遂に之に堪ふること能はず、全村夜に乗じて赤崎村に逃じせるなりと、或はいふ往昔周圍の山林鬱蒼たりし時、野獸の田圃を害するもの累年絶ざりしかば、其の被害に堪ずして赤崎に移住せるなりと、其の孰れが真なりやは明ならざれども、赤崎村に移住せしことは疑ふべき餘地なきものゝ如し、

相神

○相神。

〔能登名跡志〕

相神村近し、彌五郎さて御領分一の御扶持人上島氏の十村有りしに、近年退役せし也。

中濱

○中濱。

〔能登名跡志〕

富木より銀地村へ行くには、三町計りに中濱とて入海あり、秋末は風荒く難所なり。

富木城址

○富木城址。八幡の字高野又岡に在り、縦六十間許延四十三間、一方は山尾に連り、三方は平地なり、今は鋤して田畝と爲せしかど、中古までは塹迹を存せり、相傳ふ往時岡野某此に居城せりと、故に岡野城とも唱へき、天正五年上杉謙信來りて之を奪ひ、其將監浦長門を置きしかど、譽田彈正來り攻め長門自及して城陥る、八年織田信長茲に福留行清を置きて州事を知らしめしが、明年行清美濃國に歸りて城遂に廢絶せり、

〔能登名跡志〕

又富木の城跡は東の山、城ヶ根尾と云所に在、(編者云城ヶ根城は神造村字貝田に在り、彼此其位置相違からざるを以て混同せるなり)。

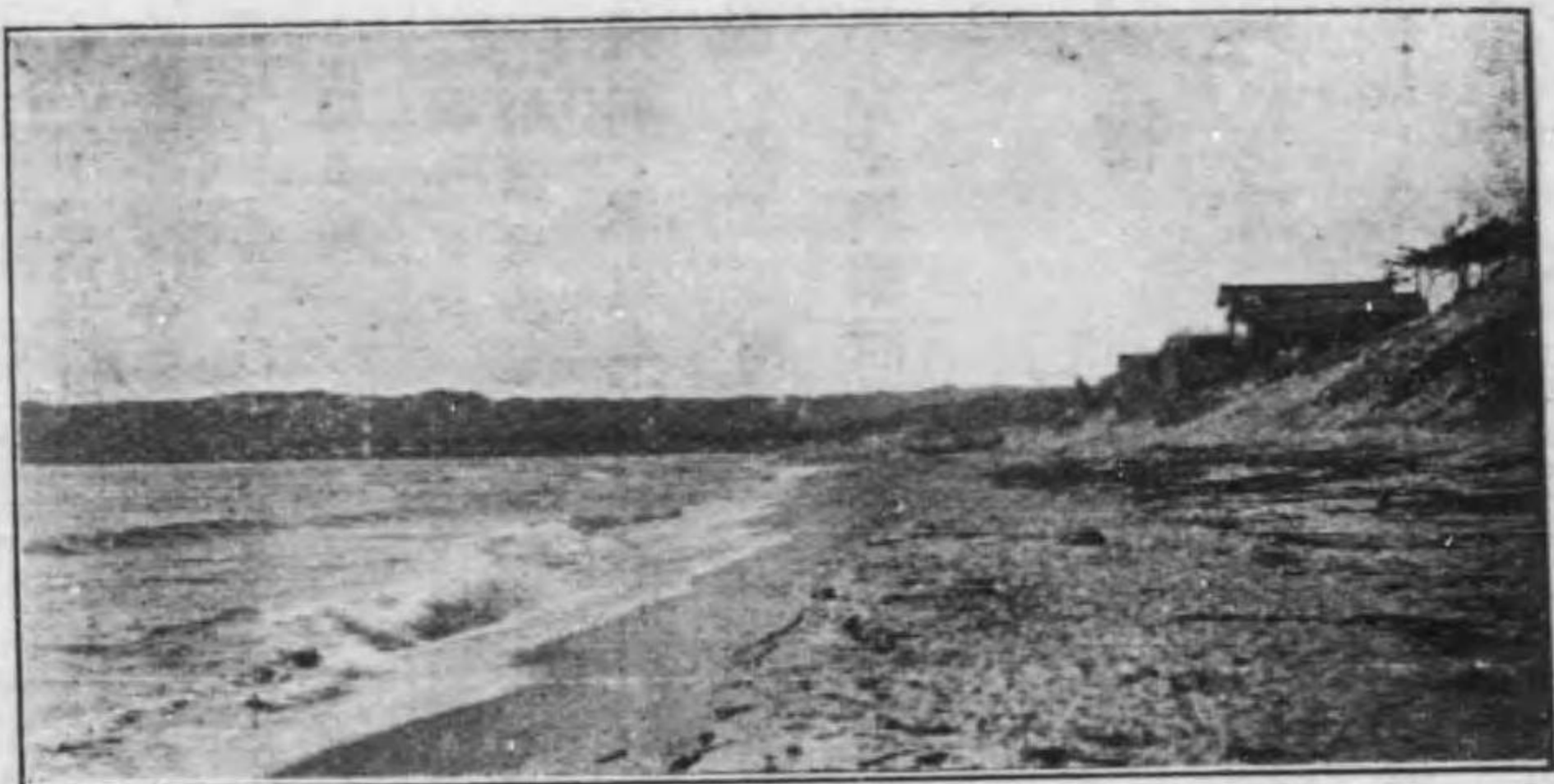
増穂浦

○増穂浦。富來より酒見に至る一帯の海濱を稱す、南は赤住岬を望み、北は千浦岬に對し、其間の景勝双眸の間に鍾まり、矚目甚だ佳なり、或はいふ、萬葉集に見ゆる大伴家持が泊船觀月の興趣を縦にせし所謂長濱海は實に是なりと、此海岸に歌仙貝を生ず、世に稱す歌仙貝を産する地は増穂浦

以外に江島及び二見浦あるのみなりと。

〔越中萬葉遺事〕

大伴家持卿は水見より志雄越を経て羽咋郡へ至られしにや、赴參氣多大神宮行海邊之時作歌あり、さて氣多大神宮より外海の海邊つゞき、神代福良津の邊をば巡回せられ、それより内浦へ出られたるにやあらん、過能登部從香島津發船射熊木村往時作歌にて考ふれば、今の鹿島浦より島の地との入海を乗船して、熊木村へ著岸せられしと聞ゆ、今中島といへる地をば熊木と俗稱すれば、此地邊より上陸せられ、更に外浦へ出られたるなるべし、されば赴參氣多至郡渡饒石河之時作歌あり、饒石河は今外浦なる銀地河なりといへり、さて夫より鈴の御崎邊まで巡回せられ、御崎鹽津なごより發船して、外浦通り羽咋郡へ漕きかへられたるにや從珠洲郡發船還太沼郡之時泊長濱海仰見月光作歌あり、長濱は和名抄に能登郡長濱郷と見わたるより、眞淵の冠字考にも能登郡の長濱浦に船泊て居てよめるなりと記載し、富田景周が檜葉越廻枝折なごにも能登部なること疑を入す、此地邊を考ふるに、七尾の府中村なる海邊より、大田矢田なごいふ浦々、平沙の續きをば長濱浦と云たるなるべし、今所口邊の雅人なごも皆此説に隨へりとなり、平次按に、太沼郡は羽咋郡大海郷の誤なれば、内浦の長濱とは別地なることしるし、長濱浦は羽咋郡富來の浦にて、今富來の海濱に中濱、相神といへる村落あり、入海の海邊白き真砂地の長濱なりし故に、土人ますほの濱と呼びて風景殊に勝れたり、世に賞する能登の歌仙貝も此海濱の



富來村より西海村海岸

産なり、長と中とは昔より通用せし例も多ければ、長濱は今中濱村と呼なるへし、鈴御崎より宮木の浦まで海上十九里程にて、早朝三崎を出船するに順風なれば鴨景宮木へ著岸せり、されば家持廻の鈴の海を朝こぎ出て、長濱浦に船泊て月を見られたるさもあるへし、又安部屋と一宮との間なる海濱、狹谷村の一名をも中濱と呼べり、此地邊も眞砂地の長き濱なれば、若くは安部屋の間に碇泊せしにやとおもへと、宮木浦よりはた道程を隔たれば、此地にあらざるへしといへり、(中畧)長と中と通用せし例は、古事記に長日子王とあるを、書紀に仲彦と載られ、此外國史等にかすく見ねたり、中頃に至りても、東鑑にも長持を中持と載たるなと其例多し、

増穂浦に遊びて

松本源祐

増穂浦ひろふも惜しき歌仙貝あかねなかに日もくれにけり

飛塚

○飛塚。字里本江の小字飛塚といふ所に穴居の遺跡あり、今は埋れて其所在を知る能はずと雖も、

小釜

耕耨の際其の附近より石斧を掘出すことあり、

人物

○小釜。増穂浦に近く、字里本江の一部落にして、富來八景中に小釜の夜雨といへるもの即ち是なり、

戸阪花溪

人物

○戸阪花溪。字八幡の人なり、通稱藤右衛門、豪農にして舊高千二百石を有し、苗字帯刀を許さる、性温順にして救恤を好み、公共殖産の爲に力を致せり、文化の頃より自己所有の産馬中駿逸を選び、毎歳之を藩主に獻納す、藩亦之を賞して晒布一疋を賜ふを例とす、之を御馬見と稱し、馬匹の總數三十餘頭に及べり、今日富來産馬の優秀なるは、花溪が遠く南部地方より良種を輸入して、その

従軍

従軍

改良を計れるの功與つて多きに居るといふ、花溪亦た俳諧を能くし、富來の梅明、如堂等と伍して名を天下に顯はせりといふ、

戦役	兵種官等級	位	氏名	事故
西南役	海軍三等兵曹	勳八等	谷山正見	
同	海軍一等水兵	勳八等	春田助松	
同	海軍四等水兵	勳八等	三田勇五	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	竹内甚五郎	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	岡本忠藏	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	當麻忠藏	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	平井忠藏	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	川崎金藏	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	高橋恒吉	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	川端與六	
同	海軍二等水兵		坂下竹松	溺死
同	陸軍歩兵上等兵		町下太郎	戦死
同	陸軍歩兵二等卒		門崎忠太郎	病死
同	陸軍歩兵一等卒		有代正助	
同	陸軍歩兵一等卒		津島利助	
同	陸軍歩兵一等卒		村本藤七	
明治三十七八年役				

本籍戸数	三三六	人口	二、二四一	現住戸数	三〇九	人口	一、八一八
------	-----	----	-------	------	-----	----	-------

○土地。大正四年十二月現在本村の民有土地左の如し、

反地別	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	免租地	荒地(免租地)
價	一、九、四〇〇 町歩 六、二六六 町歩	六、八、七〇 町歩 八、三六〇 町歩	四、八、九六 町歩 一、四、〇〇 町歩	五、五、四二 町歩 二、三、六八 町歩	二、七、六六 町歩 五、五、四二 町歩	三、七、〇五 町歩 八、四、五五 町歩	三、三、九 町歩 一、四、九 町歩	一〇、九、七〇 町歩	一

交通

○道路。能登外浦往來を輪島街道と稱し、假定縣道にして東増穂村より來り、本村を南北に貫き、

鳳至郡劔地村に向ふ、其本村を通ずる距離一里十二町を有す、西浦往來は東増穂村にて假定縣道より岐れ、本村を東より西に通じて西浦村に至る、又西海村より來り、酒見川の河口を経て本村を南北に貫き、大福寺に於て假定縣道と合するを松ヶ下往來と謂ふ、

○漕運。近來酒見川の河口を浚深して河海の連絡を保ち、運漕の便に供せんと唱導するものあれども、議未だ熟せざるものゝ如し、現今の状態にては、纔に本村の生産物を此河口に集中して船積し、他地方に運搬し得るに過ぎず、

○郵便。西方一里にして西浦村字鹿頭に到るか、或は東方一里七町にして富來村字地頭町に到らざれば郵便電信局に達することを得ず、而して本村は西浦郵便局の集配區に屬す、

土地
交通
道路
漕運
郵便

沿革

○藩政時代。本村は往古富來院の内にして、富來院は其後改めて富來郷と稱せり、安永年間本村は相神組十村役の支配なりしも、後に三階組と改められ、文化四年七月三階組を富來組と改稱して之に屬せり、

○維新以後。明治五年一月區制の發布ありて、富來組を第五區と名づけ、之に編入せらる、同年三月第五區は第七大區となり、更に之を四小區に分ち、本村はその第二小區たり、同年七月第七大區第二小區を改めて、第三區第二番組と稱す、明治九年十一月區方條例發布せられ、本郡は石川縣第八大區となり、本村等は其第一小區たり、明治十一年十二月郡區制を布かれし後は、酒見村外數ヶ

村戸長役場の所轄となり、次で相神村外數ヶ村戸長役場の所轄となる、

○町村制施行以後。明治二十二年四月町村制實施に際し、現今の四區を合して西増穂村と稱す、村役場は明治二十二年六月より字酒見池田七番地中島治平の民家を借り上げたるも、大正三年三月十日字酒見松田二百七十五番地に新築して之に移れり、

村長の氏名左の如し、

沿革
藩政時代
維新以後
町村制施行以後
村役場
村長

村長氏名	就職年月日	退職年月日
寶泉坊隆直	明治二十二年六月八日	明治二十六年六月七日

中島治平	同 二十六年七月六日	同 三十年七月五日
堀中寛政	同 三十年七月二十二日	同 三十四年七月二十一日
堀金松	同 三十五年五月十三日	同 三十九年五月十二日
市川兵太郎	同 三十九年八月二十三日	同 四十三年八月二十二日
堀中寛政	同 四十三年八月二十二日	大正三年八月二十一日
市堀幸作	大正三年九月五日	(現在)

巡査駐在所

○巡査駐在所。大正元年十一月十日字酒見九番地川田久七方に置かれしも、大正三年三月二十日字酒見池田七番地中島秀男方に移れり、

産業

産業

○職業。本村の地勢及土質は、農業、林業及び漁業に適すと雖も、農業を以て其主業となすこと勿論なり、而して土地改良の進歩著しく、耕地整理の如きも、字酒見に於ては既に明治二十六年之に著手し、字稻敷も亦た明治四十四年之に著手してその竣功を見たり、副業としては畜産、養蠶、蕨織業等にして、其他各種工業に従事するものも亦少からず、今大正四年十二月末現在の職業別戸数を示せば左の如し、

自作	自作兼小作	小作	計	漁業	工業	商業	自由業	其他	合計
五七	一五六	三一	二四四	二	四〇	一六	三	五	三一〇

生産物

○生産物。大正四年中に於ける本村生産物の年額左の如し、

米	三、一三三石	葱	四〇〇貫	蕎麥	一三三石
大麦	一、四三九石	茭	七〇〇貫	豆	三七〇貫
豌豆	一六二石	瓜	八、六八〇貫	蠶絲	三〇〇貫
大豆	一五五石	瓜	二、一〇〇貫	繭	二、二八〇貫
蠶豆	一五石	菜瓜	四〇〇貫	繭絲	一五貫
粟	二五石	葉瓜	四、八〇〇貫	繭織物	一四貫
蕎麥	四四石	草	二、四二五貫	花莖	八〇〇反
甘藷	四五、〇〇〇貫	葦	一、六五〇貫	木炭	一、四三〇枚
小豆	二二石	葦	六〇〇貫	炭	二五、〇〇〇貫
馬鈴	一、二〇〇貫	葦	六五貫	葦	四、六〇〇束
蘿蔔	一八、九〇〇貫	葦	三、九〇〇貫	葦	一〇〇束
胡蘿蔔	一、二五〇貫	葦	五、二五〇貫	葦	

右の外酒類の醸造、菓子類の製造、石工等に從事するものあり、

教育

小學校

○小學校。本村は舊幕時代より一般に好學心盛にして、字酒見に於ける小學校創設の際の如き、兒童、青年は勿論、老人にして兒童の看護を兼ね、文字を習得せんがため出席せしもの多かりき、現今本村には二箇の小學校あり、一を酒見尋常高等小學校とし、一を大福寺小學校とす、酒見小學校は

明治七年の創立にして、爾後通學區域の變更常なかりき、始め中等初等科の等位なりしが、後尋常簡易兩科を併置し、別に温習科をも置きしが、更に尋常科となれり、明治三十五年現校舍を新築せしも、後ち狹隘を感せしを以て、明治四十三年更に増築し、明治四十五年三月高等科を併置し、字大福寺、栢木の児童をも收容すること、なれり、又た字大福寺に於ては、明治五年民家を借り上げて學校を設立せしも、殆ど寺子屋教育の態を脱せざりしものゝ如く、翌年之を廢し、明治七年酒見小學校の創立と共に其通學區域に編入せられたり、然れども其の距離一里餘にして、児童の通學困難なりしが故に、分校を設置せしこともありしが、明治九年に至り獨立の校舎を築き、大福寺尋常小學校即ち是なり、等位は初め初等科なりしが一時簡易科となり、後尋常科となれり、明治三十六年三月現今の校舎を新築し、明治四十三年更に一教室を増築せり、

大福寺尋常小學校

校長	氏名	就職年月日	退職年月日
村長	氏名		
畑中	寛政	明治十五年八月	明治十八年六月九日
芝木	小三郎	同十八年六月九日	同十九年五月二十一日
橋本	信禮	不詳	不詳
眞谷	乙吉	明治二十年四月一日	明治二十二年十二月七日

校長

野村	成宜	不詳	不詳
山中	芳直	明治二十五年八月五日	明治二十七年二月十五日
大平	徹直	同二十七年二月十五日	同二十八年七月三十日
中川	次郎	同二十八年七月三十一日	同三十一年一月四日
才田	榮次	同三十一年一月四日	同三十三年四月十八日
山崎	信行	同三十三年四月十八日	同三十七年三月二十九日
芝木	小三郎	同三十七年三月三十一日	(現在)

酒見尋常高等小學校

小橋	一盛	明治十八年三月	明治二十五年四月八日
會谷	保則	同二十五年五月十六日	同二十六年九月
山本	貞一	同二十六年十一月二十七日	同二十八年二月十六日
山根	成勝	同二十八年二月二十五日	同二十九年四月二十九日
服部	房男	同二十九年四月二十九日	同四十五年三月三十日
高部	八次	同四十五年三月三十一日	大正五年一月十二日
四藏	盈次	大正五年一月二十六日	(現在)

青年團

○青年團。本村には從來酒見壯年會、稻敷壯年會、大福寺尋常小學校下青年會の三團體ありき、酒見壯年會の起原は舊幕時代に在り、蓋し當時の寺子屋は其取縮極て不完全にして、青年等の行爲粗暴に流れ、彼等は若連中なる團體を組織して、益其弊を助長せんとせしを以て、有志者は専ら之が救済の道を圖りしも、未だ其實を舉ること能はざりき、然るに明治十三年一月に至り、此等改革者

は連判帳を作製し、青年をして自ら署名捺印せしめ、風俗矯正と學術研究に關する規約を嚴守し、併せて共同事業を行はんことを誓ひしもの、これ即ち後の壯年會の濫觴にして、嘗て酒見村小字川原に不毛の地ありしを同村より譲受け、田畑十七畝歩を開拓して會の費用に充て、又廿三年より流筏、受負、共同販賣等を營みて收益を増し、夜學會、圖書閱覽所等を經營し、害虫害草の艾除を獎勵し、基本財産を蓄積して建造物を有するに至れり、明治四十二年本會は縣知事より其の成績を表彰せらる、次に稻敷壯年會は明治三十四年一月の創立に係り、風俗改良に盡し、且つ請負事業、田畑試作等に努め、其教育産業上に貢獻せるもの尠からず、又大福寺尋常小學校下青年會は、大福寺壯年會と栢木若連中とを併合せるものとす、大福寺壯年會は明治廿八年頃の創立にして稍整頓せる形式を有したりしも、爾後世運の進歩に伴隨せざる憾あり、栢木若連中の如きは舊幕時代の遺物にして成績毫も見るべきものなかりき、是に於て學校を中心としたる青年團體の必要を感じ、遂に大福寺栢木二字に於ける十五歳以上三十五歳以下の男子を以て一團體を組織し、明治四十四年八月大福寺尋常小學校下青年會を組織し、毎年講話會、運動會、夜學會、農産物品評會を開催して、産業の改良、教育の發達を期したり、大正五年六月十八日、同年石川縣告示第七十三號青年團準則により、從來の三團體を解散して新に西増穂村青年團を組織し、西増穂村長を團長とし、酒見尋常高等小學校長、大福寺尋常小學校長を副團長とし、正團員八十一名の外、團友、名譽團員、顧問等を有するに至れり、

至れり、

夜學會

○夜學會。明治三十九年以降、酒見壯年會及び大福寺尋常小學校下青年會の經營せる青年夜學會ありて、何れも會員に補習教育を施し、生活上必須なる知徳の修養をなさしむるを以て目的とせり、而して酒見壯年會に在りては、毎年十一月十日より翌年二月末日に至るまで之を開き、滿二十五歳以下の男子にして補習教育の必要あるものは悉く出會せしめ、大福寺尋常小學校下青年夜學會は、毎年十二月一日より翌年二月末日まで開會し、尋常小學校卒業者及び十五歳以上の男子にして、他學校に在學せざるものは二十歳まで出席すべきものと定めたりき、

圖書館

○圖書館。酒見圖書閱覽所は酒見壯年會の經營に係り、藏書二百四十餘部を有し、無料公開せり、大福寺閱覽所も亦た即位大典の記念事業として經營せしものとす、

神社

神社

高爪神社

○高爪神社。字大福寺の高爪山巔に在り、縣社にして日本武尊を祀り、號して高爪明神といふ、社記に據るに、往時内宮に日本武尊等六柱を祀りて六社宮と稱へ、外宮に奇稻田比咩命等三柱を祀りて之を高爪神社と稱ふ、數十の神家社僧常に奉仕し、蓮華院大福寺之を統ぶ、嘗て持統文武兩帝相尋で祈願所となし給ひ、聖武帝亦勅して神領を附し給へり、天正年中社殿伽藍擧げて兵燹に罹りし

かば、前田利家命して内宮外宮及び講堂を造營し、別當に金龍山大福寺を置く、是時外宮に僧行基作の觀世音像を安置して觀音堂と號す、慶安三年前田利常寺社料二十石を寄附せりといふ、明治維新の後内宮を今の社號に改め、明治三十九年十二月廿九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる、

高爪神社に詣て、

松本源祐

仰き見る高爪山の神さびて増穂の浦は波風もなし

〔加越能式内等舊社記〕

鷹爪神社富來郷内大福寺村地内鎮座稱六所明神別當所號金陵山大福寺

少彦名社

○少彦名社。字酒見に在り、村社にして少彦名命、酒見姫命を祀る、本社は明治三十九年十二月二十九日日本縣告示により指定せられ、神饌幣帛料の供進使參向すること、なれり、

稻荷社

○稻荷社。字稻敷に在り、村社にして大宮姫命、稻倉魂神、猿田彦命を祀る、

愛宕社

○愛宕社。字栢木に在り、村社にして軻遇突智命を祀る、

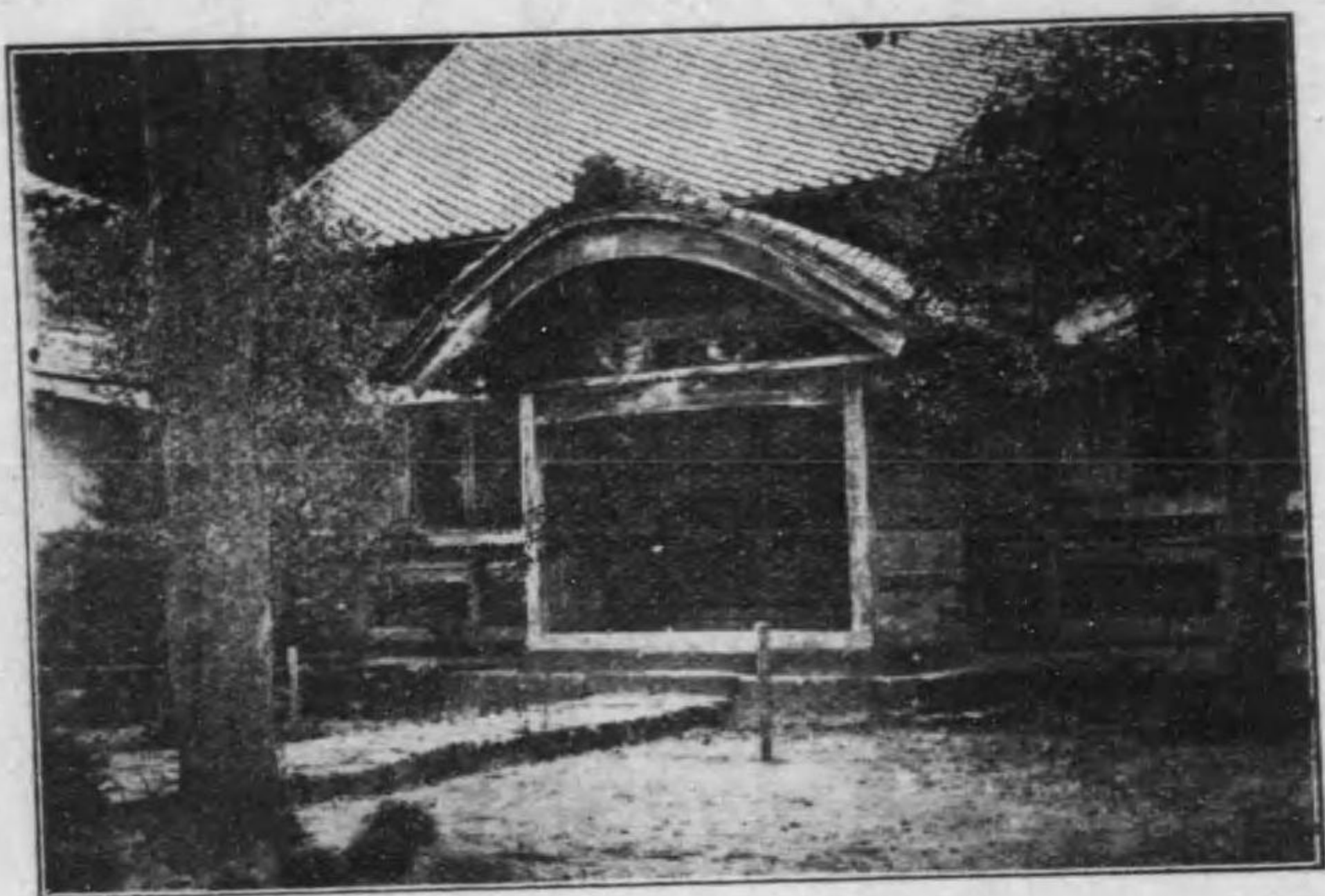
寺院

寺院

龍護寺

○龍護寺。酒見に在りて曹洞宗に屬し、寺格は本山直末四等法地にして元と近門七ヶ寺の一なり、寺記に云く、應永の初め此の地に龍あり、恒に殃を土民に加へ、穀菜亦穰らず、僧龍秀爲に授戒を修むること七晝夜にして災妖輒ち輟む、一夕人あり、龍秀に見えて曰く、予名僧の庇護に頼りて天上界に生る、何の幸か之に如かん、故に年來潜居の地を填めて之を獻す、幸に創寺の地に當てよと、詰

善照寺



龍護寺

且適きて見るに又池あるなし、乃ち此に一字を構へ、手づから雌雄の二龍を刻みて懸に供養し、又附近の地にありて廢絶せる金谷寺の觀世音像を移し置く、金谷山龍護寺の號是より始めり、藩祖前田利家嘗て酒見村領内十五石と山林とを寄與せしかど、慶長十七年に至りて止めり、此寺は亦た三十三所順禮觀音札所の一なりといふ、

〔能登名跡志〕

酒見村近し、龍護寺とて禪宗あり、五百羅漢の木像安置也、又境内に

龍護水とて冷水あり、此水にて作れる美酒村にあり、

春日遊龍護寺

小橋一盛

春風一過拂塵襟、屋後爲動祇樹林、梵唄暗應流水響、自生清爽座禪心

○善照寺。字稻敷に在り、眞宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり、初め眞言宗なりしが、長祿二年岡塚慶壽といふもの、本願寺蓮如に歸依して眞宗に轉じ、文明元年三月堂宇を建立せるに始まりといふ、

眞入寺

○眞入寺。字栢木に在り、眞宗大谷派にして寺格は別助音地なり、寺記によるに中納言信祐卿の子僧となれるもの、一字を建立して信祐寺と號せり、當時は金龍山北之坊五十七院中の一にして、眞言宗に屬せしが、文明三年本願寺蓮如の來りて越前吉崎に在りし時、住僧道專適きて之に歸依し、遂に眞宗に轉じ、後ち寺を此地に建て眞入寺と改稱す、

永誓寺

○永誓寺。字大福寺に在り、眞宗大谷派に屬し、寺格は別助音地とす、由緒等記録の徵す可きものなしと雖も、善照寺及び眞入寺と同じく、初めは眞言宗にして後ち眞宗に轉せしものなりといふ、

本念寺支坊

○本念寺支坊。字酒見に在り、羽咋町本念寺の支坊にして眞宗大谷派に屬す、

名蹟

酒見村

○酒見村。承久三年注進の能登國公田數目録に、富來院内酒見村、貳町八段壹、建保二年立券狀とあり、村岡良弼氏の同田數目録解にいふ、今も酒見村あり富木院に隸す、酒見は酒看部氏の居りし所か、萬葉集に塔楯熊木酒屋ハシタテノクマノヤカヤとあるは、能登熊來郷をいへるにて、この酒見村と關係ありしと云、

大沼澤

○大沼澤。字酒見の附近一帶の田野は往古一大沼澤のありし所にして、遂に今の東増穂村にも及びたりと、古老の談によれば、數十年前に於ては尙其痕跡を存し、鼈の繁殖甚しく遠く加賀地方より來りて之を漁するものありきといへり、

小間千代

○小間千代。字酒見にコマチヨと稱する一民家あり、世々氏を蟻原、名を小間千代といひ、名族の後裔なりと傳ふ、

新川開鑿

○新川開鑿。東増穂村相神を經、酒見の南方小字松田を貫流して、酒見川と合するものを新川と稱す、此川昔時降雨ある時は汎濫して五穀穰らす、人民爲に大に困苦せり、是に於て排水工事を起すの必要を感じ、一村擧つて之に従事し、遂に能く其功を竣ふるに至れり、當時の俗謠に「新川普請ガシラ、ばゞも出ませうか砂持ちに」と唄へりとぞ、

稻敷

○稻敷。字稻敷に池端氏あり、その宅地に一の清泉湧出するものありて、一村之を飲料水に供す、傳へいふ、昔時行脚僧の同家に來りて水を乞ひしものあり、時に秋收の際なりしを以て稻を敷きて僧を座せしめ、遠く河水を汲み來りて之を供す、僧此村に井なきを憐み、杖を以て地を穿ちしに清水滾々として湧出でたり、後ち此僧の弘法なるを知りしを以て泉を弘法の水といひ、村を稻敷と稱したりといふ、

龍護寺晚鐘

○龍護寺晚鐘。金谷山龍護寺は酒見の龍護山腹に在り、境内幽邃にして禽鳥の聲微かに、清泉滾々として絃聲を聞くに似たり、眺望亦絶佳にして、増穂浦の風景を一眸の中に鍾む、足一たび此地に登る時は恰も仙境に在るが如し、富來八景の龍護寺晚鐘といふもの即ち是なり、

岩屋暮雪

○岩屋暮雪。岩屋は酒見河口に在りて松ヶ下灣に臨み、東方一帶は増穂の勝景に接し、西は奇巖突

兀たる松ケ下に對ひ、遠く南方を望めば福浦赤住の二岬海中に突出し、更に白山の靈峰遠く海を隔て、屹立するを雲烟漂渺の中に見るべし、風光の美なること此の如きもの多く他に其比を見ざるなり、富來八景の一なる岩屋暮雪とは此地をさすなり、

○小田落雁。字稻敷なる小田川一帯の田野は、南方東増穂の耕地に接し、其風光頗る佳なるを以て、富來八景中の一に數へられ、小田落雁として稱せらる、

○高爪山。往昔は洞ヶ岳と稱す、本村の北端に兀立し、海拔千八百尺にして、高く群巒に秀づ、其脈分れて兩岐となり、一は東北に亘りて鳳至郡の諸山に連り、一は西北に延き、關野端、黒岬となりて海中に斗出す、其形富士山に似たるを以て一に能登富士の稱あり、加賀越前の海岸より之を望むときは嶮然として海中に孤立するもの、如し、故を以て舟人常に航行の標的とせり、山の頂上に縣社高爪神社の本殿あり、古へ眞蘇坊

小田落雁

高爪山



高爪山

大福寺址

蓮華光院大福寺の隆盛を極めたる頃は、勅使又は名僧知識の屢登山せしものあり、聖武天皇天平五年四月二日菅原寺の僧行基高爪山に參籠せしに、一七日の朝に至り、明神串稻田姫命は老女となりて、鷹の羽の白糸の衣を着し、琴曲を神前に奏して、「都より尋ね來る野の琴の音に稻田の森ぞ鷹の尾のも」と詠じ給へり、又後冷泉天皇康平元年源賴信能登國を巡視せし時、主従十人大福寺に至り、高爪明神に參詣し源義經北國落の際には、今の西浦村前濱に暫く留まり、洞ヶ岳に參向して高爪明神を拜し、海上の安全を祈禱せしめ、自ら一七日潔齋して社壇に行願し、金千疋を奉納せりと云、○大福寺址。縣社高爪神社の東方にある畑地は、往昔眞言宗蓮華光院大福寺のありし地なり、明治二年六月神佛混淆を禁せられし結果、金澤藩民政寮より大福寺祐順に命じて復飭神勤せしむ、祐順即ち高爪神社の社司となり、名を改めて福山伴雄と稱す、是に於て大福寺は自然廢寺となり、同三十六年に至るまで、大福寺尋常小學校假校舍として使用せしが、小學校の新築成るに及び遂に之を毀てり、其他大福寺地内は所謂十二坊五十八院の所在地なりしを以て、寺坊の遺址散在し、冢墓の多かりしこと亦測り知るべからず、今尙土地を發掘する時は枯骨を獲ること少からずといふ、

〔能登名跡志〕

又富木より二里に大福寺村の大福寺とて眞言宗あり、寺領二十俵、諸堂御建立也、金陵山といふ、又本社は六社權現也、高爪氣多三崎石動白山八幡宮の六社也、昔は七堂伽藍の寺、大寶年中泰澄大師開基の大地にて、富木院内は不登社領なりしといへり、其時鳥居在り、所を今も大鳥居村といふ、中頃まで五十餘坊ありしとて、今も百姓に學仙坊寶泉坊などて在、何れも兵亂に絶轉

せし由、中興北の坊にて奇妙なる法印在而、利家公利常公御請依在して御祈禱被仰付に、相神村彌五郎先祖上島彌六と申者御取次仕りし由、諸堂御献立社領等御寄附有し也、此法印は色々奇特有僧にて、大福寺の紙袋米とて取れども、米盡ることなし、其外不思議多き法印也といへり、利家公御自筆の御書今に在、又高爪山とて高山あり、觀音堂あり、村より一里登る也、絶頂にあり、脇に藥師の石體あり、是荒木の海より上り玉ふ大佛也、重き無限に、其頃六十歳餘の里人に告ありて、背負へ山上せしと有、杉の大木あり、毎年六月十六日祭禮也、同十七日龍燈あり、此山桶多し、山岨しきこみ無限、加州越前の浦方より北の海中に見ゆる山は是也、

〔三州紀聞〕

二十石寺領富木より一里計奥 大福寺村 眞言宗大福寺

大寶三年よりの寺にて有之が、中比破損しけるを、中興北の坊と云住持、元龜三年に再興の由成をば、天正三年に利家公社堂御修覆有、其後及大破しを、慶安三年利常公高爪觀音堂并寺御再興に付、御大工山上善左衛門を被遣、繪圖を小松に於て入御覽、其後越中より御材木御廻しの所、高岡瑞龍寺御建立の折からにて相延申、右の御様子に付度々御訴申上御代々御造營也、金龍山高爪の觀音と申は、大福寺の麓を山にかゝり通り侍る、奥郡第一の高山なり、嶺に當時觀音の像を崇め奉りて、山下に眞言宗の寺十二坊、張をならべて住居いめしかりしも、今は舊跡と成て形計りもなかりし、是に付て不思議の事なん聞傳へ侍る、富木の海中より觀音へ、六月十七日夜に龍燈參る由、皆人いへとも、儘に聞あきらめずは、かく末世にさる事やあらんと、いぶかしく思ひて、所の人に尋ねれば、夫は不思議なる事にもおほさず、六月十七夜は定りたる事なり、不時にも侍る、御不審におほさば、其比おほして御覽せよと、衆口同様に云、加程の靈地なれど、何の頃よりか微々に成て、天正の比かとよ、北の坊と云聖の、わつかの居を卜て住せり、此聖唯人にあらず、其比の人皆天狗と云ものはれにやと沙汰し侍るよし、利家公被及問召、御祈禱の事偏に頼みおほさる、奇妙も數多たび御試み給ふことあり、加之あらかじめ申事、果して如指掌、其比佐々内藏助成政と御取合始りて、毎度御勝利を得給ふ、終に越中平均に御手に入、且北之坊御祈の靈驗と云、且は御冥加の程感じおほされ、彌御信仰不淺し餘り、御直判の御書數通被下、北の坊跡絶て、檀那の筋なるを以、富木七ヶ所の名主淨誓、同子彌六方に預り置侍る、其文に
當月十三日尾山廣間之前へ雷落申候、折節孫四郎在合候へ共、指而相替義無御座候、彌御祈禱奉頼候恐々

八月十七日

北之坊上る

前又左 利家 御判

猶々金二百疋致進上候、誰々にてもほしかる方へ御さらせ可有候

又一通

俄に大阪へ急御用御座候而罷在候、委細具に大音六郎へ申進候、猶々御祈禱奉頼候恐々

前又左 御判

五月廿四日

北之坊

又一通

富木大福寺六社權現堂高爪觀音堂、けらやれ、及大破ふきかへ候條三ヶ村之者共やれふきへ可致馳走者也

前又左 御判

三月

相神村藤右衛門方へ

此外御書有といへとも略之、此事利常公被問召届、頼に御再興之御沙汰に及といへとも、不慮之御事出来にてやみぬ、あら未至時歟

〔加越能舊跡緒〕

大福寺は毎年八月十七日夜龍燈上り申候、

〔加越能水路大經〕

富木より風至郡御地村へ行道半に大福寺山と云高山あり、麓に眞言寺觀音堂有、山上に一本の古木有、此山は南北より少海へ指出たる地形也、快晴の時は加州浦所々より此山見ゆるなり、此山折々龍燈あり、

○眞蘇坊浦。富來より酒見に至る海岸を増穂浦と稱す、此の増穂浦といへる名稱の起源を尋ぬるに、今の縣社高爪神社の前身たる洞ヶ岳眞蘇坊蓮華光院大福寺より來れること、舊記に總て眞蘇坊

浦と記せるを以て知るべし、但し當時の眞蘇坊浦は現今の増穂浦より區域大にして、富來より西海、西浦の海岸を總稱したるものと如し、即ち舊記に眞蘇坊浦貝云々など記せるは、今の増穂ヶ浦に寄する歌仙貝と云へるものなるが、源義經眞蘇坊浦前濱に暫く足を留め云々と記せるを見れば、遠く西浦村字前濱を含みたるを知るべし、抑々眞蘇坊蓮華光院大福寺は持統、文武兩帝の御祈念所として、正一位北能大社眞蘇坊洞ヶ岳高爪明神の勅宣を賜りし靈場にして、其後歴世の崇敬淺からざりしを以て、地方文化の中心たりしこと想像に難からず、されば眞蘇坊を以て其近傍海岸に命名せしと考ふるも、強ち附會の説といふべからざるべし、

ハツ寺

○ハツ寺。相傳ふ字酒見少彦名社の社地及び其の以南山麓に往昔八箇の寺院ありたりと、故に今尙此地をヤツテラと稱し、其の敷地の形狀僅に残存す、耕作の際時に佛像佛具の發掘せられしことあり、天正三年の頃其の中の三ヶ寺尙存せしこと記録に見ゆ、現今の龍護寺は此の三ヶ寺の一なる觀音院の後なりと、

岩屋の墳墓

○岩屋の墳墓。酒見川の河口に接する所に一民家あり、俗稱岩屋といひ、庭内に一基の墓石あり、其形狀源平時代の五輪の塔の如し、數年前之を發掘せしに、其の中より甕を掘出せり、平家滅亡の頃、その落武者の此處にて死せるものなりと傳ふ、此墳墓は今同家にて之を祀り、自家祖先代々の靈を合祀せり、

市姫

○市姫。字酒見に市姫と稱する一地域あり、舊記を按ずるに、こは往古市姫宮のありし跡にして、當時此附近には富來郷數十ヶ村の中心市場あり、毎月六回市場を開き、領主に銀十九匁三分を冥加錢として上納し、商業頗る盛なりしが、貞和五年十一月酒見に大火災あり、全村殆んど焼土と化せし際、遂に市場を地頭村に移さるゝに至れりといふ、

人物

人物

○北の坊。金龍山大福寺中興の祖にして、清廉高潔、權門に媚びず、名利に惑はず、學徳共に高く、兼ねて陰陽推算の術に長じ、天災地變、吉凶禍福を豫言すること掌を指すが如くなりしかば、人呼んで天狗和尚と稱したり、相傳ふ、大福寺村の一農夫高爪山麓の路傍に於て一幼兒の棄てられたるを見、之を拾ひて養育せしに、長するに従ひ穎悟にして、能く一を聞きて十を知れり、農夫之を奇こし、大福寺に入れて雜僧となす、是れ即ち北の坊なり、當時藩主前田利家公其名を聞き屢之を召せども頑として應せず、公、益々其人格の高きを思ひて敬慕の念止まず、遂に相神村の藤右衛門を介して纔に之を見ることを得たり、爾來公の崇信歸依極めて厚く、出陣等の場合には必ず祈禱を依頼するを常とせり、北の坊其知遇に感じ、公の身邊に異變あるを豫知する毎に、特使を以て之を報せりとぞ、公の勁敵佐々成政と戦ふや、常に勝利を得、遂に越中全國を従へしも、北の坊祈禱の靈驗與

つて多しとなし、彌々仰信淺からざりしといふ、利家が北の坊に致せし文書は前に掲げたる三州紀聞に見えたるも、尙左に北の坊の後裔なりと稱する福山氏に藏するものを載す、

又わささ計に代二十疋進出、其方に入不申はは、たれくにも御さらせ被成

わささ申入、仍一昨日十三日尾山のひろまへかみなり落ち申、其そばに聽聞居て少ひぶきにあたりはらへとも、なに事なく、此中御きたうのしるしとかしこまり入、いよく御きれたのみ入申、恐々謹言

六月十五日

利家 花押

きたの坊御申

ちく前 家

右は公陣中よりの書面なり、

返々御きれたのみ入申、委細六郎可申以上

わささ六郎を以て申、仍秀吉様より御用のよし候て御状を給ひ申間、にわかには明日まいり上り、よきやうに御きたうのみ入申、いさい六郎可申、わささと計にはつを二十疋進出、恐々謹言

五月廿日

利家 花押

北の坊御申

上記二通の文は三州紀聞に載する所と意同じくして文異なり、蓋し三州紀聞の誤なり、

返々御ゆだなく御きたうの御事のみ入申以上

わさと人をとり、われらせがれ又わかばづらひ申、さだめてはしかにてはほんぞ存、御きたう被成て玉へくたのみ入申、きのふお山より申こし候てあんど申事には、御きれたの事頼申、恐々謹言

六月十七日

利家

北の坊御申

右は利家陣中より送れる文なり、尙今日村民の口碑に傳はれる天狗和尚の奇蹟靈驗等は枚舉に遑あらず、以て其一人傑たりしを察するに難からず、

源兵衛

○源兵衛。大福寺村の人なり、明和より天明の頃まで同村の肝煎役を勤め、兼て富來六十三ヶ村の肝煎筆頭たりき、人と爲り朴訥剛毅にして思慮に富み、使骨稜々犯すべからざる氣質を具へたりといふ、當時大福寺村の定免高くして、農民の窮乏困憊頗る甚しきものあり、源兵衛之を見るに忍びず、志を決して其の減率を藩主に嘆願し、東奔西走殆んど寢食を忘れ、私産の全部を擧げて其費に投じ、遂に定免四ツ八分を改めて二ツ六分となせり、源兵衛深く村民の奢侈を戒め、自身は勿論村民一般に晴れの場所と雖も手織白木綿の衣服に、藁緒の下駄の外は之を用ふるを許さず、盆踊の際など、青年男女にして規定を破るものあらん恐れ、六十餘歳の老軀を以て、終夜寺前の橋上に立ちて點檢し、若し新調の手拭を被り、皮緒の下駄を穿てるものなごあれば、直に之を沒收して將來を戒めたりといふ、當時大福寺村地内には、鹿猪などの野獸出沒して、田圃を荒すこと甚だしく、農民所定の貢米を納むる能はず、源兵衛大に之を憂へ、藩主に嘆願して高八百五十九石五斗の内百石を返納せり、此返納高を請ひ得て大福寺に來り住せしもの四名あり、其家今に存す、源兵衛はかくして家産を傾けしも、其子孫相續て大福寺に住し、維新の頃に至りて林氏を冒し、が、明治三十年源太郎なるもの一家を擧げて北海道に移住せり、

從軍
從軍

戰役	兵種官等級	位	勳	氏名	事故
明治二十七八年役	海軍機關師	勳七	勳七	小杉乙吉	
同	陸軍步兵伍長	勳八	勳八	田邊權松	
同	陸軍步兵伍長	勳八	勳八	大桑竹助	
同	海軍一等機關兵	勳八	勳八	川通仁之助	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	如中太七郎	
同	陸軍步兵上等兵	勳八	勳八	關田永太郎	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	酒田勇太郎	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	大桑勇太郎	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	干場太太郎	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	藤澤太太郎	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	橋本伊三郎	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	中井藤太郎	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	藤井小松	
同	陸軍砲兵二等卒	勳八	勳八	山田乙吉	
同	陸軍砲兵二等卒	勳八	勳八	小杉乙吉	
北清事變	海軍機關上等兵曹	從七位勳七等		大山竹吉	
明治三十七八年役	陸軍步兵伍長	勳八等功七級	勳八等功七級	池端次郎	戰死
同	陸軍步兵伍長	勳八等功七級	勳八等功七級	中谷辰次郎	戰死
同	陸軍步兵上等兵	勳八等功七級	勳八等功七級	泉鐵太郎	戰死

同	陸軍步兵一等卒	勳八等功七級	勳八等功七級	越前岩直吉	戰死
同	陸軍步兵一等卒	勳八等功七級	勳八等功七級	白石太太郎	戰死
同	陸軍砲兵上等兵	勳八	勳八	室木長藤	戰死
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	藤井太太郎	戰死
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	橋本太太郎	戰死
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	如中太七郎	病死
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	泉佐次郎	病死
同	陸軍砲兵二等卒	勳八	勳八	前田次郎	病死
同	陸軍砲兵二等卒	勳八	勳八	小杉乙吉	病死
同	海軍上等機關兵曹	正七位勳六等		寺井太太郎	
同	海軍上等兵曹	勳七	勳七	山田益平	
同	陸軍砲兵特務曹長	勳七	勳七	和泉純太郎	
同	陸軍砲兵曹長	勳七	勳七	如中純太郎	
同	陸軍騎兵上等兵	勳八	勳八	福島源藏	
同	陸軍騎兵一等卒	勳八	勳八	寺井久藏	
同	陸軍砲兵一等卒	勳八	勳八	川村久藏	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	敦岡太松	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	市川傳太	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	酒田傳太	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	藤澤傳太	
同	陸軍步兵一等卒	勳八	勳八	千場傳太	
同	海軍一等水兵	勳八	勳八	中村傳太	
同	海軍一等機關兵	勳八	勳八	和泉傳太	

第五十二章 西海村

總說

○位置廣袤。本村は郡の北部に位し、西南は日本海に、北は西浦、西増穂兩村に接し、東は松ヶ下灣を隔て、富來村に對し、東北は東増穂村に界す、東西凡十八町、南北十町、面積奇零一三方里にして、海岸線の延長は一里三十一町五十餘間に達す、

○地勢。本村は北方にありて海拔千八百尺なる高爪山の餘脈が海中に突出せる所にありて、東西南の三面は海に臨み、北方に丘陵を負ひ、高岩崎、海士崎の兩岬出で、松ヶ下灣を擁す、灣内は二十餘尋の深さに達し、碇泊に便なるを以て、往々内外軍艦の來泊を見、又汽船、帆船の避難地として著名なり、海岸附近には魚附保安林ありて、魚族の來遊に利し、目標保安林ありて、海上作業に便する等、縣下有數の漁場たり、

土壤は各區概ね一様にして、海岸一帯は巖石羅列し、作物の生育に適せず、丘陵は粘土にして、耕地として不良なるも植林に適し、樹木の成育甚だ速なり、地勢斯くの如く岬角の斜面にあるを以て、河水の大なるものなく、従つて用水の不足は、耕作其他の産業に不利甚だしく、井泉の不足なる、飲料水に將た消防上に其不便大なりとす、

位置廣袤

地勢

區劃

戶口

土地

交通

漕運

○區劃。本村は別ちて風無、風戸、千浦の三區とす、

○戶口。大正四年十二月現在本村の戶口左の如し、

本籍	戶數	三六二人	口	一、九〇八	現住	戶數	三一〇人	口	一、七四五
----	----	------	---	-------	----	----	------	---	-------

○土地。大正四年十二月現在本村の民有土地左の如し、

地別	町	反	價
田	二町八五〇	二、八五〇	七、三七
畑	八町〇四〇	八、〇四〇	六、五二
宅地	二九町〇九	二、九〇九	七、二五
山林	八九町七六	八、九七六	五、九六
原野	一町九二六	一、九二六	二、三三
雜種地	三町三九	三、三九	二、四九
池	三町	三、〇〇	一、四九
沼	三町	三、〇〇	一、四九
免租地	三町	三、〇〇	一、四九
荒地(免租)	三町	三、〇〇	一、四九

交通

○道路。本村は高爪山脈の海中に凸出せる、半圓狀の一區域に過ぎざるを以て、交通の便少く、僅かに里道として、東方西増穂村より本村を経て、西北西浦村に通する一線と、別に同村字赤崎に通する一線あるに過ぎず、二線共に險惡にして車馬の通行困難なるも、近年西増穂村字酒見に接續して、西浦村に通する新道を開鑿することとなり、縣稅の補助を受けて、大正二年工を起し、大正五年度に於て竣成を期するに至れり、

○漕運。從來漁船を以て、富來、福浦、羽咋、金石等に貨物、魚類の運送をなすあり、又松ヶ下灣を錨地として、西洋型帆船の出入頻繁なるありしが、大正三年以來更に輪島より美川に至る汽船の航路

開け、毎年四月より十月まで隔日に往來し、字風無を以て其の寄港地と定めしかば、夏季に於ける交通の便少なからざるに至れり、

○郵便。明治三十五年十一月以來、字風無に郵便局を設置し、風無郵便局と稱し來りしが、同四十五年二月改めて西海郵便局と稱す、無集配局なるを以て、西浦郵便局によりて集配の便を得、

沿革

○藩政時代。本村は天正以後の藤懸郷の地にして、其の村治は安永頃にありては相神組十村役の支配に屬し、文政以降に在りては富來組となれり、

○維新以後。明治九年十一月區方條例の發布せらるゝや、本郡は石川縣第八大區となり、本村は其小一區に屬せり、次で明治十一年十二月郡區制を布かれ、本村は酒見村外數ヶ村戸長役場の所轄となれり、

○町村制施行以後。同二十二年四月町村制實施に際し、風戸、風無、千浦、の三村を合して西海村と名づく、其由來は之を西浦村の條に述べたり、而して村役場は當初より之を風無に置けり、
村長の氏名は左の如し、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
畑中文四郎	明治二十二年二月二十四日	明治二十二年八月十六日
森茂	同二十三年二月二十四日	同二十五年六月二十二日
戸坂林藏	同二十五年十一月二十二日	同二十六年二月二日
濱浦兵衛	同二十六年一月七日	同三十一年八月三十一日
長浦兵衛	同三十一年九月十四日	同三十三年七月二十八日
本多太郎	同三十三年九月二十四日	同四十一年十月六日
室多太郎	同四十一年十二月九日	同四十三年八月十四日
市川兵太郎	同四十三年九月七日	(現在)

村長
産業
職業

産業

○職業。本村は天與の漁場を有するを以て、村民の生計は漁業を主とし、農業之に次げり、漁業は鰯刺網、敷網、瓢箪網類を用ふる定置漁業及び釣漁にして、農業は麥の耕作を主とし、豆類、粟、黍等の雜穀類を出すに過ぎず、米作は字千浦に於て之を行ふのみ、今左に大正四年十二月末日現在の職業別戸數を掲ぐ、

農業		漁業		工業		商業		自由業		其他		合計
自作	自作兼小作	小作	計	業	業	業	業	業	業	業	業	
八	二九	六	四三	二一五	一八	四	九	二二				三二〇

○生産物。大正四年中に於ける本村生産物の年額左の如し、

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	四六九石	河豚	七五〇貫	米	一、〇〇〇貫
粟	一八石	鮑	三〇〇貫	粟	一、〇〇〇貫
大豆	一六二石	海蝶	二〇、九三〇貫	大豆	一、〇〇〇貫
蠶豆	一四二石	和鼠	四、七七〇貫	蠶豆	一、〇〇〇貫
甘藷	一〇〇、〇〇〇貫	鯉	六、四〇〇貫	甘藷	四、〇〇〇貫
馬鈴薯	二、四〇〇貫	鯉	一、五〇〇貫	馬鈴薯	一六〇貫
蘿蔔	二一、六〇〇貫	鯉	二、五〇〇貫	蘿蔔	八〇貫
牛蒡	六二五貫	鯉	七〇〇貫	牛蒡	三〇〇貫
菜	八一〇貫	鯉	二、七〇〇貫	菜	三、〇〇〇貫
蕎麥	八三石	鯉	一〇、〇〇〇貫	蕎麥	一、四〇〇貫
麥	九二九石	鯉	一〇、〇〇〇貫	麥	四、一八五貫
真	一二六、〇〇〇貫	鯉	四、〇〇〇貫	真	四、一八五貫

教育

寺子屋 教育

○寺子屋。藩政時代の教育は記録の據るべきものなけれども、所謂寺子屋教育の如きもの行はれたるは明にして、當時子弟の教授に當りしは、東萬四郎、杉本平左衛門、小谷久右衛門、木下某等なりき、

小學校

○小學校。學制頒布に至り、明治八年二月二十八日小學校を創立し、風無小學校と稱し、通學區域を現今の三字とす、同十年十一月更に一校を千浦に設け、千浦小學校と稱し、從來の學校を風無小

校長

校長氏名	就職年月日	退職年月日
飯島定由	明治八年二月	明治九年二月
羽田正忠	同 九年二月	同 九年三月
新保正春	同 九年三月	同 九年七月
武田次郎	同 九年七月	同 十年二月
今村久男	同 十年二月	同 十年六月
大町友男	同 十年六月	同 十二年五月
竹内夏松	同 十二年五月	同 十三年三月
西村正實	同 十三年三月	同 十三年七月
西高太郎	同 十三年八月	同 二十六年十二月
荒敬一	同 二十七年三月十六日	同 二十八年八月六日
中西彌太郎		

學校と稱したるも、十一年十二月化育小學校と改稱せり、十四年五月上等、下等の階級を廢して尋常高等の二科とし、十五年七月更に初等、中等の兩科を設けたりしが、十八年三月初等科單立となり、二十年四月一日には簡易科となり、明治二十五年四月の改正によりて、更に西海尋常小學校と改稱し、通學區域を本村全部とす、明治三十九年九月認可を得て實業補習學校を附設し、明治四十四年一月校地を移して校舍を新築し、四十五年三月落成す、是即ち現今の校舍なり、同年同月高等科を併置し、西海尋常高等小學校と改稱し、大正四年十月二十六日今上天皇の御影を奉戴す、創立以來の學校長の氏名左の如し、

才田榮次郎	同 二十八年八月七日	同 三十一年一月四日
岡部忠孝	同 三十一年三月三十一日	同 三十一年九月三日
喜田友直	同 三十二年六月三日	同 三十五年五月一日
勝見爲三	同 三十五年五月二日	同 三十六年六月二十二日
庄田常保	同 三十七年三月三十一日	同 三十八年七月三十一日
高野清次	同 三十八年九月十六日	同 三十九年四月四日
岩原惠介	同 三十九年四月五日	同 四十三年三月三十日
石浦誠之	同 四十三年三月三十一日	(現在)

補習學校

○補習學校。明治三十九年九月西海村尋常高等小學校内に西海村立水産補習學校を附設し、爾後毎年十一月より翌年二月に至る冬季三ヶ月間に於て開校教授せしも、明治四十二年に至りては、各字に於ける青年會の活動に伴ひ、其の施設に係る夜學會の勢力を得たると共に、補習學校は遂に有名無實のものとなり、村當局及び學校教員の努力も之を復舊すること能はざりしが、大正五年七月各字の青年會は解散して、全村一團の青年團となりしを以て、此の機を利用して同年十一月より再び補習學校の教授を開始せり、

青年團

○青年團。本村に於ては從來風無青年會(明治三十四年十二月創立)風戸正義團(同三十八年一月)千浦青年團(同三十七年一月)ありて、夜學會、水産品評會、水難救護等を其の事業とせしが、明治四十年十一月此等を併合して西海村下青年會を組織し、各字に支部を置き其の事業を繼續せり、次で

夜學會

大正五年二月廿八日に至り、同年同月の石川縣告示第七十三號の旨趣に則り、從來の組織を改めて更に西海村青年團を編成し、小學校長を推戴して團長とし、團員一百三名を有するに至れり、
○夜學會。青年會各支部は毎年十一月より翌年二月に至る四ヶ月間夜學會を開設し、西海尋常高等小學校の教員之を指導し、青年中の先輩之が補助の任に當れり、

神社

神社

○西海神社。字風無に在り、村社にして天照大神、豐受大神、事代主命を祀る、本社は明治三十九年十二月二十九日日本縣告示によりて指定せられ、神饌幣帛料の供進使參向することゝなれり、
○松ヶ下神社。字風戸に在り、村社にして亦た天照大神、豐受大神、事代主命を祀る、本社に神饌幣帛料供進使の參向することゝなれるは明治四十五年一月十七日のことなり、
○度會社。字千浦に在り、村社にして天照大神、豐受大神を祀れり、

寺院

寺院

○萬福寺。字風無に在り、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり、初め大福寺村六所社の別當大福寺五十餘坊中の一なりしかど、僧慶誓に至り、文和元年真宗に歸して、今の寺號に改めたりと云ふ、
○念乘寺。字千浦に在り、真宗大谷派に屬し、寺格は別助音地なり、寺傳に曰く、日野資朝嘗て佐渡

國に誦せられしが、遁れて本郡福浦港に來りしも意安せず、乃ち此地に隠れ庵を結びて居れり、その後裔僧となりて西林と號し、本寺を建てたりと、その仕職は今日野氏を冒せり、

名蹟

名蹟
尼ヶ崎

○尼ヶ崎。一に海士崎と書す、

(能登名跡志)

又富木の西の方濱手は藤懸の郷とて、赤崎千浦風戸風無小窪笹波前波とあり、是を富木七浦といふ、此澤傳ひ風景にして、松ヶ下といふ所は船の懸間あり、大辰り駒返しなど、て面白き所あり、又尼崎と云也、此所自然と蕪菜多く生ずる也、又昔義經の辨慶に蛇をとらせられし所とて風景あり、

人物

人物

笹野榮吉

○笹野榮吉。安政六年四月西海村字風無に生る、夙に雄志を懷き、維新當時より北海道に於て事業を經營し、明治十八年進んで露領サガレン島に渡航し、露國地方廳より漁場經營の許可を得て、艱苦を嘗め漁場を開きたるもの實に數十ヶ所の多きに達し、拮据勵精巨萬の富を致せり、加之克く力を公益の事に竭し、其の篤行見るべきもの尠からず、嘗て同村小學校の基本財産として多額の寄附をなしたるを以て、賞勳局總裁より銀盃を下賜せられ、又本郡長より地方功勞者として表彰せらる、其他恩賜財團濟生會に金貳千圓を寄附し、日本赤十字社總裁宮殿下より 有功章を授與せらる

從軍

從軍

と等、各種の公益事業に對しては卒先して其の資を投じ、常に民衆の儀表たり、大正四年即位大禮御舉行に際し、特に地方名望家として賜饌の榮に浴す、

戰役	兵種官等級	位	氏名	事故
明治二十七八年役	陸軍歩兵上等兵	勳八等	三井 德松	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	田淵 甚八	
同	陸軍歩兵伍長		川向 龜藏	
同	陸軍輜重輸卒		高野 平吉	
同	海軍一等水兵		坂野 太郎	
同	海軍二等水兵		中島 三郎	
同	陸軍歩兵上等兵	勳七等	三井 德松	
同	陸軍歩兵伍長	勳七等	川向 龜藏	
同	陸軍歩兵一等卒	勳七等	田淵 甚八	
同	陸軍輜重輸卒	勳七等	濱浦 喜助	
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	畑原 榮吉	
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	高野 平吉	
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	畑原 榮吉	
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	西崎 助吉	
同	陸軍輜重兵一等卒	勳八等	松尾 祐綱	
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	西崎 源三	

第五十三章 西浦村

總說

位置廣表

○位置廣表。本村は郡の最北端に位し、東南は本郡西増穂村並に西海村に接し、西は日本海に臨み、北は鳳至郡劔地村に界す、地形東西に短く南北に長くして殆んど紡錘形をなす、東西二十八町、南北最長二里五町、海岸線延長二里十一町、面積奇零七方里弱とす、

地勢

○地勢。東南北の三方は高峻なる丘陵にして、漸次西に向つて傾斜し日本海に臨む、山脈には西海村大福寺なる高爪山の支脈、本村の東方より起りて南北に別れ、北は本村字笹波及び深谷に入りて丘陵をなし、南は本村と西増穂村と分水嶺をなし、西海村の海士崎に至りて海に入る、本村丘陵中の最高地は、字笹波ゼンマヤチの東、丸山の貳百十米にして、之に次ぐは字鹿頭石坂の絶頂百九十米とす、數條の細流東南の分水嶺より發し、西方に流れて日本海に入る、其流域並に谿間に平地ありて田圃開けたり、地質は山地にありては概ね粘土質にして松柏科植物繁茂し、平地は概ね粘質壤土にして穀菽の栽培に適す、

海岸は字笹波、前濱にありては、概ね絶壁をなして岸深く、關野の北方(アジャの港と稱す)は二三百石積の小舟を碇泊せしめて風波を避くることを得、海岸一帯は遠淺にして岩礁多く、舟の交通及

用水

び碇泊に不便なり、

○用水。本村は水源より海岸迄の距離甚だ短くして、最長僅かに二十八町に過ぎざるを以て、天然の流水を利用するのみにては、到底水田の全面積に充用する能はず、故に各村數個の溜池を設置して用水となす、本村に於ける溜池の總數四十一個にして、内七個は明治年間の新設に係り、其他は舊來より設けられありしものなり、

○區劃。本村は分ちて赤崎、小窪、鹿頭、笹波、前濱、深谷の六區とす、

○戸口。大正四年十二月現在の本村戸口左の如し、

本籍	戸數	四九〇人	口	二、八二四	現住	戸數	四五五人	口	二、六一八
----	----	------	---	-------	----	----	------	---	-------

○土地。大正四年十二月現在の本村民有土地左の如し、

反別	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	池沼	免租地	荒地(免租)
價	一五、五九〇 五、五六	二六、三二四 一四、七五	三、三三四 一八、九五	三六、三三六 三、二四	二六、四三五 一九〇	二六、二九 一〇	四〇三 一	三九、二四 一	七二〇 一

交通

○道路、縣道は本村字笹波東北部の山中、並に字深谷地内を通過するも、村民一般の交通運輸上殆

んど便宜を受くることなし、唯本村の一小部落字深谷のみ、この道路の恩恵に浴するに過ぎず、縣道の本村内を通ずること約十町なりとす、又里道西浦往來は、東増穂村新川橋に於て縣道より分れ、西増穂村字酒見を経て本村内を通過し、鳳至郡劔地村界にて縣道に合す、此道路は本村民の他地方に交通する唯一の幹道なれども、尙未だ車馬の通行自由ならざるは頗る遺憾とすべし、將來に於ける本村の發展は一に此道路の便否如何にありといふも不當にあらず、其他酒見方面には龍護寺坂の嶮岨あり、劔地方面には深谷尻の峻坂ありて何れも車馬を通せず、剩へ道路泥濘にして、秋冬の候は殆んど脛を没するの有様なり、されば通行人は常に草鞋を穿ち、貨物の運輸をなすには専ら人脊に頼るの一途あるのみにして、村民の困難を感ずること大なるものありしを以て、明治三十年本縣より金壹千六百圓の補助を得て該道路を改修せり、此時今の龍護寺坂道路を新設す、次で明治三十五年再び本縣より金壹千圓の補助を得て、該道路の砂利敷工事を施し、爾後毎年村費により小修繕を加ふるを以て、稍舊來の不便を免るゝことを得たりと雖も、猶各處に急坂多く、自由に車馬を通行せしめ得ること難し、

本村字赤崎より、赤崎辻に於て西浦往來に合する里道は、明治三十五年頃本村に於て改修工事を加へたることあるも、尙坂路ありて通行便ならず、又本村字鹿頭濱出より、小窪を経、小窪辻に於て西浦村外浦往來に合する里道は、明治四十年頃村に於て改修を加へたることあるも、其の計畫姑息

にして通行自由ならず、此外本村字赤崎より、海岸を通過し、西海村に通ずる里道、字鹿頭より西増穂村字大福寺に通ずる里道、字笹波より同大福寺に通ずる里道ありと雖も、何れも舊來の山路にして、殆んど通行に堪へざる有様なり、

○漕運。本村の海岸は概ね遠淺にして岩礁多く、船舶の出入に便ならず、且つ風波を凌ぎ難きを以て、本村より貨物の輸出入をなすには、唯海波靜なる季節を選びて、小廻船又は漁船によりて、遠きは加賀沿岸地方の金石美川より、近きは鳳至郡輪島港及び郡内羽咋福浦等に運漕す、殊に大正三年以降春夏の交に限り、輪島美川間定期航海の小汽船あり、本村も亦其の寄港地となりたるを以て、爲めに便宜を受くること少からず、

○郵便。明治三十四年までは、本村は富來郵便局の管内に屬し、通信上甚だ不便を感じたりしが、明治三十五年三月本村字鹿頭に鹿頭郵便局(後に西浦郵便局と改稱す)を設置せられ、森田雅啓局長となり、其の住宅に於て郵便事務を開始し、本村及び西増穂村西海村を其管轄區域とせり、電信は本村より金六百五十圓を寄附上納して、其の架設を請願せしに許可せられ、明治四十四年十二月より電信事務を開始するに至れり、

沿革

○藩政時代。前田領となりしより以後は、能登口郡に郡奉行を置き其下に十村役あり、郡を數組に

分ちて之を分擔し村治を統轄せり、安永の頃本郡を五組に分ち、本村は相神組に屬したりしが、其後組名を改めて三階組となり、文政四年更に富來組と改稱したるを以て、本村は富來組十村役の管轄に屬し、以て明治維新に至れり、十村の下には各村に肝煎ありて村治を掌り、又其下に村役人ありて之を助けたりき、

維新以後

○維新以後。明治二年六月府藩縣の制を定め、金澤藩を置き、本村は其治下に屬す、明治三年十月、十村役を郷長と改め、同年閏十月更に之を里正と改稱す、管掌事務舊の如し、明治四年廢藩置縣によりて七尾縣を置き、能登一圓その所轄となる、明治五年一月區制を發布し、各郡に區を置く、本郡は之を五區に分ち、本村は第五區に屬す、區に區長を置き區内を治む、而して第五區には舊富來組各村並に熊木組の内羽昨郡に屬する各村、即ち現今の鈍打村を含めり、同年三月區制を改正し、第五區を第七大區と改め、更に七大區を四箇の小區に分ち、本村は小四區に屬す、大區には戸長、小區には副戸長を置き、各村の肝煎を總代と改め、其大區毎に區會所を置く、同年七月大小區名を改めて第何區何番組と稱し、本村は第七區四番組に屬す、明治五年九月七尾縣を廢し、石川縣の所轄となる、明治六年八月戸長各區を副區長、副戸長各小區を戸長とし、總代を副戸長と改む、明治六年十一月區長を廢し、副區長を區長、戸長を副戸長と改む、明治九年十一月區方條例を發布し、一郡一區の制によりて、本郡を石川縣第八大區とし、更に郡内を六區に分ち、本村各大字は其小一區に屬せ

り、明治十一年十二月郡區制を布き羽昨郡役所を羽昨村に設置す、明治十二年千浦、赤崎、小窪、鹿頭、笹波、前濱、深谷の七箇村を合して、鹿頭村に鹿頭村外六ヶ村戸長役場を置き、森本賢之丞その戸長たり、戸長役場は鹿頭村大家七郎左衛門の住宅を以て之に充てしが、明治十八年戸長役場區域に變更あり、從來の七ヶ村に風戸村、風無村の二ヶ村を加へ、赤崎村外八ヶ村戸長役場を赤崎村に置き、同村長光寺を以て役場に充つ、然るに明治十九年十月本村内に虎列剌病猖獗を極め、長光寺住職亦た同病に罹りて死亡せしを以て、再び戸長役場を鹿頭村に移轉し、大家七郎左衛門の住宅を以て之に充て、以て市町村制施行の時に及べり、

町村制施行以後

○町村制施行以後。明治二十二年四月市町村制の施行により、千浦村、風無村、風戸村の三ヶ村分離して別に西海村となり、赤崎村、小窪村、鹿頭村、笹波村、前濱村、深谷村の六ヶ村を合して一村とし、西浦村と稱し、從來の村を字とす、當時郡衙より本村が元と藤懸郷と稱したる因みにより、藤懸村と稱すべきの件を諮問したるも、村有志者は之を排して、舊前田領たりし頃、此の海岸地方を西浦七浦と稱したるにより、本村を西浦村と命名し、同時に一方を西海村と名づけんことを答申し、現今の名稱となりしものなり、初め村役場を字鹿頭大家七郎左衛門の宅に設けしが、明治三十年之を同字大根善六の宅に移轉せり、左に村長の氏名を掲げん、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
大家七郎左衛門	明治二十二年六月	明治二十二年七月
森本賢之丞	同二十三年九月	同二十六年三月
森本賢之丞	同二十六年九月	同二十七年五月
長浦兵衛	同二十七年八月	同三十一年八月
森田雅啓	同三十二年四月	同三十五年三月
橋野喜作	同三十五年十一月	同三十九年十一月
橋野喜作	同四十年一月	同四十四年一月
鹽井與八	同四十四年二月	大正元年八月
須磨藤太郎	大正元年九月	同五年九月二十五日
角花榮右衛門	同五年十月二十六日	(現在)

職業

○職業。大正四年十二月末日現在の本村職業別戸數左の如し、

農業	漁業	工業	商業	自由業	其他	合計
自作 七八	三〇〇	一〇二	一〇	二〇	八	一六
自作兼小作 九八	一〇二	一〇	二〇	八	一六	四五五
小作 一二四	一〇二	一〇	二〇	八	一六	四五五

○生産物。大正四年中に於ける本村生産物の年額左の如し、

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	三、三二五石	批	五〇〇貫	魚	一五〇貫
麥	一、八五四石	鷄	三三、五八〇個	油	八七、〇〇〇貫
大豆	七七一石	丸太及角材	一、〇〇〇貫	粕	二、五〇〇束
小豆	五〇石	薪炭	八四〇捆	蓮	一、五〇〇束
甘藷	五二、五〇〇貫	竹炭	五、〇〇〇貫	蓮	五〇〇束
馬鈴薯	一一、〇〇〇貫	茸類	一五〇貫	角	一、六〇〇個
大馬鈴薯	二一、〇〇〇貫	木炭	一、五〇〇貫	手	四、五〇〇個
梅鉢	二、〇〇〇貫	海魚	二六三、〇九〇貫	石	四四、七八五貫
鈴	一、五〇〇貫	藻類	八〇貫	灰類	四四、七八五貫

教育

○寺子屋。村民中の男子は大凡十歳前後より、村内の比較的學問ある人々を師となし、毎年冬季三ヶ月間、教師の自宅に就きて讀書算の初歩を學べり、此等學問に志すものは、富裕なる農民の子弟又は特志者に限れるを以て、實際普通の讀書算に通ずるものは、男子の二割内外にして、その餘は

都て無學者なりき、其の學科は之を讀み書きと稱し、平假名、家名、村名、寺名、國名などより始め、商賣往來、消息往來、庭訓往來等を學び、算術にありては珠算によりて、普通の加減乗除に熟達するを限度とす、本村に於ける明治維新前後の教師は鹿頭村に木下喜一郎、橋野喜三郎、小室庄九郎、大家七郎左衛門、藤懸玄寧あり、赤崎村に塩井與平、清水次太、高島忠四郎あり、笹波村に兩寺院住職、



西浦尋常小學校

十五社和尙、谷兵衛等ありき、

○小學校。明治八年二月赤崎、小窪、鹿頭、笹波、前濱、深谷の六ヶ村(現在の西浦村)を合せ、鹿頭村常徳寺の庫裏を借り受けて之を校舎に充て、同月十四日開校の式を挙げ鹿頭小學校と稱す、是れを本村に於ける小學校設置の嚆矢とす、明治九年五月赤崎村分離して赤崎小學校を設置し、同村本多次郎八の宅を教室とせしが、明治十四年その校舎を建築せり、明治十一年二月笹波、前濱、深谷の三村分離して、笹波小學校を設置し、笹波村平田氏の宅を教室とし、同年十二月校舎を建築す、明治十四年鹿頭小學校の校舎を建築す、同十七年四月石川縣令岩村高俊能登巡視の途次同校に臨み、建築落成式を舉行し、精勤小學校と命名し、同日笹波小學校に臨み、勵精小學校と命名す、明治十八年二月前三校を廢し、中等科笹波小學校を勵精小學校に、同分校を精勤學小校に設置す、明治二十年四月更に尋常科簡易科鹿頭小學校を鹿頭に、簡易科笹波小學校を笹波村

校長氏名	就職年月日	退職年月日
室石常秀	明治二十年四月	明治二十五年七月
伊藤定吉	同 二十五年十月	同 二十七年二月
志尾文次郎	同 二十七年三月	同 二十七年七月
奥村不可止	同 二十七年十一月	(現在)

○補習學校。明治三十八年西浦尋常小學校内に、毎年冬季三ヶ月間、毎日午後二時間宛、尋常小學校卒業者の爲に農業補習學校を設置して補習教育をなせり、其の後明治四十一年に至り、義務教育年限延長の結果入學者皆無となり、爾來殆んど休校の姿となりしが、大正四年より青年夜學會を西浦村立農業補習學校に改むることとし、毎年冬季夜間に於て、字笹波、字鹿頭、字赤崎の三ヶ村に教場を設くることとせり、

○夜學會。本村に於ける青年夜學會は、各大字青年團支部主催の下に、村費の補助金を得て四ヶ所

に開設し、毎年冬季三ヶ月間村内青年に對して補習教育を施し來りしが、大正四年より之を西浦村立農業補習學校と改め、村に於て施設することとなれり、

圖書館

○圖書館。大正元年本村字鹿頭青年會支部會場内に圖書館を設置せしが、現今一千六百部の書籍を藏するに至り、青年子弟をして自由に閲讀せしめつゝあり、

青年團

○青年團。本村各大字には明治維新以前の頃より若連中連判と稱する青年の團體あり、大字内の風紀維持に努め、傍ら氏神祭禮の執行機關たりしが、自然惡風を生じ、團體力を利用して種々の弊害を醸すに至れり、然るに世運の進歩に伴ひ、青年中の有識者は之が改善を計り、惡弊芟除に努むると共に、各種事業を企畫實行し、地方改良の有益機關たらしめたり、此れ即ち鹿頭青年會(明治二十六年一月創立)笹波青年會(同二十五年九月)赤崎青年會(同三十年二月)小窪青年會(同四十年七月)前濱青年會(同四十年九月)にして、其の事業は主として風紀矯正、夜學會開催、學術講話會、實業講習、農業漁業の研究實行、善行者表彰、青年圖書館、非常警戒、入退營者送迎、死亡者追悼會執行、酒共同販賣等にして、會の維持は基本金利子、事業利潤、共同勞働賃金、會員寄附金、會費徵收、各種補助金等を以て支辨せり、明治四十五年更に西浦村青年會を組織し、從來の西浦村各大字青年會を同支部とし、大正二年三月郡長臨場發會式を舉行し、同事務所を西浦尋常高等小學校内に置きしが、大正五年二月二十八日、再び同年二月石川縣告示第七十三號に準據したる西浦村青年團に

改め、小學校長を團長とし、現に團員百三名を有す、

神社

神社

菅原神社

○菅原神社。字赤崎にあり、村社にして菅原道真を祀る、社地は同字中央の稍高き所に在りて、明治初年まで數百年を経たる老松繁茂せしも、漸次枯損して今は形跡を存せざるに至れり、本殿及拜殿は約二百年以前の築造にかゝるものならんといふ、本社創立に就ても亦明かならずと雖も、玉藏寺舊記に據れば、寛保年中同寺無住の時赤崎村の産子等、近村八幡村の社家に依頼し神事を勤めたりとの事あれば、或は其以前は玉藏寺の末社として、同寺の支配に屬したるものに非ざるか、又古老の談によれば、同社は東増穂村の飯室より移住せしものなるが、其の飯室に在りし時、同村八幡なる八幡社の末社たりし緣故により、移住後も尙其支配に屬したるものなりと、本社は明治三十九年十二月二十九日日本縣告示によりて指定せられ、神饌幣帛料供進使の參向することとなれり、

白山社

○白山社。字鹿頭にあり、村社にして菊理媛命を祀る、社地は同字南方畠地の中央に在り、松タビ等の老樹繁茂して、一見千有餘年前の古社たるを知るべし、本殿及拜殿は明治三十年建築し、本殿内部の奉安殿は古來のものを用ゐたるものとす、往昔當村に藤懸社と稱する寺院あり、又當社は維新の頃に至るまで藤懸權現と稱したるに據れば、或は藤懸權現は古昔藤懸寺の本尊なりしが、其の後藤懸寺廢滅して、字笹波玉藏寺の支配に歸し、以て明治維新に至れるものに非ざるか、維新の後

其祭神の佛體なりしを改めて、更に白山社と命名し、現今の祭神を奉安するに至りしものにて、其の神體は明治二十三年伊勢神宮より勸請せるなり、本社に神饌幣帛料供進使の参向することゝなれるは明治三十九年十二月二十九日のことなり、

藤懸社

○藤懸社。字笹波に在り、村社にして大巳貴命、少彦名命を祀る、社地は日本海に突出せる玄徳崎に近く高燥なる丘陵をなし、松、樺等一千有餘年間の老樹鬱蒼として晝尚暗く、自ら敬虔の念を起さしむ、一説にこの社地は貴人の陵墓なりといへども明かならず、漁民は十五社森と稱し、漁場航海の目標となせり、本殿は二百有餘年前の建造にして、拜殿は天保十二年の改築にかゝり、外に寶物殿あり、元と十五社明神を祭り、玉藏寺に屬する神體なりしが、明治維新に際し、神佛混淆の禁令あるに至り、玉藏寺を廢し、同神社を藤懸社と命名せるなり、本社は明治三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる、

蛭子社

○蛭子社。字赤崎にありて無格社なり、其創立明かならずと雖も、古より漁撈の神として事代主命を祀れるなり、社殿は一小堂宇にして明治二十年頃の改築にかゝれり、

度會社

○度會社。字小窪にあり、村社にして天照大神、豊受大神を祭る、社殿は七八十年以前の建築に係る一小堂宇にして、其の起原明かならず、

蛭子社

○蛭子社。字前濱にあり、村社にして事代主命を祀る、

少彦名社

○少彦名社。字深谷にあり、村社にして少彦名命を祀る、

高瀬の宮

○高瀬の宮。字笹波にあり、今廢社となる、元來社殿なく、山中の大石を以て祭神とす、村民は之を高瀬の天神と稱へ、往昔より十五社の末社なり、玉藏寺記に據れば祭神を本地石佛法塔天石とせり、

小瀧宮

○小瀧宮。字鹿頭にありて廢社なり、社殿なく石佛地藏尊を祀り、維新前字笹波玉藏寺の支配したるものなり、其社地は維新後一字の共有たりしが、現今白山社の社地に編入せり、玉藏寺記に依れば三月二十四日を以て祭日とせしが近年五月十八日を以てす、村民は之を水祭と稱し居れり、

門前明神

○門前明神。字鹿頭に在り、今廢社となる、門前庄藏の宅地内に社地を有し一小堂宇を存す、本尊は弘法大師作の木佛地藏尊にして、維新以前は字笹波玉藏寺の支配に屬せしが、維新後白山社の社掌之に奉仕し、其後明治四十年頃より、酒見の曹洞宗龍護寺之を所管することゝなれり、毎年二月二十四日を祭日とし、村民之を門前祭と稱す、

神明の宮

○神明の宮。字鹿頭にあり、今廢社となる、元と小社殿にして白山社と同時に祭典を行へり、玉藏寺記に據れば、戸保化の宮と稱する者ありと雖も明かならず、或は曰く今の神明宮これなりと、果して然るか、姑く疑を存す、

寺院

寺院

常德寺

○常德寺。字鹿頭にあり、眞宗大谷派に屬し、寺格は准由緒地とす、蘇陀山常德寺と稱し、往昔は字

鹿頭樋渡組の東南、蘇陀と稱する地にありし眞言宗寺院にして、字笹波の玉藏寺と共に藤懸郷に於ける古刹なりしと雖も、更に舊記の據るべきものなし、同寺の記録に據れば、後土御門天皇の文正元年、僧了玄本願寺蓮如に歸依し、眞言宗を捨て、浄土眞宗に轉すとあれば、この時代に於て現今の地に移轉したるものならん、爾來四百有餘年を経、了玄より十五世に賢住院得住といふあり、天保より明治初年の人なり、眞宗大谷派の大講師にして、學徳を以て村民に接したを以て、各種の風俗、儀禮、作法等その教導感化を受けたること少からず、其餘風今尙存す、十六世玄寧も亦學徳高く、謹嚴にして殊に書畫什器を愛し、内外典の藏書甚だ多し、本堂は其建築年代不明なるも、二百年前のものなりといふ、本堂の正面本尊の兩側なる柱は四百年前眞言宗たりし時の本堂に用ひられたるものなりと傳ふ、

長教寺

○長教寺。字笹波に在り、眞宗大谷派にして寺格は別助音地なり、山號を大乘山と稱す、永祿二年四月僧祐正の創立に係るといふ、もと大笹波に在りしが、文政十年現今の場所を選び移轉せしものなり、明治初年頃までは長教寺と稱したるにや、官署よりの令書其他の什器、寺號書等に敬字を用ひたるものあり、明治七八年頃本堂建築の工を起し、同十三年竣功せり、建築費六千圓を要せる地方有数の建築物にして、その費用を負担したるを以て、檀家中に傳來の土地を賣却せしものすらあり、爲に字笹波全部の財政は、一時甚だしき困窮に陥りたりと稱せられき、然るに不幸にして明

治四十年十二月十四日焼失し、明治四十一年六月再建に着手し、四十三年八月竣工せるもの、即ち今の堂宇なり、

満念寺

○満念寺。字笹波に在り、眞宗大谷派に屬し、寺格は助音地にして、平岡山と號す、享祿二年六月僧浄玄の創立せしものにして、本堂は寛永の頃の建築にかゝるといふ、

長光寺

○長光寺。字赤崎に在り、眞宗大谷派に屬し寺格は別助音地なり、山號を光惠山といふ、天文年中僧西心の創立にかゝり、文政三年本堂を建立して現在の地に移轉したるものなり、十四世靈祐の弟頼成は當時同派に稀なる學者なりしが、該宗派信仰の根底たる二種信心につき論議し、終に罰せられて僧籍を脱し、明治二十二年九十四歳にて死亡せり、其名聲今尙斯界に傳へらる、

願因寺

○願因寺。字鹿頭にあり、眞宗大谷派常徳寺の附屬たりしが、明治三十七年七月本縣石川郡二塚村字神台に移轉せり、

玉藏寺

○玉藏寺。字笹波玉藏寺は今廢寺となれるものなり、もと眞言宗の巨刹にして、元明天皇和銅年間の開基といひ、七堂伽藍を構へ、十五社明神を祭り、藤懸郷を支配したるものなりしが、天正年間上杉氏の兵火により焼失し、再び古の壯觀を仰ぐことを得ざるに至れり、然れども再建の後、尙藤懸郷内の神事を勤めしに、維新後神佛混淆を禁せられしを以て、寺を廢して神社となし、今の藤懸社となるに至れり、今同寺の由來書を左に記載す、

夫當山者元明天皇御宇和銅七年、洞ヶ嶽源隨國師平田山秀明院玉藏開白而、坊社等六ヶ院七堂伽藍、惣社十五社明神勅許宣旨、北熊西海八ヶ大社號を平田山と給ふ也、

自爾以降綿々星霜を経て北陸實利の壯觀たり、惜哉天正分裂の時一山都て焼失、漸く玉藏寺一字十五社宮陳迹を視て、源祐和尚再興立し給ふ、其外攝社末社相別れ、八ヶ村へ配分し給ふ、

右八ヶ村と申すは鹿頭村、小窪村、赤崎村、千浦村、深谷村、風無村、前濱村、其内赤崎村寛保年中玉藏寺無住の時、近村八幡村神主を村方の者共相頼、神主支配に相成、外七ヶ村も右神主相頼、湯之坂神樂相勸申候者也、

加茂大明神、布流大明神、松尾大明神、大原野大明神、住吉大明神、廣田大權現、八幡大菩薩、三十河大明神、天照皇大神宮、春日大明神、幾野大明神、三熊野大明神、小森千大明神、白山大權現、稻荷大明神、

右笹波平田山御鎮座神々、

加茂大明神、御本地佛地藏尊、松尾大明神、御本地佛地藏尊、松尾大明神、御本地虚空藏尊、布流大妙神、金伽羅童子尊、住吉大明神、阿闍尊、八幡宮、御本佛彌陀尊、大原野大明神、妙多賀童子尊、天照宮大神、御本佛大日尊、廣田大明神、不動明王尊、春日大明神、御本佛釋迦尊、三十河大明神、文珠大士尊、三熊野、御本佛阿彌陀尊、幾野大明神、普賢菩薩尊、白山大明神、本地觀自在尊、小森千妙神、彌勒尊、稻荷大明神、本地如意輪尊、

右十五社大明神、末社笹波村高瀬宮、本地石佛法塔天石、祭禮七月二十五日、

一、鹿頭村に末社小瀧宮、本地石佛地藏尊、祭禮三月二十四日、

一、同前門前明神、本地木佛禪輪地藏尊、祭禮正月二十四日、

一、同村神妙宮、本地如意輪觀世音大士、

右此一社神事近年相方に於ても祭禮相勸不申候、

一、風戸村 祭禮四月十六日、八月十六日

一、風無村 祭禮四月十六日、八月十六日

一、千浦村 祭禮八月十六日

一、小窪村 祭禮三月二十六日

一、深谷村 祭禮八月二十六日

一、前濱村 祭禮七月二十四日

一、鹿頭村 祭禮五月十八日、六月十六日

右末社祭禮定日如左、

惣社笹波村十五社宮、祭禮三月十六日、七月二十五日、九月十六日

一、外に小窪村鹿頭村論地に戸保化の宮、先年は祭禮玉藏寺より相勸來り候處、十ヶ年以前兩村争論に付、只今神事相勸不申候、

一、赤崎村、寛保年中に玉藏寺無住の時、赤崎村産子の者共より、近村八幡村社家相頼み神事相勸、只今玉藏寺より神事には罷越不申候也、

文政十四丑十二月 笹波村 玉藏寺 印

名蹟

○藤懸。承久三年の能登國公田田數目録に藤懸村、四町一段、建保二年立券狀とあり、天正以後に至りては深谷、前濱、笹波、鹿頭、赤崎、小窪、千浦、風無、風戸の諸村を統べて藤懸郷とせり、今の鹿頭村に古へ藤懸寺と稱するありて藤懸權現を祀れり、藤懸の郷名及寺名は此の境内に藤の古木の懸れるものありしより起れりと傳へらる、

○笹波。笹波村なる玉藏寺の由來記に依れば、同寺は和銅年間の開基なりといへば、當時既に同村の存せるものなるべく、部落大笹波は其の起原を爲したるものなりといふ、村内には山寺、萬福寺、

鐘搗田、鳥居野等の名稱を存し、往昔宏壯の寺院ありしが、天正の兵火によりて多く廢滅に歸せりといふ、

鹿頭

○鹿頭。大字鹿頭は往昔藤懸寺のありし地なりといへば、藤懸の本郷たるや明かなり、村内に寺尾、太鼓山、新堂、オホシモツラナカシモツラ中下寺、經塚等の名稱ありて、多くの寺院存せるもの、如く、此等は天正の兵火に焼失したりといふ、されば本村は王朝の頃既に存在せるものにして、鎌倉時代に至りては八十戸の民家を有し、現今の上野出、樋渡出、南出、領家出の邊に散在せしものなりといふ、

小窪

○小窪。今より約百年以前に在りては、小窪村の民家は現時の赤芝氏の西方に在りき、而して鹿頭村の民家も亦た其近傍にありたりといへば、固と鹿頭と同一部落なりしが、後に獨立の一村を爲し、ものなるべし、

赤崎

○赤崎。古老の談によれば、近世今の東増穂村字飯室の住民全部十三戸、高七十五石の田地を返納して、西浦村の海濱なる、千浦の界赤岩より鹿頭戸保化の下に至る間を領主に請ひ受け、こゝに移住して漁業に従事せるより起り、赤岩の名を取りて赤崎と號せりといふ、舊記に飯室とて今は無家なるも、往昔は戸口あり、年代不詳なるも一村擧つて赤崎村に移住せるものにして、今尙古祠及び宅地の跡あるにて明かなりといへるを證とすべし、或は曰く赤崎は固より漁業地にして民家ありしが、後に飯室より轉住せしもの之に加はれるなりと、

前濱

○前濱。本村は往古一旦退轉したるを、天正八年に富來村領家町惠光町の家僕たりし、越前金津の人藤左衛門といふ者領主の許可を得て移住し、以て漁業に従事せるより始まるといふ、

深谷

○深谷。縣道に沿て鳳至郡に入る最北端の村なり、其戸數五六戸に過ぎざる農民の部落なれば、附近各村より田畠を開墾して移住したるもの本村の起原を爲したるなるべし、

〔能登名跡志〕

又富來より大福寺迄平地也、是より領地までは峠也、此峠の谷内に在る村を深谷村といふ、是まで羽咋郡富木の境也、是より鳳至郡仁岸の郷也、紅葉ばを分けつゝ行けば錦きてといふ古歌を思へば、我も家に歸らぬ此の峠を通る折、錦なら家土産にせん紅葉かな

關野ヶ端

○關野ヶ端。一に跡野端に作る、笹波の海岸に在り、巖巖重疊して突出すること約八町許、判官堂、兜岩、大天井、望火樓、窖藏、船隠岩等の名ありて、奇形怪狀殆ど筆紙に盡くす能はず、古老曰く、源義經奥州下向の時此に留れりと、

西海七浦

○西海七浦。本郡の北部沿岸なる領家町村、風戸村、風無村、千浦村、赤崎村、前濱村、及び鳳至郡皆月村を合せて西海七浦と稱す、一説には千浦村及び赤崎村を加へずして更に鳳至郡の二村を數ふるものなりと、其の孰れが是なるを知らずと雖、要するに富來邊より皆月邊に至る一帯漁業地を總稱せるなり、

〔能登名跡志〕

晝 祭

○晝祭。大祭日に於て午後一時頃より大旗緋羅紗地の三四丈あるもの、小旗同上小なるもの、太鼓、鐘、神輿等を出し、神職氏子總代主なる有志者之に隨從し、夜祭に通過せる途を逆に還行す、見物人雜沓の狀は夜祭に同じと雖も、夜間の如く卑猥なること少し、

二一六〇

石川縣羽咋郡誌 終

大正六年九月五日印刷
大正六年九月十日發行

石川縣羽咋郡役所發行

印刷人 中川外喜男
金澤市高岡町百二十六番地

印刷所 中川大正印刷舍
金澤市高岡町百二十六番地
電話一四八五番